

平成27年度 第1回 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会次第

日 時：平成27年8月13日（木）
午後1時30分
場 所：議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項等
 - (1) 平成26年度情報公開個人情報保護制度の運用状況について
 - (2) 川口市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について
 - (3) (仮称) 川口市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（案）
及び(仮称) 川口市特定個人情報の取扱いに関する管理規定（案）
について
 - (4) 特定個人情報保護評価書の第三者点検について
- 4 その他
- 5 閉会

平成 2 6 年度

情報公開・個人情報保護制度
運用状況報告書

川 口 市

目次

I 情報公開制度

1 情報公開制度について	1
2 情報公開制度の運用状況	4
(1) 情報公開請求・申出の処理状況	4
・実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数	4
・課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況	5
・情報公開制度請求内容一覧	7
(2) 非公開決定等の理由	3 2

II 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度について	3 3
2 個人情報保護制度の運用状況	3 6
(1) 保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況	3 6
・実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数	3 6
・課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況	3 6
・実施機関別の保有個人情報訂正請求の処理状況	3 7
・課別の保有個人情報訂正等請求の訂正等の処理状況	3 7
・保有個人情報開示請求内容一覧	3 8
(2) 不開示決定等の理由	4 3
(3) 個人情報取扱業務の登録状況	4 4
(4) 保有個人情報の目的外利用等の状況	5 5

III 情報公開・個人情報保護審査会

1 情報公開・個人情報保護審査会について	6 3
(1) 審査会の目的	6 3
(2) 審査会の委員	6 3
2 審査会の開催状況	6 3
3 不服申立ての状況	6 4
4 審査会の答申	6 4

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について	8 3
(1) 審議会の目的	8 3
(2) 審議会の委員	8 3
2 審議会の開催状況	8 4
3 審議会の答申	8 4

V 附属機関等の会議公開

1 附属機関等の会議公開について	8 5
2 附属機関等の会議の公開状況	8 5

VI 資料

・ 川口市情報公開条例	8 8
・ 川口市個人情報保護条例	9 7
・ 川口市附属機関等の会議公開に関する要綱	1 1 0
・ 情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況	1 1 3

I 情報公開制度

1 情報公開制度について

(1) 目的

市民の行政情報に関する公開を求める権利を明らかにするとともに、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

(3) 請求対象公文書

請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録）であって、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次に掲げるものは除きます。

- ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの。
- イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(4) 公文書の公開請求をできる人

公開請求ができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- カ ア～オに掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

(5) 公文書の公開義務と非公開情報

実施機関は、公開請求があったときは、その公文書に次の非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に公文書を公開する義務を負っています。

※ 非公開情報

実施機関が保有する情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの、法人等の権利利益を害するおそれのあるもの、公共の利益を損なうおそれのあるもの等があります。このような情報を非公開情報といい、次の7項目を定めています。

ア 法令秘情報

法令等で公開することができないとされている情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

ウ 法人等に関する情報

法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの

エ 公共の安全と秩序の維持に関する情報

公にすると、人の生命、健康、生活又は財産の保護やその他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがある情報

オ 審議、検討、協議に関する情報

審議、検討又は協議に関する検討過程の中で、公にすることにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱、及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの

カ 事務又は事業に関する情報

事務又は事業に関する情報であって、公にすると、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

キ 国等との協力関係に関する情報

市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公にすることにより、国等との間の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(6) 公開決定等の期限

公開・非公開の決定は、公開請求があった日から起算して15日（市の休日を除く。）以内に行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することがあります。

(7) 不服申立て

実施機関は、決定について不服申立てがあったときは、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申

を尊重して、速やかに、不服申立てに対する決定をします。

(8) 公文書の任意的公開

実施機関は、条例施行日（平成13年4月1日）前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、これに応ずるよう努めなければなりません。

(9) 情報提供の推進

実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、市政に関する正確でわかりやすい情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

2 情報公開制度の運用状況

(1) 情報公開請求・申出の処理状況

平成26年度の情報公開条例に基づく請求・申出件数は231件で、その対象として処理した公文書数は、1,233文書でした。その決定内容の内訳としては、全部公開したものは712文書、一部を公開したものは520文書、非公開は1文書でした。その他、文書不存在による非公開が6件、取下げは47件でした。対象文書数に対する部分公開を含めた公開率は、概ね100%でした。

また、対象文書数を実施機関別でみると、市長が773文書、教育委員会が394文書、選挙管理委員会が39文書、水道事業管理者が16文書、議会が11文書となりました。(表-1)

なお、課別の受付、処理状況は表-2、その請求内容等については表-3となっており、請求者の区分別件数は表-4のとおりです。

表-1 実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数

	区 分	受付 件数	取下げ 件 数	対 象 文書数	決定内容 (単位:文書数)			文書不存 在による非 公開決定 (単位:件数)
					公 開	部分 公開	非 公 開	
市長	請 求	130	14	729	427	301	1	0
	申 出	36	0	44	2	42	0	0
	小 計	166	14	773	429	343	1	0
教育委員会	請 求	45	32	394	262	132	0	6
	申 出	1	1	0	0	0	0	0
	小 計	46	33	394	262	132	0	6
選挙管理 委員会	請 求	5	0	39	4	35	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	5	0	39	4	35	0	0
公平委員会	請 求	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	請 求	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	請 求	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0
固定資産 評価審査 委員会	請 求	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0
水道事業 管理者	請 求	3	0	16	16	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	3	0	16	16	0	0	0
病院事業 管理者	請 求	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0
議会	請 求	11	0	11	1	10	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	11	0	11	1	10	0	0
合 計		231	47	1,233	712	520	1	6

表－２ 課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況

実施機関名	処理件数	対象文書数	請 求								申 出							
			公 開		部分公開		非公開		取下げ	公 開		部分公開		非公開		取下げ		
			処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	処理件数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	
広報課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
総合政策課	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
情報政策課	1	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
職員課	1	7	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
行政管理課	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0		
青少年対策室	1	4	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
防災課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
防犯対策室	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
管財課	3	55	0	0	3	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
用地対策課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
契約課	3	2	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
固定資産税課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
自治振興課	4	26	1	24	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
交通安全対策課	3	36	1	15	2	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市民課	1	11	0	0	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
芝支所	1	44	1	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
かわぐち市民パートナーズステーション	1	5	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福祉総務課	1	11	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
生活福祉1課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
長寿支援課	6	11	6	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
障害福祉課	3	3	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
子ども育成課	2	5	1	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
保育課	7	31	5	27	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
わかゆり学園	3	13	0	0	3	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
保健衛生課	2	6	1	3	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
介護保険課	1	4	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
保健センター	1	13	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
環境保全課	9	7	4	5	2	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0		
廃棄物対策課	2	5	1	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
環境施設課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
収集業務課	1	8	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
戸塚環境センター	2	23	1	14	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
朝日環境センター	1	3	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
リサイクルプラザ	1	9	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
鳩ヶ谷衛生センター	1	20	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
産業振興課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
農政課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
グリーンセンター	2	14	1	12	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
公営競技事務所	2	56	1	55	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
建設管理課	1	18	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
道路維持課	4	19	3	18	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0		
河川課	5	25	4	24	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
建築課	3	6	1	1	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
電気設備課	3	3	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計画管理課	5	17	3	3	2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
都市交通対策室	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
開発審査課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
建築審査課	92	108	6	6	51	59	0	0	0	2	2	33	41	0	0	0		
みどり課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
公園課	6	18	4	4	2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

市 長

表－２ 課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況

実施機関名	処理件数	対象文書数	請 求								申 出							
			公 開		部分公開		非公開		取下げ	公 開		部分公開		非公開		取下げ		
			処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	処理件数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	
歴史自然公園・火葬施設整備室	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
都市整備管理課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市街地整備室	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
街路事業課	6	8	6	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区画整理課	2	43	0	0	2	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西部土地区画整理事務所	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
下水道推進課	9	7	6	6	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
ポンプ場管理センター	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
看護専門学校	1	12	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
消防総務課	3	25	2	24	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
予防課	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
救急課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
指令課	1	3	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
南消防署消防課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北消防署消防課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	237	773	84	427	102	301	1	1	14	2	2	34	42	0	0	0	0	
教育委員会	教育総務課	2	18	1	18	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	生涯学習課	5	57	1	47	3	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	文化財課	1	23	1	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	文化推進室	1	9	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中央図書館	3	27	1	24	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	科学館	2	6	1	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	スポーツ課	4	89	1	85	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	学務課	30	73	0	0	5	73	6	0	19	0	0	0	0	0	0	0	
	指導課	14	15	1	8	3	7	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	
学校保健課	5	77	1	52	3	25	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
小 計	67	394	8	262	20	132	6	0	32	0	0	0	0	0	0	0	1	
選挙管理委員会	5	39	3	4	2	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水道事業管理者	水道総務課	1	8	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	施設課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	浄水課	2	7	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
議 会	庶務課	10	10	1	1	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議事課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	20	66	8	21	12	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	324	1,233	100	710	134	478	7	1	46	2	2	34	42	0	0	0	1	

※処理件数とは、平成26年度中に受付をし、各課が決定処理を行った件数です。
同一処分に複数の決定処理が含まれている場合があります。
(対象)文書数とはその処理の対象となった件数です。

※請求は平成13年4月1日以降に作成又は取得した公文書を請求権者が請求した場合です。
申出は「請求」以外の場合です。

表-3 情報公開制度請求内容一覧

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
1	市長 広報課	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度川口市広報揭示板施設管理賠償責任保険証券、仕様書	1	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
2	市長 総合政策課	2	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	2	H26.10.6	公開			
3	市長 情報政策課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	4	H26.10.6	公開			
4	市長 職員課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	7	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	
5	市長 行政管理課	89	H26.7.14	請求	5条6号	2007年に旧鳩ヶ谷市で無戸籍、未就学の男性(当時20)が未成年者略取などの罪で有罪となった事件で、当時の部長らで対策会議を開いたことに関する資料すべて(新聞記事は除く)及びこれに関する教育研究所や教育委員会の資料すべて(新聞記事は除く)			取下げ			請求者の申出による取下げ
6	市長 行政管理課	223	H27.3.16	請求	5条6号	「都市計画法」及び「都市開発法」に基づき川口市が認可した「市街地再開発事業」で、平成23年1月1日から平成26年12月31日までに工事が完了したものについての、都市開発法施行規則第4条などで法定されている下記の1～4の図面と5の対照表 1. 施行地区位置図 2. 施行地区位置図(土地の地番及び形状が表示されているもの) 3. 従前の土地図 4. 工事完了直後の地区内の新しい地番がわかる図面 5. 新旧地番対照表			取下げ			請求者の申出による取下げ
7	市長 青少年対策室	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	4	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	
8	市長 防災課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	1	H26.10.6	公開			
9	市長 防犯対策室	4	H26.4.2	請求	5条1号	市内の空き地、空き家等の条例対象となる場所の情報(所在地がわかる情報)			取下げ			請求者の申出による取下げ
10	市長 管財課	15	H26.4.7	請求	5条1号	本庁舎警備業務委託契約書・見積書	3	H26.4.22	部分公開	7条2号 7条3号	法人代表者以外の氏名及び印影 法人の代表者印及び社印	
11	市長 管財課	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度管財課管理敷地賠償責任保険証券 平成26年度川口駅西口地下公共駐車場賠償責任保険証券 平成26年度川口駅東口地下公共駐車場賠償責任保険証券 賠償責任保険仕様書(管財課管理敷地、川口駅西口地下公共駐車場、川口駅東口地下公共駐車場)	4	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
12	市長 管財課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	48	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
13	市長 用地対策課	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度保険証券、仕様書	1	H26.8.27	部分公開	7条2号	対象面積一覧表の貸付先	
14	市長 契約課	49	H26.6.5	請求	5条6号	辻ポンプ場沈砂池設備工事(川口市告示第530号 開札日:平成25年8月1日)にかかわる調査基準価格及び失格基準価格の表示	1		非公開	7条6号イ	入札の公平性を損ね、事務の適正な遂行に支障を来たす虞があるため。	情報公開条例第7条第6号イに該当
15	市長 契約課	108	H26.7.30	請求	5条2号	十二月田中学校改修工事内訳	1	H26.8.5	公開			
16	市長 契約課	128	H26.9.1	請求	5条6号	辻ポンプ場ポンプ設備工事①金入設計書②調査基準価格③最低制限価格(失格価格)			取下げ			請求者の申出による取下げ
17	市長 固定資産税課	225	H27.3.17	請求	5条1号	川口市補正率表(平成26年度)	1	H27.3.23	公開			
18	市長 自治振興課	83	H26.7.2	請求	5条6号	平成26年度町会長名簿			取下げ			情報提供
19	市長 自治振興課	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度保険証券 川口市コミュニティ活動補償制度仕様書	1	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
20	市長 自治振興課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	24	H26.10.6	公開			
21	市長 自治振興課	153	H26.10.8	請求	5条6号	川口市コミュニティ活動補償制度について、概要がわかるパンフレット・チラシ等、実施要綱・災害補償規定等、平成26年度契約時の仕様書、平成26年度契約時の入札および見積り合わせ等の結果、平成26年度契約の保険証券および特約・明細書等(保険約款不要)、平成23、24、25年度契約の事故件数および支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)	1	H26.10.20	部分公開	7条3号	法人の印影	
22	市長 交通安全対策課	15	H26.4.7	請求	5条1号	自転車駐車場管理委託契約書・見積書(記録書) 自転車放置防止指導業務委託契約書・見積書(記録書)	20	H26.4.22	部分公開	7条3号	法人の代表者印及び社印	
23	市長 交通安全対策課	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度契約分の自転車駐車場、自転車置場における施設管理賠償責任保険並びに保管物賠償責任保険証券及び仕様書	1	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人及び代表者の印影	
24	市長 交通安全対策課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	15	H26.10.6	公開			
25	市長 市民課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	11	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	
26	市長 芝支所	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	44	H26.10.6	公開			
27	市長 かわぐち市民パートナーズ テーション	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	5	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	
28	市長 福祉総務課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	11	H26.10.6	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
29	市長 生活福祉1課	229	H27.3.30	請求	5条6号	平成26年度レフト内容点検業務委託に関する入札結果			取下げ			請求者の申出による取下げ
30	市長 長寿支援課	90	H26.7.15	請求	5条6号	社会福祉法人 敬和会 平成25年活動収支計算書 貸借対照表	1	H26.7.22	公開			
31	市長 長寿支援課	111	H26.7.31	請求	5条6号	社会福祉法人川口長生会、益慈会 平成25年度活動収支計算書、貸借対照表	2	H26.8.6	公開			
32	市長 長寿支援課	113	H26.8.6	請求	5条6号	社会福祉法人厚生会 平成25年度活動収支計算書、貸借対照表	1	H26.8.15	公開			
33	市長 長寿支援課	115	H26.8.8	請求	5条6号	社会福祉法人末広会(川口市末広3-3-30)の事業報告書・損益計算書及び貸借対照表(平成25年4月1日～平成26年3月31日)	1	H26.8.15	公開			
34	市長 長寿支援課	124	H26.8.15	請求	5条6号	社会福祉法人水梅会、徳誠会 平成25年度活動収支計算書、貸借対照表	2	H26.8.20	公開			
35	市長 長寿支援課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	4	H26.10.6	公開			
36	市長 障害福祉課	102	H26.7.28	請求	5条6号	傷害保険証券 全身性障害者介助人派遣事業に係る賠償責任保険等仕様書	1	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
37	市長 障害福祉課	110	H26.7.31	請求	5条6号	社会福祉法人あかぼり福祉会、めだかすとりいむ 平成25年度活動収支計算書、貸借対照表	1	H26.8.5	公開			
38	市長 障害福祉課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	1	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	
39	市長 子ども育成課	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度「アドベンチャープレイ事業 普通傷害保険」保険証券	1	H26.8.27	部分公開	7条2号 7条3号	法人の社員名 法人の印影	
40	市長 子ども育成課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	4	H26.10.6	公開			
41	市長 保育課	15	H26.4.7	請求	5条1号	平成26年度保育所休職委託 契約書・見積書 平成26年度保育所清掃業務委託 契約書・見積書(記録書) 平成26年度保育士派遣 契約書見積書	3	H26.4.22	部分公開	7条2号 7条3号	個人の印影、派遣保育士名 法人の印影	
42	市長 保育課	85	H26.7.4	請求	5条6号	社会福祉法人 慈光会 平成23～25年 活動収支計算書 貸借対照表	1	H26.7.25	公開			
43	市長 保育課	91	H26.7.15	請求	5条6号	学校法人 嶋根学園 平成25年度消費収支計算書、貸借対照表	1	H26.7.31	公開			
44	市長 保育課	92	H26.7.15	請求	5条6号	社会福祉法人 こぶし会、誠育福祉会 平成24～25年度 活動収支計算書、貸借対照表	2	H26.7.31	公開			
45	市長 保育課	93	H26.7.22	請求	5条6号	学校法人南陵学園 平成25年度消費収支計算書、貸借対照表	1	H26.7.31	公開			
46	市長 保育課	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度傷害責任保険(一時保育)保険証券 平成26年度傷害責任保険(家庭保育室)保険証券 平成26年度施設賠償責任保険(家庭保育室)保険証券	1	H26.8.27	部分公開	7条2号 7条3号	契約相手方従業員氏名 法人の印影	
47	市長 保育課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	22	H26.10.6	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
48	市長 わかゆり学園	15	H26.4.7	請求	5条1号	わかゆり学園給食業務委託契約書・見積書(記録書)	1	H26.4.22	部分公開	7条2号 7条3号	個人の印影 法人の印影	
49	市長 わかゆり学園	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度保険証券、仕様書	1	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
50	市長 わかゆり学園	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	11	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	
51	市長 保健衛生課	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度賠償責任保険証券及び仕様書 平成26年度傷害保険証券及び仕様書(在宅当番医/小児夜間等)	3	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人及び代表者の印影	
52	市長 保健衛生課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	3	H26.10.6	公開			
53	市長 介護保険課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	4	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	
54	市長 保健センター	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	13	H26.10.6	公開			
55	市長 環境保全課	4	H26.4.2	請求	5条1号	市内の空き地、空き家等の条例対象となる場所の情報(所在地がわかる情報)			取下げ			請求者の申出による取下げ
56	市長 環境保全課	55	H26.6.11	請求	5条6号	大気汚染防止法に基づくばい煙施設一覧 工場/事業場・所在地・燃料種類(灯油・軽油・A重油等)			取下げ			請求者の申出による取下げ
57	市長 環境保全課	68	H26.6.19	請求	5条6号	川口市全域において、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、公害防止条例、生活環境の保全に関する条例に基づいて届出を行っている「工場」・「事業場」の一覧(平成26年3月31日) <項目> 工場・事業場の名称及び住所、届出日、業種	1	H26.7.8	公開			
58	市長 環境保全課	100	H26.7.25	請求	5条6号	整-26-1にかかる届出書類	1	H26.9.12	部分公開	7条2号 7条3号	法人等の社印 個人名	
59	市長 環境保全課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	1	H26.10.6	公開			
60	市長 環境保全課	137	H26.9.12	請求	5条6号	整-26-02にかかる届出書類	1	H26.10.2	部分公開	7条3号	法人の印影	
61	市長 環境保全課	159	H26.10.21	請求	5条6号	形質変更時要届出区域 整-26-1、整-26-2に係る文書	2	H27.11.12	公開			
62	市長 環境保全課	168	H26.11.12	請求	5条6号	大気汚染防止法に基づくばい煙施設一覧・事業所名称・住所・電話番号・施設種類・施設形式・設置年月日・使用燃料			取下げ			情報提供
63	市長 環境保全課	208	H27.2.13	請求	5条6号	騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、届出施設 埼玉県生活環境保全条例による、指定騒音、指定振動、各施設及び指定騒音作業における文書 場所:飯原町3、4、5、8、7、11番街区 原町11、12、13番街区	1	H27.2.18	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
64	市長 廃棄物対策課	102	H26.7.28	請求	5条6号	①川口市まち美化促進プログラム美化活動者傷害・賠償責任保険仕様書 ②川口市まち美化促進プログラム美化活動者傷害・賠償責任保険証券 ③川口市クリーン推進員傷害保険仕様書 ④川口市クリーン推進員傷害保険証券	4	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人及び代表者の印影	
65	市長 廃棄物対策課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	1	H26.10.6	公開			
66	市長 環境施設課	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度「総合賠償責任保険」保険証券 (市有環境関連施設及び付帯施設)	1	H26.8.27	公開			
67	市長 収集業務課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	8	H26.10.6	公開			
68	市長 戸塚環境セン	15	H26.4.7	請求	5条1号	26年度戸塚環境センター西棟清掃委託 契約書・見積書・見積り合わせ記録書 26年度戸塚環境センター東棟清掃委託 契約書・見積書・見積り合わせ記録書 26年度厚生会館清掃委託 契約書・見積書・見積り合わせ記録書	9	H26.4.22	部分公開	7条3号	法人の印影	
69	市長 戸塚環境セン	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	14	H26.10.6	公開			
70	市長 朝日環境セン	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	3	H26.10.6	公開			
71	市長 リサイクルプラザ	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	9	H26.10.6	公開			
72	市長 鳩ヶ谷衛生セン	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	20	H26.10.6	公開			
73	市長 産業振興課	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度賠償責任保険証券 平成26年度賠償責任保険証券明細書	1	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
74	市長 農政課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	1	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	
75	市長 グリーンセンター	102	H26.7.28	請求	5条6号	賠償責任保険証券 平成26年度植物園賠償責任保険証券、当該保険契約の内容が分かる仕様書 平成26年度流水プール賠償責任保険証券、当該保険契約の内容が分かる仕様書	2	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
76	市長 グリーンセンター	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	12	H26.10.6	公開			
77	市長 公営競技事務所	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度保険証券及び仕様書	1	H26.8.27	部分公開	7条2号 7条3号	法人の社員名 法人の印影	
78	市長 公営競技事務所	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	55	H26.10.6	公開			
79	市長 建設管理課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	18	H26.10.6	公開			
80	市長 道路維持課	36	H26.5.16	請求	5条6号	平成25年度に議会に提出した路線の認定・廃止・変更情報 ①認定・区域決定・供用開始の状況が分かる資料(告示文書) ②区間がわかる資料(議会に提出したレベルの位置図)	4	H26.6.23	公開			
81	市長 道路維持課	66	H26.6.17	申出	5条6号	H10.3.16に大京から市役所開発課に提出済みの「エルサワ-開発審査書類」の中の「公共施設に関する帰属願い」部分	1	H26.7.9	部分公開	7条3号	公共施設に関する帰属願い中の申請者(法人)の印影	
82	市長 道路維持課	82	H26.7.2	請求	5条6号	請求者保有の契約書写し(6枚)について第4条により、道路法所定の手続きを行ったことが出来る文書等(図面、道路台帳含む)。具体的には、道路法、道路法施行令、道路法施行規則および関連する法律等から所定の手続きに必要な条文を抽出し、条文ごとに該当する文書等を示すこと。抽出した条文に対する文書等が存在しない場合は、存在しない理由を示すこと。また、文書等を破棄している場合は、文書名と保存年限を示すこと。	1	H26.7.22	公開			
83	市長 道路維持課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	13	H26.10.6	公開			
84	市長 河川課	60	H26.6.11	請求	5条6号	西沼排水路防護策設置工事(開札日平成26年4月17日)にかかわる金入設計書(本工事内訳書、代価表、一般労務費・機械設備据付労務費集計表、機器等据付重量表)	1	H26.6.23	公開			
85	市長 河川課	72	H26.6.19	請求	5条6号	平成26年4月25日開札工事名「上青木第2樋管整備工事(その2)」の積算内訳書	1	H26.7.4	公開			
86	市長 河川課	73	H26.6.19	請求	5条6号	平成26年4月8日開札工事名「赤堀用水路整備工事」の積算内訳書	1	H26.7.4	公開			
87	市長 河川課	102	H26.7.28	請求	5条6号	川口市河川課管理の平成26年度賠償責任保険証書、契約仕様書	1	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
88	市長 河川課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	21	H26.10.6	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
89	市長 建築課	1	H26.4.1	請求	5条6号	十二月田中学校改築工事(開札日:平成25年8月1日)の金入り設計書(大内訳のみ)	1	H26.4.16	公開			
90	市長 建築課	209	H27.2.16	請求	5条6号	仲町中学校体育館棟屋上防水工事、安行東中学校管理棟屋上防水工事、幸並中学校管理棟屋上防水工事、領家小学校管理棟屋上防水工事 上記案件の積算に係わる金入り設計書一式	4	H27.3.6	部分公開	7条6号	内訳書の備考欄(建設工事の設計単価に係る根拠箇所)	
91	市長 建築課	210	H27.2.16	請求	5条6号	本庁舎新館屋上防水補修工事 上記案件の積算に係わる金入り設計書一式	1	H27.3.6	部分公開	7条6号	摘要欄(建設工事の設計単価に係る根拠箇所)	
92	市長 電気設備課	56	H26.6.11	請求	5条6号	根岸小学校排水処理装置制御盤改修工事(開札日 平成26年5月30日)にかかわる金入設計書(本工事内訳書、代価表、一般労務費・機械設備据付労務費集計表、機器等据付重量表)	1	H26.6.23	部分公開	7条6号	電気設備工事積算標準単価表	
93	市長 電気設備課	57	H26.6.11	請求	5条6号	神根小学校解体工事のうち電気工事(開札日 平成26年6月6日)にかかわる金入設計書(本工事内訳書、代価表、一般労務費・機械設備据付労務費集計表、機器等据付重量表)	1	H26.6.23	部分公開	7条6号	電気設備工事積算標準単価表	
94	市長 電気設備課	58	H26.6.11	請求	5条6号	看護専門学校照明器具改修工事(開札日 平成26年4月16日)にかかわる金入設計書(本工事内訳書、代価表、一般労務費・機械設備据付労務費集計表、機器等据付重量表)	1	H26.6.23	公開			
95	市長 計画管理課	35	H26.5.16	請求	5条6号	平成26年3月1日～平成26年4月30日に新しく付定された建物のある住居表示台帳について	1	H26.5.30	公開			
96	市長 計画管理課	94	H26.7.22	請求	5条6号	戸塚南1丁目～5丁目における住居表示台帳	1	H26.8.15	公開			
97	市長 計画管理課	127	H26.9.1	請求	5条6号	平成26年1月1日から6月30日までに付定のあった分の川口市住居表示に関する条例第3条・規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分には必要ありません。)と該当の住居表示台帳又は位置図(新設物件の付定日・地番のあるもの)	7	H26.9.24	部分公開	7条2号	建築主等の氏名、住所及び電話番号	
98	市長 計画管理課	197	H27.1.15	請求	5条6号	川口市芝樋/爪〇丁目〇番〇号の住居表示台帳	1	H27.1.28	公開			
99	市長 計画管理課	212	H27.2.23	請求	5条6号	平成26年7月1日から平成26年12月31日までに付定のあった分の川口市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図	7	H27.3.17	部分公開	7条2号	建築主等の氏名、住所及び電話番号	
100	市長 都市交通対策室	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	2	H26.10.6	公開			
101	市長 開発審査課	145	H26.9.19	請求	5条2号	相談票 No.223回答	1	H26.10.3	部分公開	7条2号	対象地の固定資産税課税地目	
102	市長 建築審査課	3	H26.4.1	請求	5条2号	道路調査報告書 No.4407(決裁日 平成14年12月4日)内の文書の一部	1	H26.4.10	公開			
103	市長 建築審査課	5	H26.4.2	請求	5条6号	道路調査書No.3538(決裁日平成13年11月26日)及び公図	1	H26.4.16	部分公開	7条2号	相談者氏名、電話番号及び携帯電話番号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
104	市長 建築審査課	6	H26.4.2	請求	5条6号	建築リサイクル法届出書受付簿①期間2014年3月1日～3月31日②工事場所等	1	H26.4.10	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
105	市長 建築審査課	7	H26.4.3	請求	5条2号	道路調査報告書No.5338(決裁日平成18年11月7日)内の文書の一部	1	H26.4.24	部分公開	7条2号	建物所有者氏名	
106	市長 建築審査課	8	H26.4.3	申出	5条2号	①道路調査書No.3548(決裁日平成3年5月10日)内の文書の一部 ②道路調査書No.2464(決裁日昭和61年9月2日)内の文書の一部	2	H26.4.24	部分公開	7条2号	相談者氏名、建築主住所及び氏名並びに電柱所有者	
107	市長 建築審査課	9	H26.4.4	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿平成26年2月1日～平成26年4月3日	1	H26.4.10	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
108	市長 建築審査課	12	H26.4.7	請求	5条2号	道路調査書No.6200 決裁日H25.2.5 案内図、公図及び参考図面	1	H26.4.15	部分公開	7条2号	土地所有者氏名	
109	市長 建築審査課	13	H26.4.7	申出	5条2号	道路調査書No.6200 S55.6.9付 協定書、土地地形図、現況図	1	H26.4.15	公開			
110	市長 建築審査課	14	H26.4.7	請求	5条2号	道路調査書No.6019 決裁日H23.10.31 案内図及び公図	1	H26.4.15	部分公開	7条2号	相談者の氏名及び携帯電話番号並びに土地所有者氏名	
111	市長 建築審査課	18	H26.4.10	請求	5条6号	道路番号No.4354内 調査日H25.12.17付 報告書及び公図	1	H26.5.8	部分公開	7条2号	相談者氏名、土地所有者氏名	
112	市長 建築審査課	21	H26.4.21	申出	5条6号	道路調査報告書 No.3854(決裁日平成5年12月10日)内の文書の一部	1	H26.5.2	公開			
113	市長 建築審査課	22	H26.4.21	申出	5条2号	道路調査報告書 私2項道路No.3580(決裁日平成3年8月19日)及び案内図・公図・図面2点・所有者一覧	1	H26.6.13	部分公開	7条2号	相談者氏名、土地建物所有者氏名	
114	市長 建築審査課	24	H26.4.24	請求	5条6号	道路調査報告書No.4624(決裁日平成15年9月10日)内の文書の一部	1	H26.5.8	部分公開	7条2号	ナンバープレート番号	
115	市長 建築審査課	25	H26.4.24	請求	5条2号	道路調査書No.4066に附属するM平成16年7月15日及び案内図、公図	1	H26.5.8	部分公開	7条2号	相談者の氏名	
116	市長 建築審査課	26	H26.4.24	申出	5条2号	道路調査書No.4066 決裁日平成10年3月31日	1	H26.5.8	部分公開	7条2号	相談者の氏名	
117	市長 建築審査課	31	H26.5.1	申出	5条6号	道路調査書No.701(決裁日 昭和54年3月30日)内の文書一式	1	H26.5.7	部分公開	7条2号	土地権利者氏名、ナンバープレート番号	
118	市長 建築審査課	33	H26.5.13	申出	5条2号	道路調査書No.4115(決裁日平成11年3月18日)内の文書の一部	1	H26.6.10	部分公開	7条2号	相談者氏名、土地所有者氏名	
119	市長 建築審査課	39	H26.5.19	請求	5条2号	道路調査書No.5479 決裁日平成19年9月19日付決裁、案内図、公図	1	H26.5.26	公開			
120	市長 建築審査課	46	H26.6.2	請求	5条2号	道路調査報告書No.4616(決裁日平成15年9月6日)内の文書の一部	1	H26.6.10	公開			
121	市長 建築審査課	47	H26.6.5	請求	5条6号	建築リサイクル法届出書受付台帳・平成26年5月1日～5月30日・工事場所・廃棄物の発生見込量・工事期間	1	H26.6.17	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
122	市長 建築審査課	50	H26.6.9	請求	5条6号	道路調査報告書No.5089平成17年4月8日付決裁別紙案内図及び公図	1	H26.6.13	部分公開	7条2号	相談者の氏名	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
123	市長 建築審査課	51	H26.6.9	申出	5条6号	受付No.2048受付日昭和63年11月7日付総合設計許可申請及び許可申請書	1		部分公開	7条2号 7条3号	担当者氏名、申請者印影、建築主の電話番号及び印影、代理人の氏名及び訂正印	
124	市長 建築審査課	52	H26.6.9	申出	5条6号	道路協定の一部変更について(伺い)内の文書の一部(決裁日平成5年7月21日)	1	H26.6.18	部分公開	7条2号 7条3号	代表願い出人住所及び氏名、連絡先氏名及び電話番号、関係権利者住所及び氏名及び印影及び電話番号、図面作成者	
125	市長 建築審査課	53	H26.6.9	請求	5条6号	道路調査書No.5754(決裁日平成21年1月22日)内の文書の一部	1	H26.6.18	部分公開	7条2号 7条3号	関係権利者氏名、来庁者氏名、相談者氏名及び電話番号、同意者住所及び氏名及び電話番号及び印影、図面作成者印影	
126	市長 建築審査課	54	H26.6.9	請求	5条2号	道路調査書No.5908決裁日平成22年5月20日及び現況図・協定道路(案)2点 現況説明図、実測図	1	H26.6.17	部分公開	7条2号	相談者氏名、土地所有者氏名	
127	市長 建築審査課	67	H26.6.19	請求	5条6号	道路調査報告書 整理番号No.4275 決裁日H14.6.12内の文書の一部、決裁日H16.8.31内の文書の一部	2	H26.6.27	部分公開	7条2号	相談者氏名及び電話番号	
128	市長 建築審査課	75	H26.6.20	申出	5条6号	道路調査書No.1960 決裁日 昭和60.3.7付 道路調査書 決裁日 昭和54.7.31付 公図、同意書、配置図、承諾書及び配置日	2	H26.7.4	部分公開	7条2号	相談の住所、氏名、電話番号、建築主の住所、氏名、相談場所、公園内氏名、代表願い者の住所、氏名、印影、同意者の住所、氏名、印影、被承諾者の住所、氏名、印影、承諾者の住所、氏名、印影	
129	市長 建築審査課	76	H26.6.24	請求	5条2号	道路調査No.6198(決裁日平成25年1月23日)内の文書の一部	1	H26.7.7	公開			
130	市長 建築審査課	78	H26.6.25	申出	5条1号	昭和61年3月31日付No.443の位置指定道路の念書	1	H26.7.4	部分公開	7条2号	念書内の氏名、住所、印影、建物所有者氏名、位置指定申請書内の住所、氏名、印影	
131	市長 建築審査課	79	H26.6.26	申出	5条6号	道路調査書No.364決裁日昭和53年5月8日及び地積測量図	1	H26.7.9	部分公開	7条2号 7条3号	土地家屋調査士の印影 相談者の氏名、住所及び電話番号並びに土地所有者の氏名及び印影	
132	市長 建築審査課	81	H26.7.2	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 H26.5.1～H26.7.1	1	H26.7.10	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
133	市長 建築審査課	86	H26.7.9	請求	5条2号	道路調査報告書No.4671決裁日 H15.10.17付公図H18.12.4付メモ公図	2	H26.7.17	部分公開	7条2号	建築主の氏名及び電話番号、メモ内の氏名	
134	市長 建築審査課	87	H26.7.9	申出	5条2号	道路調査報告書No.3549決裁日 H3.5.15付公図S47.9.10付協定書、地形図	2	H26.7.17	部分公開	7条2号	相談者、建築主の住所及び氏名及び電話番号、公園内の氏名、現況図内の氏名、協定書内の住所、氏名及び印影	
135	市長 建築審査課	98	H26.7.24	請求	5条6号	道路調査報告書 No.5430 H19.6.18 決裁	1	H26.8.4	公開			
136	市長 建築審査課	101	H26.7.25	申出	5条6号	協定による道路No.379(S60.3.30)内の文書一式	1	H26.8.4	部分公開	7条2号	復元協定者代表住所、氏名及び印影、協定者住所、氏名、及び印影、土地所有者氏名	
137	市長 建築審査課	105	H26.7.29	請求	5条2号	道路調査報告書No.4347 決裁日平成14年9月2日及び案内図、公図、図面1点	1		部分公開	7条2号	相談者氏名及び土地権利者氏名	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
138	市長 建築審査課	106	H26.7.29	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付台帳(一覽)①期間平成26年6月10日～7月25日②工事場所③発生する産業廃棄物の見込量④工事の期間	1	H26.8.4	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
139	市長 建築審査課	112	H26.8.4	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 平成26年7月2日～平成26年8月4日	1	H26.8.19	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
140	市長 建築審査課	125	H26.8.19	請求	5条2号	道路調査報告書 No.4378の中の建築相談3 決裁日H24.6.29の許可に係る事前相談書及び案内図	1	H26.9.1	部分公開	7条2号	相談者の氏名	
141	市長 建築審査課	129	H26.9.1	請求	5条2号	道路調査報告書 No.5621(決裁日平成20年7月7日)内の文書一式	1	H26.10.7	部分公開	7条2号	相談者の氏名及び携帯電話番号	
142	市長 建築審査課	130	H26.9.8	申出	5条6号	道路調査報告書 No.2735(決裁日昭和62年8月13日)内の文書一式	1	H26.10.6	部分公開	7条2号	相談者氏名、土地所有者住所及び氏名	
143	市長 建築審査課	132	H26.9.10	請求	5条6号	建設リサイクル法届出台帳 2014年1月～2014年8月分	2	H26.9.24	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
144	市長 建築審査課	138	H26.9.12	請求	5条2号	道路調査報告書 No.6154 起案日H24.12.11内の文書一部及び協定による道路17-2 決裁日H17.8.17内の文書一部	2		部分公開	7条2号 7条3号	代表者・協定者の住所、氏名及び印影、所有者名、土地家屋調査士印影、合意確認書内の氏名、住所及び印影	
145	市長 建築審査課	139	H26.9.12	請求	5条2号	道路調査報告書No.5288決裁日(平成18年8月17日)内の文書一式	1	H26.9.26	部分公開	7条2号	相談者氏名、表札氏名	
146	市長 建築審査課	140	H26.9.12	申出	5条2号	道路調査報告書No.2683決裁日(昭和62年6月23日)内の文書一式	2	H26.9.26	部分公開	7条2号 7条3号	相談者氏名、建築主住所及び氏名、表札氏名、譲渡人住所、氏名及び印影、申請者住所、氏名及び印影、土地所有者住所、氏名及び印影、登記簿所有者氏名、現況道路位置図内氏名	
147	市長 建築審査課	141	H26.9.17	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 期間 2014年8月5日1～9月17日	1	H26.9.26	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
148	市長 建築審査課	146	H26.9.22	請求	5条6号	道路調査報告書No.5655 H20.8.18 決裁案内図及び公図	1	H26.9.30	部分公開	7条2号	公園内氏名	
149	市長 建築審査課	148	H26.9.25	申出	5条6号	道路調査書No.2783決裁日 S62.10.8付案内図及び公図	1		部分公開	7条2号 7条3号	相談者氏名、建築主住所及び氏名、表札氏名、譲渡人住所、氏名及び印影、申請者住所、氏名及び印影、土地所有者住所、氏名及び印影、登記簿所有者氏名、現況道路位置図内氏名	
150	市長 建築審査課	150	H26.9.29	申出	5条6号	道路調査報告No.2499 昭和59年4月23日付内の配置図	1	H26.10.7	部分公開	7条2号	配置図内氏名	
151	市長 建築審査課	151	H26.10.1	請求	5条6号	道路調査報告書No.5288決裁用平成18年8月17日一式(概要書除く)	1	H26.10.9	部分公開	7条2号	相談者の氏名、表札の氏名	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
152	市長 建築審査課	154	H26.10.8	申出	5条1号	道路調査報告書 私2項道路 No.2840 決裁日 S62.12.14 及び 公園、同決裁文書内資料(概要書3点)、写真	1	H26.10.21	部分公開	7条2号 7条3号	相談者の氏名及び電話番号、土地所有者氏名、建築主住所及び氏名、表札氏名、譲渡人住所、氏名及び印影、申請者住所、氏名及び印影、土地所有者住所、氏名及び印影、登記簿所有者氏名、現況道路位置図内氏名	
153	市長 建築審査課	155	H26.10.8	申出	5条1号	道路調査報告書 No.4900内の No.2034 決裁日 S60.5.11 及び 承諾書、写真	1	H27.10.21	部分公開	7条2号	相談者及び建築主の住所及び電話番号、道路調査書意見内の氏名、承諾者の住所及び氏名、写真付資料内氏名	
154	市長 建築審査課	156	H26.10.8	請求	5条1号	道路調査報告書 No.4900 決裁日 H16.7.12 及び 写真(平成21年6月22日)	2	H26.10.21	部分公開	7条2号	相談者氏名、道路調査書意見内の氏名	
155	市長 建築審査課	160	H26.10.21	請求	5条6号	建築リサイクル法届出書受付簿 H26.9.18~H26.10.21	1	H27.11.14	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
156	市長 建築審査課	161	H26.10.23	請求	5条6号	道路調査報告書 No.4591(決裁日平成15年8月4日)内の H26 報告書(調査年月日 H26.10.2)一式	1	H26.10.31	部分公開	7条2号	相談者の氏名	
157	市長 建築審査課	162	H26.10.27	請求	5条3号	道路調査報告書 No.4567 決裁日 H15.7.7 及び 案内図、公園、地積測量図、写真	1	H26.11.6	部分公開	7条2号 7条3号	相談者の氏名及び電話番号、公園内氏名、申請者の氏名及び印影、地積測量図内氏名及び角印、写真内の表札及び車ナンバー	
158	市長 建築審査課	165	H26.11.4	請求	5条1号	道路調査報告書 No.4334(公道2項) 決裁日 H14.8.12 付、案内図、公園2枚	1	H26.11.14	部分公開	7条2号	相談者氏名及び電話番号	
159	市長 建築審査課	169	H26.11.12	請求	5条6号	道路調査報告書 No.4671 決裁日 H15.10.17 内の 協定書及び 現況図	1	H26.12.1	部分公開	7条2号	所有者又は使用者の住所、氏名及び印影	
160	市長 建築審査課	170	H26.11.14	請求	5条6号	建築リサイクル法届出書受付簿 H26.10.22~H26.11.14	1	H26.11.25	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
161	市長 建築審査課	171	H26.11.14	請求	5条2号	道路調査報告書 No.5081 決裁日 H17.3.10 及び 案内図、公園、道路台帳	1	H26.11.28	部分公開	7条2号	相談者の氏名	
162	市長 建築審査課	172	H26.11.18	請求	5条6号	道路調査報告書 No.5242 決裁日 H18.4.24 案内図、地番の入った図及び 換地図	1	H26.11.28	部分公開	7条2号	相談者の氏名	
163	市長 建築審査課	173	H26.11.18	請求	5条6号	道路番号3464内の報告書 (H24.4.25付) 測量図	1	H26.12.1	部分公開	7条2号	相談者の氏名	
164	市長 建築審査課	174	H26.11.18	申出	5条6号	道路調査書 No.3464 決裁日 H2.9.10、決裁日 H7.5.16 道路協定の締結について(何い)内の文書一部	2	H26.12.1	部分公開	7条2号 7条3号	相談者の氏名及び電話番号、建築主の住所及び氏名、道路協定の締結について文書内の所有者名、代表願出人の住所、氏名及び印影、連絡先担当者氏名、協定書内住所、氏名、電話番号及び印影、公園内印影、建物所有者氏名、土地家屋調査士印影	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
165	市長 建築審査課	177	H26.11.25	請求	5条2号	・道路調査報告書No.4305(決裁日平成14年7月23日)及び案内図及び公図 ・道路調査報告書No.2100(決裁日平成14年5月1日)及び案内図及び公図 ・建築基準法第43条第1項ただし書きの許可について(伺い)(決裁日平成23年10月21日)内の許可に係る事前相談書及び案内図及び公図	3	H26.12.11	部分公開	7条2号	相談者氏名、私道所有者氏名、土地所有者氏名	
166	市長 建築審査課	178	H26.12.5	請求	5条2号	道路調査報告書No.5011決裁日H16.12.24及び公図	1	H26.12.15	部分公開	7条2号	相談者氏名、公図上に記載されている氏名	
167	市長 建築審査課	180	H26.12.8	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿H26.11.15～H26.12.8	1	H27.1.9	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
168	市長 建築審査課	184	H26.12.16	請求	5条6号	建築リサイクル届の受付一覧の写し ・受付期間 平成26年11月1日～12月16日 ・工事場所の住所・施工者名・工事の期間・発生する産業廃棄物の見込量・構造	1	H27.1.9	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
169	市長 建築審査課	189	H26.12.25	請求	5条6号	道路調査書No.4729 決裁日平成16年1月13日及び案内図(カラー文書についてはカラーコピー希望) 道路調査書No.6229 決裁日平成25年3月21日及び案内図、公図、換地図	2	H27.1.9	部分公開	7条2号	相談者の氏名、電話番号	
170	市長 建築審査課	190	H27.1.8	請求	5条1号	道路調査書No.4115内のH15再調査(決裁日 平成15年9月5日)内の文書の一部	1	H27.1.15	公開			
171	市長 建築審査課	191	H27.1.9	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 平成26年12月9日～平成27年1月9日	1	H27.1.28	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
172	市長 建築審査課	198	H27.1.15	請求	5条6号	道路調査報告書No.4891決裁日平成16年6月22日付 別紙調査及び確認処分経過メモ 附近見取図及び平面図の一部	1	H27.1.28	部分公開	7条2号	相談者氏名及び携帯電話番号、建築主氏名及び住所、居住者氏名、家屋所有者氏名	
173	市長 建築審査課	199	H27.1.15	申出	5条6号	道路調査書No.4891決裁日平成3年1月8日付(受理番号122)	1	H27.1.28	部分公開	7条2号	相談者の氏名、所有者氏名	
174	市長 建築審査課	200	H27.1.16	申出	5条3号	No.3273決裁日平成元年8月7日及び案内図、公図、図面	1		部分公開	7条2号	相談者の氏名及び電話番号、土地所有者名、建物所有者名	
175	市長 建築審査課	201	H27.1.19	申出	5条6号	道路調査書 No.3996決裁日 平成8年10月11日	1	H27.2.6	部分公開	7条2号	相談者の氏名及び電話番号	
176	市長 建築審査課	202	H27.1.21	申出	5条6号	道路調査書 No.3686決裁日 平成4年5月16日付 ・表題部・公図・現場調査書	1	H27.1.28	部分公開	7条2号	相談者の氏名及び電話番号、所有者氏名	
177	市長 建築審査課	203	H27.1.23	申出	5条2号	道路調査書 No.2170決裁日 昭和60年9月15日及び公図、取扱い願い書、測量図、覚書、写真	1		部分公開	7条2号 7条3号	道路調査書内の氏名、相談者の住所、氏名及び電話番号、代表願い者の住所、氏名及び印影、同意者の住所、氏名及び印影、借地人及び所有者の氏名、関係人の住所、氏名及び印影、立会人の印影、写真内のナンバープレート及び表札	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
178	市長 建築審査課	204	H27.1.28	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 H27.1.10~H27.1.28	1	H27.2.10	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
179	市長 建築審査課	206	H27.2.5	申出	5条2号	相談内容No.4564内 道路調査書整理番号22 S52.2.9付 決裁内の道路の取扱い願い書及び協定道路図面	1	H27.2.23	部分公開	7条2号 7条3号	代表願い者住所、氏名及び印影、権利者住所、氏名及び印影、協定道路図内の氏名及び印影	
180	市長 建築審査課	211	H27.2.16	申出	5条2号	道路調査書No.2714決裁日 S62.7.30付同意書及び同意書内公図の写し	1	H27.2.26	部分公開	7条2号 7条3号	相談者の氏名及び電話番号、同意書の住所、氏名及び印影	
181	市長 建築審査課	215	H27.3.2	請求	5条2号	道路調査報告書 No.5377(決裁日 平成19年2月24日)案内図及び公図	1	H27.3.23	部分公開	7条2号	相談者氏名	
182	市長 建築審査課	216	H27.3.2	申出	5条2号	道路調査報告書 No.4173(決裁日 平成13年3月23日)案内図、公図及び地積測量図	1	H27.3.23	部分公開	7条2号	相談者氏名及び土地所有者氏名	
183	市長 建築審査課	217	H27.3.5	申出	5条6号	道路調査番号No.6150 S52.6作成文書内協定書及び道路現況図	1	H27.3.13	部分公開	7条2号	協定書内の氏名、住所及び印影、道路現況図内の氏名	
184	市長 建築審査課	218	H27.3.6	請求	5条2号	道路調査報告書No.4754(決裁日 H16.2.13)及び別紙許可条件	1	H27.3.27	部分公開	7条2号	相談者氏名及び電話番号	
185	市長 建築審査課	219	H27.3.6	申出	5条2号	道路調査書No.5271(決裁日 S53.10.19)内の文書の一部	1	H27.3.27	部分公開	7条2号	代表願い者の住所、氏名及び印影、同業者の住所、氏名及び印影、道路協定図内土地所有者氏名、土地所有関係一覧表内所有者住所及び氏名	
186	市長 建築審査課	220	H27.3.9	請求	5条6号	道路調査書No.6180 決裁日平成25年1月10日及び案内図、公図、地積測量図	1		部分公開	7条2号	相談者氏名及び土地所有者氏名	
187	市長 建築審査課	221	H27.3.9	申出	5条2号	道路調査書 No.2922昭和63.2.19決裁一式 No.1231昭和56.11.2決裁一式、昭和63.5.9決裁の一部	3	H27.3.16	部分公開	7条2号	相談者氏名、建築主住所及び氏名、公図上の氏名、道路調査書内の氏名、代表願い者の住所、氏名、印影及び協定書内の住所、氏名、電話番号及び印影	
188	市長 建築審査課	222	H27.3.12	申出	5条6号	道路調査書No.3479決裁日 H2.10.15付内の文書一部 道路協定の締結について(伺い)決裁日 H3.1.21付の文書一部	2	H27.3.23	部分公開	7条2号	相談者の氏名及び電話番号、地図内氏名、建築主の氏名、印影及び住所、代表願い者の住所、氏名、印影及び電話番号	
189	市長 建築審査課	224	H27.3.17	申出	5条2号	道路調査書No.3824決裁日平成5年8月18日及び添付書類 公図、図面記録文書	1		部分公開	7条2号	個人に関する情報(相談者の氏名及び電話番号、建築主住所、氏名及び電話番号、元地主氏名、来庁者氏名、土地所有者氏名、入口地主氏名)	
190	市長 建築審査課	226	H27.3.23	請求	5条6号	道路調査報告書No.4400 起案日平成14年11月15日の報告書 案内図・地番図、質疑応答集・写真2点	1	H27.4.3	部分公開	7条2号	相談者氏名	
191	市長 建築審査課	227	H27.3.26	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 H27.1.29~H27.3.26	1	H27.4.6	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
192	市長 建築審査課	228	H27.3.30	請求	5条6号	道路調査報告書No.5267 決裁日H18.7.5付公図及び地積測量図	1	H27.4.13	部分公開	7条2号	相談者氏名、公図内氏名	
193	市長 建築審査課	231	H27.3.31	申出	5条1号	道路調査報告書No.2376 S61.4.24付決裁 土地求積図 道路確認書 現況図	1	H27.4.13	部分公開	7条2号	相談者の住所、氏名及び電話番号、建築主の住所及び氏名、道路確認書内住所、氏名及び印影、現況図内印影、図面製作者名	
194	市長 みどり課	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度保険証券 平成26年度賠償責任保険及び普通傷害保険の見積依頼内容	1	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人及び代表者の印影	
195	市長 公園課	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度「公園等賠償責任保険」保険証券、仕様書等 平成26年度「街路緑地帯普通傷害保険」保険証券、仕様書等 平成26年度「動産総合保険」保険証券、仕様書	3	H26.8.27	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所、氏名及び電話番号 法人の印影	
196	市長 公園課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	11	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	
197	市長 公園課	181	H26.12.12	請求	5条3号	平成26年度都市公園(南平地区)管理委託設計図書一式(金入り)	1	H27.1.14	公開			
198	市長 公園課	182	H26.12.12	請求	5条6号	平成26年度都市公園(戸塚東地区)管理委託設計図書一式(金入り)	1	H27.1.14	公開			
199	市長 公園課	183	H26.12.12	請求	5条3号	平成26年度幹線第26号線外11路線街路緑地帯管理委託設計図書一式(金入り)	1	H27.1.14	公開			
200	市長 公園課	188	H26.12.24	請求	5条2号	(仮称)前川町第8公園整備工事の仕様書 入札日12月16日	1		公開			
201	市長 歴史自然公園・火葬施設整備室	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度 公有地管理賠償責任保険証券添付用明細書 仕様書	1	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
202	市長 歴史自然公園・火葬施設整備室	176	H26.11.20	請求	5条6号	歴史自然公園・火葬施設整備における、基本設計後の墓地埋葬法施行条例に基づく住民説明会並びに住民の要望に基づく住民説明会 計516回の議事録	1	H26.12.10	部分公開	7条2号	個人の住所、氏名	
203	市長 都市整備管理課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	1	H26.10.6	公開			
204	市長 市街地整備室	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	1	H26.10.6	公開			
205	市長 街路事業課	114	H26.8.7	請求	5条6号	・案件番号4241000310 里上青木線橋りょう新設(下部工)工事 ・案件番号4251000264 里上青木線橋りょう新設(下部工)2工区工事 ・案件番号4251000265 里上青木線橋りょう新設(上部工)製作工事 上記工事の関する金入り工事設計書(本工事設計書、単価表、代価表)および工事費、資材価格等調査表	3	H26.8.20	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
206	市長 街路事業課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	1	H26.10.6	公開			
207	市長 街路事業課	135	H26.9.10	請求	5条6号	案件番号42610000105 里上青木線橋りょう新設(仮橋工)その2工事に係る金額入り本工事費内訳書	1	H26.9.24	公開			
208	市長 街路事業課	163	H26.10.28	請求	5条6号	案件番号4251000305 里上青木線橋りょう新設(下部工)3工区工事に係る、金額入り本工事費内訳書、一位代価表、一位代価表(施工歩掛表)、単価採用の根拠資料(一覧表等)	1	H26.11.11	公開			
209	市長 街路事業課	164	H26.10.28	請求	5条6号	案件番号4261000085 里上青木線橋りょう新設(下部工)4工区工事に係る、金額入り本工事費内訳書、一位代価表、一位代価表(施工歩掛表)、単価採用の根拠資料(一覧表等)	1	H26.11.11	公開			
210	市長 街路事業課	195	H27.1.13	請求	5条6号	工事名:里上青木線橋りょう新設(上部工)2工区工事 開札日:平成26年11月26日 担当課所:川口市 理財部 契約課 上記工事に関する金入り設計書	1	H27.2.5	公開			
211	市長 区画整理課	102	H26.7.28	請求	5条6号	「平成26年度土地地区画整理事業賠償責任保険」保険証券及び明細書並びに同保険の仕様書	2	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人及び代表者の印影	
212	市長 区画整理課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	41	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人及び代表者の印影	
213	市長 西部土地地区画整理事務所	134	H26.9.10	請求	5条6号	案件番号42610000229 芝東第3土地地区画整理事業 区画街路4-50号ほか1路線街路築造工事に係る金額入り本工事費内訳書	1	H26.9.24	公開			
214	市長 下水道推進課	2	H26.4.1	請求	5条6号	辻ポンプ場沈砂池設置工事(開札日:平成25年8月1日)の金入り設計書(大内訳のみ)	1	H26.4.16	公開			
215	市長 下水道推進課	69	H26.6.19	請求	5条6号	平成26年4月9日開札 工事名「南部第1処理分区污水管枝線その2工事」の積算内訳書	1	H26.7.4	公開			
216	市長 下水道推進課	70	H26.6.19	請求	5条6号	平成25年8月1日開札 工事名「辻ポンプ場沈砂池設備工事」の積算内訳書	1	H26.7.4	公開			
217	市長 下水道推進課	80	H26.6.26	請求	5条6号	辻ポンプ場沈砂池設備工事金入設計書	1	H26.7.8	公開			
218	市長 下水道推進課	126	H26.7.30	請求	5条6号	平成26年7月16日開札 工事名「辻ポンプ場ポンプ設備工事」の積算内訳書			取下げ			請求者の申出による取下げ
219	市長 下水道推進課	128	H26.9.1	請求	5条6号	辻ポンプ場ポンプ設備工事①金入設計書②調査基準価格③最低制限価格(失格価格)			取下げ			請求者の申出による取下げ
220	市長 下水道推進課	133	H26.9.10	請求	5条6号	案件番号42610000225 南部第2処理分区污水管枝線その4工事に係る金額入り本工事費内訳書	1	H26.9.24	部分公開	7条3号	伸縮可とう継手及び埋設標識テープの単価	
221	市長 下水道推進課	187	H26.12.18	請求	5条6号	工事名:「辻ポンプ場ポンプ設備工事」上記工事の金入設計書(内訳書)の公開	1	H27.1.29	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
222	市長 下水道推進課	213	H27.2.25	請求	5条6号	辻ポンプ場ポンプ設備工事(開札:平成26年7月6日) 上記に関わる 1)金入り設計書(本工事費内訳書、代価表) 2)金入り数量計算書(一般労務費・機械設備据付労務費取計、機械据付工、聞き等据付重量表)	1	H27.4.2	公開			
223	市長 ポンプ場管理センター	48	H26.6.5	請求	5条6号	新堀中継ポンプ場汚水ポンプ改修工事(開札日 平成25年10月9日)にかかわる金入設計書(本工事内訳書、代価表、一般労務費・機械設備据付労務費集計表、機器等据付重量表)	1	H26.6.23	公開			
224	市長 ポンプ場管理センター	59	H26.6.11	請求	5条6号	二軒在家排水ポンプ場流入ゲート補修工事(開札日 平成26年5月22日)にかかわる金入設計書(本工事内訳書、代価表、一般労務費・機械設備据付労務費集計表、機器等据付重量表)	1	H26.6.23	公開			
225	市長 ポンプ場管理センター	74	H26.6.19	請求	5条6号	平成26年5月22日開札 工事名「二軒在家排水ポンプ場流入ゲート補修工事」の積算内訳書	1	H26.7.4	公開			
226	市長 ポンプ場管理センター	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	1	H26.10.6	公開			
227	市長 会計課	102	H26.7.28	請求	5条6号	有証・紙幣類年連運搬保険証券(市の施設等)	1	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
228	市長 看護専門学校	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	12	H26.10.6	公開			
229	市長 消防総務課	15	H26.4.7	請求	5条1号	消防署清掃業務業務委託契約書・見積書(記録書)	1	H26.4.22	部分公開	7条3号	法人の印影	
230	市長 消防総務課	102	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度施設賠償保険の保険証券及び契約仕様書	1	H26.8.27	公開			
231	市長 消防総務課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	23	H26.10.6	公開			
232	市長 予防課	23	H26.4.24	請求	5条6号	川口市における危険物第四類軽油・灯油及び重油の貯蔵又は取り扱う施設(屋外タンク貯蔵所・地下タンク貯蔵所・給油取扱所)1事業所名 2施設区分 3設置場所、住所 4物品名 5容量			取下げ			情報提供
233	市長 予防課	186	H26.12.18	請求	5条6号	火災の調査関係書類(火災実況見分調書、火災損害状況調書、および火災原因判定書) ・り災の年月日:平成26年〇月〇日 ・り災の場所:川口市大字峯〇丁目〇番〇号 ・り災の被災者:〇〇〇〇			取下げ			情報提供

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
234	市長 救急課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	1	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	
235	市長 指令課	131	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	3	H26.10.6	公開			
236	市長 南消防署消防課	167	H26.11.12	請求	5条1号	○月○日○時○分 川口市東本郷〇丁目〇番〇号 発生交通事故に対する救急隊員の方の処置内容に関する書類一切	1	H26.11.28	部分公開	7条2号	通報者氏名、電話番号、指令内容、救急要請名称、傷病者住所、氏名、国籍、性別、職業、既往歴、初診時傷病名、記入時刻、接触時傷病者の状態、現場観察状況、応急処置、立会同乗者名	
237	市長 北消防署消防課 水道事業管理者	196	H27.1.15	請求	5条6号	本件施設(株式会社武蔵野会館が運営する健康ランド武蔵野)で、〇〇氏以外の者が転倒して負傷した件で、救急搬送された際の救急活動が分かる書類一式。			取下げ			請求者の申出による取下げ
238	水道総務課 水道事業管理者	142	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	8	H27.10.6	公開			
239	施設課 水道事業管理者	136	H26.9.10	請求	5条6号	案件番号 改26-25 改良第25号 神根地区配水管布設工事に係る金額入り本工事費内訳書	1	H26.9.22	公開			
240	浄水課 水道事業管理者	71	H26.6.19	請求	5条6号	平成26年5月8日開札 工事名「神根浄水場場内配管布設工事」の積算内訳書	1	H27.7.4	公開			
241	浄水課 水道事業管理者	142	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	6	H27.10.6	公開			
242	教育委員会 教育総務課 教育委員会	88	H26.7.14	請求	5条6号	2007年に旧鳩ヶ谷市で無戸籍、未就学の男性(当時20)が未成年者略取などの罪で有罪となった事件で、当時の部長らで対策会議を開いたことに関する資料すべて(新聞記事は除く)及びこれに関する教育研究所や教育委員会の資料すべて(新聞記事は除く)			取下げ			請求者の申出による取下げ
243	教育総務課 教育委員会	143	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	18	H26.10.6	公開			
244	生涯学習課	16	H26.4.7	請求	5条1号	公民館清掃委託契約書・見積書 公民館夜間管理業務委託契約書・見積書	8	H26.4.22	部分公開	7条2号 7条3号	個人の印影 法人の印影	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
245	教育委員会 生涯学習課	37	H26.5.19	請求	5条6号	平成25年6月14日に公布(平成26年4月1日施行)された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号。以下「第3次一括法」という。)により社会教育法の一部改正が行われ、これまで法律で定めていた社会教育委員の委嘱の基準が削除等改正があったのにもかかわらず条例改正せず社会教育委員の委嘱を平成26年4月24日教育委員会で委嘱した理由がわかる文書			取下げ			情報提供
246	教育委員会 生涯学習課	103	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度総合賠償責任保険証券 平成26年度総合賠償責任保険仕様書	1	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
247	教育委員会 生涯学習課	109	H26.7.30	請求	5条6号	川口市放課後子ども教室の参加者の活動中のケガ等を補償する傷害保険等の証券又は契約書。同教室業務をアウトソーシングしている場合、同契約内容(保険会社、契約条件等)を把握できる資料	1	H26.8.14	部分公開	7条3号	法人の印影	
248	教育委員会 生涯学習課	143	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	47	H26.10.6	公開			
249	教育委員会 文化推進室	143	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	9	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	
250	教育委員会 文化財課	143	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	23	H26.10.6	公開			
251	教育委員会 中央図書館	32	H26.5.13	請求	5条1号	映像・情報メディアセンター指定管理者の業務内容が分かる書類(仕様書など)	1	H26.6.3	部分公開	7条3号	法人の印影	
252	教育委員会 中央図書館	103	H26.7.28	請求	5条6号	川口市立図書館施設賠償責任保険仕様書 川口市立図書館施設賠償責任保険証券	2	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
253	教育委員会 中央図書館	143	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	24	H26.10.6	公開			
254	教育委員会 科学館	103	H26.7.28	請求	5条6号	火災保険証券	1	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
255	教育委員会 科学館	143	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	5	H26.10.6	公開			
256	教育委員会 スポーツ課	16	H26.4.7	請求	5条1号	北スポーツセンター管理委託業務委託契約書・見積り合わせ記録書	2	H26.4.22	部分公開	7条3号	法人の印影	
257	教育委員会 スポーツ課	103	H26.7.28	請求	5条6号	体育施設賠償責任保険の保険証券、仕様書及び内訳書の写し スポーツ教室傷害保険の保険証券、仕様書及び内訳書の写し	2	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
258	教育委員会	143	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	85	H26.10.6	公開			
259	スポーツ課 教育委員会	166	H26.11.5	申出	5条1号	安行スポーツセンターの建設費用の合計			取下げ			請求者の申出による取下げ
260	スポーツ課 教育委員会	10	H26.4.7	請求	5条6号	・平成26年3月19日開催にかかる教育委員会について 予め教育委員会に届け出ていれば運動会等を行うことができるということ、学校要覧等で出せばよいということとした学務課長の発言の妥当性について ・川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の規則新旧対照表において、改正箇所以外に異なる箇所があることについて理由がわかる文書			取下げ			請求者の申出による取下げ
261	学務課 教育委員会	11	H26.4.7	請求	5条6号	学務課 平成26年3月19日開催にかかる教育委員会定例会において参考45 川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則案要綱にかかる2改正の概要 第3条の2との記載は新たな条文を追加するとの意味だが、実際には3条2項を改正している。その齟齬の理由がわかる文書。「あらかじめ市教育委員会に届け出るをもって」を「教育委員会の承認を得ることに代えて、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする」とするもの。」の違いが分かる文書			取下げ			請求者の申出による取下げ
262	学務課 教育委員会	16	H26.4.7	請求	5条1号	学校校務員業務委託契約書・見積書 幼稚園用務員委託契約書・見積書	22	H26.4.22	部分公開	7条3号	法人の印影	
263	学務課 教育委員会	17	H26.4.9	請求	5条1号	「人事評価に関する確認事項」(ファイル)			取下げ			情報提供
264	学務課 教育委員会	19	H26.4.14	請求	5条6号	学務課 川口市教育委員会発の「教職員負担軽減」に関し幸並中学校、青木中央小学校、元郷中学校、舟戸小学校の学校長および学校の行動計画がわかる文書…① 在校時間調査の分析した文書…②			取下げ			情報提供
265	学務課 教育委員会	27	H26.4.25	請求	5条1号	①「川口市学校負担軽減委員会報告書」を配布した際に添付した文書一切。 ②平成26年4月17日に市立校長会に配布した文書一切。			取下げ			情報提供
266	学務課 教育委員会	28	H26.4.25	請求	5条1号	③平成26年3月19日に開催された教育委員会で議案第27号(管理規則一部改正)の参考資料<参考-46P-「規則新旧対照表」の「現行」の出展文書一切>。 ④上記③を改正せざるを得ない状況・理由等を示す文書一切。			取下げ			情報提供
267	学務課 教育委員会	30	H26.5.1	請求	5条1号	平成26年4月16日に県教委が開催した「教職員人事評価制度研修会」で配布された資料一切			取下げ			情報提供
268	学務課 教育委員会	34	H26.5.15	請求	5条1号	①平成26年4月17日開催した市立校長会で配布した文書一切及び会議録 ②平成26年4月24日に開催した第1回月例校長連会で配布した文書一切及び会議録			非公開	11条2号		文書不存在

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
269	教育委員会 学務課	42	H26.5.26	請求	5条6号	学務課 川口市元郷小学校 平成25年12月から26年5月分学校便り及び平成26年1月より本日まで学校長が作成した文書一切			取下げ			情報提供
270	教育委員会 学務課	45	H26.5.30	請求	5条6号	学務課 元郷小学校4月便りで本居宣長「敷島の大和心を人問わば朝日に匂う山桜花」を引用している。戦後教育で真っ先に否定された歌であることをわかったうえで学校便りを書いたとしたらその意図が分かる文書			取下げ			請求者の申出による取下げ
271	教育委員会 学務課	62	H26.6.13	請求	5条1号	①平成26年度市内小中学校の勤務時間割振り ②平成26年度市内小中学校の主幹教務主任の持ち時間数 ③平成26年度市内小中学校の“学校経営方針” ④平成26年度市内小中学校の“学校自己評価重点目標シート”			取下げ			情報提供
272	教育委員会 学務課	65	H26.6.16	請求	5条1号	平成26年度学務課事務分掌一覧			取下げ			情報提供
273	教育委員会 学務課	97	H26.7.23	請求	5条1号	①平成26年7月2日に開催された「市立校長会」で配布された資料 ②上記の会議録			非公開	11条2号		文書不存在
274	教育委員会 学務課	103	H26.7.28	請求	5条6号	平成26年度保険証券、仕様書	2	H26.8.27	部分公開	7条2号 7条3号	法人の社員名及び携帯電話番号 法人の印影	
275	教育委員会 学務課	104	H26.7.28	請求	5条1号	①平成26年度学童保育グローバル選考に関する文書 ②平成26年7月実施学校校務員委託に関する仕様書、委託費見積り合わせ記録書			取下げ			情報提供
276	教育委員会 学務課	116	H26.8.12	請求	5条1号	PTA広報誌の写真使用について 1 撮影許可・写真の使用の許可をあたえる文書 2 保護者への撮影・使用許可の同意をもとめた文書 3 写真使用にあたり、公共機関とPTAとで取り交わされた文書			非公開	11条2号		文書不存在
277	教育委員会 学務課	117	H26.8.12	請求	5条1号	校長の判断のみで行っている寄付受けについて 1 権限を付与又は指示している文書 2 事務処理要領を示した文書			非公開	11条2号		文書不存在
278	教育委員会 学務課	118	H26.8.12	請求	5条1号	川教学収第110・111号について 1 戸塚西中学校に対し、是正を指示した文書 2 戸塚西中学校からの是正完了の報告文書 3 戸塚西中学校とPTAが交わした文書 4 個人情報漏洩に伴う、保護者への配布文書又は配布予定の文書			非公開	11条2号		文書不存在
279	教育委員会 学務課	119	H26.8.12	請求	5条1号	戸塚西中学校1学年平成26年度学年教材費会計(私費会計)について 1 準用している会計規則 2 残金の取扱について、保護者と担当者が交わした文書 3 現金出納簿 4 業者見積・領収書	1	H26.9.17	部分公開	7条3号 11条2号	法人の印影 一部当初から文書不存在	閲覧

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
280	教育委員会 学務課	120	H26.8.12	請求	5条1号	通信簿の閲覧範囲を示した文書			非公開	11条2号		文書不存在
281	教育委員会 学務課	123	H26.8.14	請求	5条1号	戸塚西中学校保護者負担の体育用品について 1 体操着等の変更の際の、参考資料及び変更理由が判る文書 2 指定業者「シゴースポーツ」と取り交わした文書	1	H26.9.17	部分公開	11条2号	一部当初より文書不存在	閲覧
282	教育委員会 学務課	143	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	47	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	
283	教育委員会 学務課	147	H26.9.24	請求	5条1号	平成26年第13回川口市教育委員会定例会秘密会議録(平成26年8月1日)に記載されている「今回は校長が筆者に入っている教科書に川口の校長が執筆者」(P8)になった学校長の「様式第21号の承認(許可)願」(市・服務規程第21条)の写し。			取下げ			情報提供
284	教育委員会 学務課	157	H26.10.14	請求	5条6号	平成26年8月1日教育委員会秘密会議事録において〇〇委員の発言「以前の中学校の採択の際には執筆に関わった先生には外れていた。」「に係る文書一切及びその該当者の兼職兼業許可申請に関する文書一切			取下げ			情報提供
285	教育委員会 学務課	158	H26.10.15	請求	5条1号	平成26年度市内小中学校の管理職及び主幹教諭の中間申告(人事評価の自己評価シート)一切			取下げ			情報提供
286	教育委員会 学務課	179	H26.12.5	請求	5条6号	平成26年11月20日開催にかかる教育委員会において〇〇委員の「小学校の教員が、中学校に行き教える際、または、中学校の教員が小学校に行き教える際に、行く先の校種の教員免許を有していなくても大丈夫なのか。」「本市教育委員会として複数の校種の教員免許を取得することを推奨していくことはないのか。」との質問に対して学務課長が現行教育職員免許法の趣旨と異なる発言をしているが、その理由がわかる文書一切			取下げ			情報提供
287	教育委員会 学務課	185	H26.12.17	請求	5条1号	平成26年10月30日に開催された「月例連絡協議会」の配布資料等一切及び11月27日に開催された「月例校長連絡会」の配布資料等一切。平成26年12月2日に開催された「市立校長会」の配布資料等一切。			取下げ			情報提供
288	教育委員会 学務課	192	H27.1.13	請求	5条6号	県教第978号 平成26年12月19日付「週休日等の割振り変更の運用について」の通知における川口市教育委員会の対応状況がわかる文書一切			取下げ			情報提供
289	学務課	230	H27.3.31	請求	5条1号	①平成26年度市内小中学校の管理職及び主幹教諭の自己評価シート(達成状況)一切。 ②平成26年度中各学校長あてに送付した文書(メールも含む)の中で「人事評価制度に関する文書」一切。			取下げ			情報提供

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
290	教育委員会 指導課	29	H26.4.28	請求	5条6号	指導課 平成26年4月1日開催にかかる教育委員会において「永田委員長 研究委嘱校になったことにより、当該学校に過剰な負担が掛かることはないか。指導課長 学校からの応募によって委嘱をしている。校内研修を軸に研修を進めており、過剰な負担が掛かっているということはないと考えている。」にかかる指導課長の発言の根拠がわかる文書すべて			取下げ			情報提供
291	教育委員会 指導課	38	H26.5.19	請求	5条6号	指導課 川口市教育研究所教育相談員 川口市教育研究所カウンセラー 川口市教育研究所教育相談室の嘱託カウンセラー 教育相談支援員 特別支援教育支援員 特別支援学級等補助員 特別支援教育アドバイザー等の委嘱および採用の資格要件 選考基準 並びに採用(労働)条件がわかる文書一切			取下げ			情報提供
292	教育委員会 指導課	61	H26.6.13	請求	5条6号	指導課 平成26年5月15日開催にかかる教育委員会において平成26・27年度課題研究員の委嘱について指導課長の「立候補してなるものではない」との発言の制度趣旨からの根拠がわかる文書 平成26年5月月例校長会において教科書展示会開場時間が19時まで延長になったことに鑑みて指導課長が各校長に教員の積極参加を促した意図と勤務時間外出張との関連について指導課長の法的見解がわかる文書			取下げ			情報提供
293	教育委員会 指導課	63	H26.6.16	請求	5条6号	平成26年4月「川口の教育」教育長巻頭言「26年度発足にあたって」「埼玉県においても「生きる力を育て、絆を深める埼玉教育」を基本理念とした「第2期埼玉県教育振興基本計画」を策定しているところです。」の記載に係り、他市が教育振興基本計画を法律施行案件として策定しているにもかかわらず中核市をめぐり川口市が策定しない理由がわかる文書。			取下げ			情報提供
294	教育委員会 指導課	64	H26.6.16	請求	5条6号	川口市議会平成26年6月定例会若谷正巳議員質問通告書 小中学校使用教科用図書の採択について (1)川口市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の改正点について (2)平成27年度使用予定の小中学校教科用図書採択のタイムスケジュールについて の答弁書に関する文書一切			取下げ			情報提供
295	教育委員会 指導課	65	H26.6.16	請求	5条1号	平成26年度市内小中学校日課表			取下げ			情報提供
296	教育委員会 指導課	84	H26.7.4	請求	5条6号	指導課 川口市立小中学校使用教科用図書の採択に関する規則第4条教科書専門委員会の「統括し」の法的意味が分かる文書一切			取下げ			情報提供
297	教育委員会 指導課	88	H26.7.14	請求	5条6号	2007年に旧鳩ヶ谷市で無戸籍、未就学の男性(当時20)が未成年者略取などの罪で有罪となった事件で、当時の部長らで対策会議を開いたことに関する資料すべて(新聞記事は除く)及びこれに関する教育研究所や教育委員会の資料すべて(新聞記事は除く)			取下げ			請求者の申出による取下げ

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
298	教育委員会	103	H26.7.28	請求	5条6号	平成25年7月1日から平成26年6月30日の間の損害保険契約の内容が分かる書類、保険料が5万円以上の保険証書の写し。保険契約の内容が分かる仕様書などの写し。	5	H26.8.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
299	指導課 教育委員会	121	H26.8.12	請求	5条1号	戸塚西中学校体操部について 1 平成26年度部運営計画 2 大会日を調整したもの 3 大会参加に関する、保護者へのお知らせ 4 大会参加等、自転車で移動する際の、部員及び引率保護者への安全管理について指示したもの	1	H26.9.17	部分公開	11条2号	一部当初より文書不存在	閲覧
300	指導課 教育委員会	122	H26.8.12	請求	5条1号	大会参加等における部活の公休について 1 公休の定義・運用基準を示した文書 2 公休における未履修科目の実施を指示する文書	1	H26.9.17	部分公開	11条2号	一部当初より文書不存在	閲覧
301	指導課 教育委員会	143	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	8	H26.10.6	公開			
302	指導課 教育委員会	149	H26.9.29	請求	5条6号	平成26年度小学校教科用図書採択に関わる文書全て ・専門委員会会議資料 ・教科用図書調査の観点及び資料 ・専門委員名簿 ・教育委員会 会議録				取下げ		請求者の申出による取下げ
303	指導課 教育委員会	157	H26.10.14	請求	5条6号	平成26年8月1日教育委員会秘密議事録において〇〇委員の発言「以前の中学校の採択の際には執筆に関わった先生には外れていた。」「に係る文書一切及びその該当者の兼職兼業許可申請に関する文書一切				取下げ		情報提供
304	学校保健課 教育委員会	16	H26.4.7	請求	5条1号	26年度・学校給食調理委託 ①元郷給食センター業務委託契約書・仕様書・見積書 ②新郷学校給食センター業務委託契約書・仕様書・見積書 ③南平学校給食センター業務委託契約書・仕様書 ④全ての自校調理校契約書・見積書 ⑤給食調理委託臨時調理員 契約書 配膳業務委託契約書・見積書	9	H26.4.22	部分公開	7条2号 7条3号	個人の印影 法人の印影	
305	学校保健課 教育委員会	65	H26.6.16	請求	5条1号	平成26年度学校保健課事務分掌一覧				取下げ		情報提供
306	学校保健課 教育委員会	77	H26.6.25	請求	5条1号	①各校に配布した「アレルギー疾患を有する児童生徒の対応について」の文書一切 ②25年度に市独自に実施した「エビベン等の研修会」通知と配布資料一切 ③26年度の市独自の「エビベン研修会」実施計画に関する文書一切 ④25年度、県教委が開催した「アレルギー等に関わる研修会」の参加者名簿	2	H26.7.23	部分公開	11条2号	一部当初より文書不存在	
307	学校保健課 教育委員会	143	H26.9.9	請求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	52	H26.10.6	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
308	教育委員会 学校保健課 議会	205	H27.1.28	請求	5条1号	平成26年度学校給食の委託に係る、全ての小学校、全ての中学校、県陽高校(定時制)、すべての給食センター (1)業務委託契約書 (2)仕様書 (3)業者選定に関する起案文書	14	H27.2.20	部分公開	7条3号	法人の印影	
309	議会事務局庶務課 議会	20	H26.4.15	請求	5条1号	2014年4月10日に開催された議会改革推進委員会の会議録	1	H26.5.8	部分公開	7条5号	発言委員名及び発言会派が特定できる事項	
310	議会事務局庶務課 議会	43	H26.5.26	請求	5条1号	平成26年5月20日に開催された議会改革推進委員会の会議録	1	H26.6.13	部分公開	7条5号	発言委員名及び発言会派が特定できる事項	
311	議会事務局庶務課 議会	95	H26.7.22	請求	5条1号	川口市議会・政務活動費に関する以下の公文書一式 平成25年度の領収書等を含む収支報告書。なお、報告書に添付された資料・使途内容を証する全てを含むものとする。	1	H26.9.30	部分公開	7条2号 7条3号	口座情報、携帯電話番号、メールアドレス、ファックス番号、雇用契約者の氏名・住所・連絡先、店舗担当者、コード番号、印影	
312	議会事務局庶務課 議会	99	H26.7.25	請求	5条1号	平成26年7月17日に開催された議会改革推進委員会の会議録	1	H26.8.14	部分公開	7条5号	発言委員名及び発言会派が特定できる事項	
313	議会事務局庶務課 議会	107	H26.7.30	請求	5条1号	平成25年度川口市議会議員政務活動費	1	H26.9.30	部分公開	7条2号 7条3号	口座情報、携帯電話番号、メールアドレス、ファックス番号、雇用契約者の氏名・住所・連絡先、店舗担当者、コード番号、印影	閲覧
314	議会事務局庶務課 議会	152	H26.10.7	請求	5条1号	平成26年度10月2日に開催された議会改革推進委員会の会議録	1	H26.10.28	部分公開	7条5号	発言委員名及び発言会派が特定できる事項	
315	議会事務局庶務課 議会	175	H26.11.19	請求	5条1号	平成26年11月14日に開催された議会改革推進委員会の会議録	1	H26.12.11	部分公開	7条5号	発言委員名及び発言会派が特定できる事項	
316	議会事務局庶務課 議会	193	H27.1.13	請求	5条1号	川口市議会・の政務調査費に関する以下の公文書一式 平成24年度の領収書等を含む収支報告書。なお、報告書に添付された資料・使途内容を証する全てを含むものとする。	1	H27.3.20	部分公開	7条2号 7条3号	個人の印影、口座番号、住所、氏名及び携帯電話番号 法人の印影	
317	議会事務局庶務課 議会	194	H27.1.13	請求	5条1号	平成25年度における川口市議会議員が議会の本会議、委員会(特別委員会も含む)へ出席したことによる費用弁償について、以下の内容が分かる資料。なお、一覧表がある場合は、その一覧表も含む。 ・各議員ごとの費用弁償の総額、本会議、委員会への出席回数	1	H27.2.3	公開			
318	議会事務局庶務課 議会	207	H27.2.9	請求	5条1号	平成27年1月27日に開催された議会改革推進委員会の会議録	1	H27.3.3	部分公開	7条5号	発言委員名及び発言会派が特定できる事項	
319	議会事務局議事課 選挙管理委員会	44	H26.5.26	請求	5条1号	平成25年度の川口市議会の政務活動費に係わる収支報告書(一覧表がある場合は、一覧表も含む。各議員・各会派の費目ごとに支出合計金額が分かるものであり、政務調査報告書(個表)・領収書は含まない)	1	H26.6.9	部分公開	7条2号 7条3号	法人の印影 個人の氏名及び印影	
320	選挙管理委員会	40	H26.5.22	請求	5条1号	平成26年2月に行われた川口市市長選挙・川口市議補欠選挙に関して、各候補者が選挙管理委員会へ提出した選挙公営に関する資料一式。また、上記選挙に関して立候補予定者説明会で配布された資料一式。	2	H26.6.9	部分公開	7条2号 7条3号	法人の印影 個人の住所、氏名及び印影	閲覧

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	決定内容			備考
									決定区分	理由	非公開部分の内容	
321	選挙管理委員会	41	H26.5.22	請 求	5条6号	平成26年に開催された川口市選挙管理委員会の会議録	2	H26.6.5	公開			
322	選挙管理委員会 選挙管理委員会	96	H26.7.22	請 求	5条1号	平成23年4月の市議会議員選挙の選挙公営の提出書類のうちポスターの印刷単価の分かる書類	1	H26.7.29	公開			閲覧
323	選挙管理委員会 選挙管理委員会	144	H26.9.9	請 求	5条2号	平成25年度物品参加資格業種名称(番号)における 建物管理業務(31)、保守点検業務(33)、清掃業務(34)、施設運転管理業務(35)の入札業務名及び落札業務名、金額500万円未満	33	H26.10.6	部分公開	7条3号	法人の印影	
324	選挙管理委員会 選挙管理委員会	214	H27.2.26	請 求	5条6号	平成23年4月の川口市議会議員選挙における各候補者のポスター代公費負担請求額	1	H27.3.20	公開			

表－４ 情報公開請求・申出者の内訳

区 分	件数
①市内に住所を有する者	50
②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	41
③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	4
④市内に存する学校に在学する者	0
⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	0
⑥公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの	136
合 計	231

(2) 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報と、第7条第3号の法人に関する情報に該当するとして非公開としたものが多くありました。(表－5)

表－５ 非公開又は部分公開の理由

区 分	件数
法令秘情報(第7条第1号)	0
個人に関する情報(第7条第2号)	152
法人等に関する情報(第7条第3号)	400
公共の安全と秩序の維持に関する情報(第7条第4号)	0
審議、検討、協議に関する情報(第7条第5号)	6
事務又は事業に関する情報(第7条第6号)	8
国等との協力関係に関する情報(第7条第7号)	0
合 計	566

※同一処分に複数の非公開理由が含まれている場合があります。

その他に非公開決定した理由として、文書不存在によるものが11件あり、このうち5件は一部文書不存在として部分公開しており、残りの6件は文書不存在として非公開としております。

II 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度について

(1) 目的

市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

(3) 個人情報の適正な取り扱いについて

実施機関が保有個人情報を取り扱う際のルールを、次のように定めています。

ア 収集の制限

ア) 個人情報の収集をするときは、個人情報取扱業務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

イ) 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集してはならない。

ウ) 個人情報を収集するときは、原則として本人から収集する。

イ 利用及び提供の制限

ア) 実施機関は、原則として保有個人情報を取り扱う業務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用又は外部への提供をしてはならない。

イ) 実施機関は、目的外利用又は外部提供をしたときは、個人情報保護条例第8条第2項の規定により、一定の事項を審議会に報告しなければならない。

ウ) 実施機関は、必要があると認めるときは、保有個人情報の外部提供先に対して、その使用について必要な制限を付し、又は適正な取り扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

ウ 電子計算組織の結合の制限

実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、原則として本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

エ 適正な維持管理

ア) 保有個人情報は正確かつ最新のものとする。

イ) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止する。

ウ) 保有する必要のなくなった保有個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去する。

エ) 保有個人情報の適正管理を図るため、各課に個人情報管理責任者を設置する。

オ) 個人情報取扱業務を委託するときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるようにする。

オ 個人情報取扱業務の登録

市が収集・利用する個人情報の所在、内容を明らかにするため、個人情報を取り扱う業務の登録を行い、その目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(4) 自己に関する情報をコントロールする権利

実施機関の保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報については、誰でも次のような請求ができます。

ア 開示請求

自己に関する保有個人情報の閲覧、写しの交付の請求ができます。

イ 訂正請求

自己に関する保有個人情報に事実と異なる記載があるとき、訂正の請求ができます。

ウ 削除請求

実施機関が前記「(3) ア 収集の制限」に定める事項に反して自己の保有個人情報を収集した場合に、実施機関に対して、削除の請求ができます。

エ 中止請求

実施機関が前記「(3) イ 利用及び提供の制限」に定める事項に反して、自己の保有個人情報が目的外利用等されていると認めるときは、実施機関に対して、その中止の請求ができます。

(5) 保有個人情報の開示

実施機関は、開示請求があったときは、その保有個人情報に次に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、請求者に開示します。

※ 不開示情報

保有個人情報の中には、開示することにより、第三者又は公共の利益が侵害されたり、行政執行上著しい支障が生ずるおそれがあること等の理由から、不開示としなければならないものがあります。このような情報を不開示情報といい、次の7項目を定めています。

ア 法令秘情報

法令等で公開することができないとされている情報

イ 開示請求者以外に関する情報

開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益

を害するおそれがあるもの

ウ 審議、検討、協議に関する情報

審議、検討又は協議に関する検討過程の中で、開示することにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの

エ 事務又は事業に関する情報

事務又は事業に関する情報であって、開示すると、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

オ 国等との協力関係に関する情報

市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

カ 個人評価情報

個人の評価、判定等に関する情報であって、開示すると、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

キ 未成年者に関する情報

未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報

(6) 開示決定の期限

開示・非開示の決定は、公開請求があった日から起算して15日（市の休日を除く。）以内に行います。また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することがあります。

(7) 不服申立て

実施機関は、決定について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、不服申立てに対する決定をします。

(8) 罰則規定

実施機関等の個人情報の適正な取扱いの確保について、その実効性を高め、市に対する信頼を確保するため、職員、受注業務従事者等に対して、保有個人情報の漏洩等の不適正な取扱いがあった場合の罰則を定めています。

2 個人情報保護制度の運用状況

(1) 保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況

平成26年度の個人情報保護条例に基づく開示請求は44件で、決定処理件数は33件でした。その決定内容の内訳としては、全部開示したものは17件、部分開示したものは15件、文書不存在による不開示が4件でした。なお、取下げは9件でした。

決定処理件数を実施機関別に見ると、表-6のとおり市長が33件、教育委員会が3件でした。課別の処理状況は表-7となっております。

また、訂正等請求は、教育委員会が2件で、その決定内容としては、訂正等との決定が2件でした。(表-8)(表-9)

なお、開示請求及び訂正等請求における請求内容においては表-10及び表-11となっております。

表-6 実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数

単位:件

実施機関	受付件数	取下げ件数	決定処理件数	決定内容		
				開示	部分開示	不開示
市長	42	9	33	15	14	4
教育委員会	2	0	3	2	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
合計	44	9	36	17	15	4

表-7 課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況

単位:件

実施機関名		処理件数	取下げ件数	決定内容		
				開示	部分開示	不開示
市長	市民課	38	9	13	12	4
	生活福祉2課	1	0	1	0	0
	予防課	1	0	1	0	0
	南消防署消防課	1	0	0	1	0
	北消防署消防課	1	0	0	1	0
小計		42	9	15	14	4
教育委員会	学務課	2	0	1	1	0
	学校保健課	1	0	1	0	0
小計		3	0	2	1	0
合計		45	9	17	15	4

※処理件数とは、平成26年度中に受付をし、各課が決定処理を行った件数です。同一処分に複数の決定処理が含まれている場合があります。

表-8 実施機関別の保有個人情報訂正等請求の処理件数

単位:件

実施機関	受付	処理	決定内容			取下げ
			訂正等	一部訂正等	不訂正等	
市長	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2	2	2	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
合 計	2	2	2	0	0	0

表-9 課別の保有個人情報訂正等請求の訂正等の処理状況

単位:件

実施機関名		処理	決定内容			取下げ
			訂正等	一部訂正等	不訂正等	
教育委員会	学務課	2	2	0	0	0
合 計		2	2	0	0	0

表-10 保有個人情報開示請求内容一覧

受付NO.	受付日	請求区分	請求概要	実施機関 所管課	開示実施日	決定内容	不開示部分
1	4月14日	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書、印鑑登録申請書、印鑑登録廃止申請書兼紛失届出書	市長 市民課	H26.4.30	部分開示	開示請求者以外に関する情報
2	4月16日	開示	住民票の写し、除票の写し、改正前住民票、記載事項証明書の交付請求書(請求者本人のもの)	市長 市民課	H26.5.2	部分開示	開示請求者以外に関する情報
3	4月16日	開示	住民票の写し、除票の写し、改正前住民票、記載事項証明書の交付請求書(請求者本人のもの)	市長 市民課	H26.5.2	部分開示	開示請求者以外に関する情報
4	4月16日	開示	請求者本人に係る戸籍全部事項証明の請求分について	市長 市民課		取下げ	
5	4月21日	開示	請求者本人に係る住民票世帯全員のもの請求分	市長 市民課		取下げ	
6	4月22日	開示	請求者本人に係る住民票世帯全員のもの請求分	市長 市民課		取下げ	
7	4月22日	開示	請求者本人に係る・除籍全部事項受理証明・入籍受理証明・転籍受理証明の請求分	市長 市民課		取下げ	
8	4月22日	開示	請求者本人に係る・除籍全部事項証明・除籍受理証明・戸籍全部事項証明の請求分	市長 市民課		取下げ	
9	4月23日	開示	請求者本人に係る戸籍証明等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課	H26.4.30	部分開示	開示請求者以外に関する情報
10	4月23日	開示	請求者本人に係る戸籍証明等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課	H26.5.8	部分開示	開示請求者以外に関する情報 文書不存在

受付NO.	受付日	請求区分	請求概要	実施機関 所管課	開示実施日	決定内容	不開示部分
11	6月30日	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書	市長 市民課		不開示 (不存在)	
12	7月3日	開示	請求者本人に係る戸籍謄本交付申請書	市長 市民課		不開示 (不存在)	
13	7月28日	開示	請求者本人に係る住民異動届	市長 市民課		取下げ	
14	8月12日	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書	市長 市民課	H26.8.27	部分開示	開示請求者以外に関する情報
15	8月14日	開示	〇〇学校生徒の履修状況について 1 6、7月の教科毎の出席状況がわかるもの 2 公休の為、履修していない教科について、代替授業等で履修を確認できるもの	教育委員会 学務課	H26.9.17	部分開示	文書不存在
16	8月29日	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書・登録申請書及び廃止申請書	市長 市民課	H26.9.4	開示	
17	8月29日	開示	請求者本人に係る戸籍謄抄本の交付申請書	市長 市民課	H26.9.12	開示	
18	9月5日	開示	請求者本人に係る印鑑登録申請書、廃止申請書、印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課	H26.9.17	部分開示	文書不存在
19	9月8日	開示	救急活動記録票 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇 〇〇様分	市長 南消防署消防課	H26.9.18	部分開示	開示請求者以外に関する情報
20	9月25日	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課	H26.10.8	開示	
21	10月16日	開示	開示請求人の過去すべての印鑑証明書の登録申請・廃止申請・印鑑登録証明書交付申請書およびこれらの添付書類に関する一切の個人情報	市長 市民課	H26.10.28	開示	

受付NO.	受付日	請求区分	請求概要	実施機関 所管課	開示実施日	決定内容	不開示部分
22	10月20日	開示	開示請求の過去のすべての身分証明書交付請求書についての請求書並びにそれ等の添付書類(法定代理人承諾書)の一切の個人情報	市長 市民課	H26.10.28	開示	
23	10月27日	開示	住民基本台帳カード暗証番号変更申請書についての請求書の一切の個人情報	市長 市民課		取下げ	
24	10月28日	開示	開示請求人の印鑑登録廃止申請書兼紛失届出書についてのすべての書類	市長 市民課	H26.11.12	開示	
25	10月30日	開示	請求者本人に係る戸籍交付申請書	市長 市民課	H26.11.13	部分開示	開示請求者以外に関する情報
26	11月4日	開示	住民票の写しの交付請求書(請求者本人に係る)	市長 市民課		開示	
27	11月7日	開示	開示請求人についての印鑑証明書交付申請書およびこれ等の添付書類に関する一切の個人情報	市長 市民課		取下げ	
28	11月14日	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書	市長 市民課	H26.11.28	開示	
29	11月28日	開示	請求者本人に係る戸籍証明等交付請求書	市長 市民課	H26.12.17	部分開示	開示請求者以外に関する情報
30	12月2日	開示	請求者本人に係る戸籍証明等交付請求書	市長 市民課	H26.12.17	部分開示	開示請求者以外に関する情報
31	12月5日	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付請求書	市長 市民課		取下げ	
32	12月9日	開示	請求者本人に係る印鑑登録申請書および解約申請書	市長 市民課	H27.12.19	開示	
33	12月10日	開示	請求者本人に係る戸籍の申請書一式	市長 市民課		不開示 (不存在)	

受付NO.	受付日	請求区分	請求概要	実施機関 所管課	開示実施日	決定内容	不開示部分
34	12月17日	開示	戸籍証明書等交付申請書、住民票の交付申請書(請求者本人に係る)	市長 市民課		部分開示	文書不存在
35	12月25日	開示	火災調査関係書類のうち下記 ・火災原因判定書 ・火災実況見分調書 ・建築物損害明細書 ・収容物損害明細書	市長 予防課	H27.1.15	開示	
36	12月25日	開示	請求者本人に係る・印鑑登録申請書・印鑑登録廃止申請書・印鑑登録証明書の申請書	市長 市民課	H27.1.14	開示	
37	1月6日	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書	市長 市民課	H27.1.22	開示	
38	1月15日	開示	請求者本人が転倒し、救急搬送され、入院した件で救急搬送された際の救急活動が分かる書類一式	市長 北消防署消防課	H27.1.29	部分開示	開示請求者以外に関する情報
39	1月23日	開示	請求者本人に係る(委任状で申請されたものに限る)住民票交付申請書	市長 市民課		不開示 (不存在)	
40	2月6日	開示	請求者本人に係る、全ての戸籍証明書(附票・身分証明書含む)住民票、住民票記載事項証明書 印鑑登録関係書	市長 市民課		部分開示	文書不存在
41	2月9日	開示	①平成〇年〇月〇日に川口市立〇〇学校プール内で発生した、〇〇〇〇の事故に関する調査報告書、〇〇学校からの調査報告書、連絡文書等の関係書類一式 ②独立行政法人日本スポーツ振興センターが障害見舞金の支給にあたって、上記①記載の事故に関する調査をした報告書の写し、同センターから開示された文書一式	教育委員会 学校保健課	H27.3.2	開示	
	2月9日	開示	①平成〇年〇月〇日に川口市立〇〇学校プール内で発生した、〇〇〇〇の事故に関する調査報告書、〇〇学校からの調査報告書、連絡文書等の関係書類一式 ②独立行政法人日本スポーツ振興センターが障害見舞金の支給にあたって、上記①記載の事故に関する調査をした報告書の写し、同センターから開示された文書一式	学務課	H27.3.2	開示	
42	2月26日	開示	請求者本人に係る戸籍証明等交付請求書及び住民票交付請求書	市長 市民課	H27.3.11	開示	

受付NO.	受付日	請求区分	請求概要	実施機関 所管課	開示実施日	決定内容	不開示部分
43	2月27日	開示	開示請求人の過去すべての印鑑証明書の登録申請・廃止申請・印鑑登録証明書交付申請書およびこれ等の添付書類に関する一切の個人情報	市長 市民課	H27.3.27	開示	
44	3月25日	開示	診療報酬明細書(頭紙のみ)	市長 生活福祉2課	H27.4.15	開示	

表－11 保有個人情報訂正等請求内容一覧

受付NO.	受付日	請求区分	対象文書	実施機関 所管課	訂正等内容	決定内容
1	6月16日	訂正	1 ○○学校が保護者・児童から取得した個人情報 2 学校が名簿等作成したもの	教育委員会 学務課	PTA等の外郭団体への提供の中止	訂正等
2	6月16日	訂正	1 ○○学校が保護者・児童から取得した個人情報 2 学校が名簿等作成したもの	教育委員会 学務課	PTA等の外郭団体への提供の中止	訂正等

(2)不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、個人情報保護条例第16条第2号の開示請求者以外に関する情報に該当するとして不開示としたものが多くありました。(表-12)

表-12 不開示又は部分開示の理由

区 分	件数
法令秘情報(第16条第1号)	0
開示請求者以外に関する情報(第16条第2号)	11
審議、検討、協議に関する情報(第16条第3号)	0
事務又は事業に関する情報(第16条第4号)	0
国等との協力関係に関する情報(第16条第5号)	0
評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報(第16条第6号)	0
未成年者に関する情報(第16条第7号)	0
合 計	11

※同一処分に複数の不開示理由が含まれている場合があります。

その他に不開示決定等した理由として、文書不存在によるものが9件あり、このうち5件は一部文書不存在として部分開示しており、残りの4件は文書不存在として不開示としております。

(3) 個人情報取扱業務の登録状況

個人情報保護条例第7条の規定により、実施機関が個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、その業務の名称、収集目的、対象者の範囲等について情報公開・個人情報保護運営審議会に報告しなければなりません。業務の内容を変更、廃止しようとするときも同様です。

平成26年度の個人情報取扱業務の新規登録は6件、修正が39件、廃止が3件でした。なお、実施機関別の登録件数は表-13のとおりです。

また、個人情報取扱業務のうち、新規登録の内容は表-14、修正の内容は表-15、廃止の内容は表-16のとおりです。

これらを取りまとめた報告書を「個人情報取扱業務登録簿」として、市政情報コーナーで、自由に閲覧できるようになっています。

表-13 実施機関別個人情報取扱業務登録

実施機関	平成26年度中登録件数			平成26年度末登録件数
	開始	修正	廃止	
市長	6	37	3	975
教育委員会	0	1	0	164
選挙管理委員会	0	0	0	16
公平委員会	0	0	0	2
監査委員	0	0	0	1
農業委員会	0	0	0	12
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1
水道事業管理者	0	1	0	33
病院事業管理者	0	0	0	38
議会	0	0	0	6
全庁共通	0	0	0	8
合計	6	39	3	1,256

※開始の件数は、平成26年度中に新たに個人情報取扱業務が開始された件数を表します。

※修正の件数は、平成26年度中に個人情報取扱業務の内容が変更された場合のほか、組織改正等による業務の移管も含まれます。

※廃止の件数は、平成26年度中に個人情報取扱業務に登録されていた業務が廃止された件数を表します。

表-14 個人情報取扱業務 新規登録について

※業務開始年月日順

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務開始年月日	収集の方法
1	子育て相談課	親子教室業務	親子教室参加の児童の家庭状況を把握することで、家族の理解と協力を求めながら、参加児童の成長発達により良い療育の方向付けを行うため。 (保育課の「親子教室業務」及び保健センターの「親子遊戯指導業務」を子育て相談課「親子教室業務」として移管)	3歳から就学前の障害(心身)や発達に遅れが見られる児童とその家族	平成26年4月1日	本人 目的外
2	子育て相談課	障害児等療育支援業務	発達が気になる子どもの状況を把握するため。 (わかゆり学園の「障害児地域療育支援業務」を子育て相談課へ移管)	住民台帳に記載されている者 障害児等療育支援事業を利用した者	平成26年4月1日	本人 目的外
3	子育て相談課	子どもの発達支援巡回業務	巡回訪問対象者児等の状況を把握するため。 (わかゆり学園の「障害児地域療育支援業務」を子育て相談課へ移管)	住民台帳に記載されている者 子どもの発達巡回事業を利用した者	平成26年4月1日	本人 目的外
4	管財課	川口市新庁舎建設基本構想・基本計画策定に係る市民アンケート	新庁舎の基本構想・基本計画の策定にあたり、市民アンケートを実施し、現庁舎及び新庁舎に関する意見・要望を把握するため。	住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の市民5,000人	平成26年7月1日	本人以外
5	廃棄物対策課	剪定枝破碎機貸出業務	剪定枝破碎機の貸し出し業務を実施することから、申込者及び受け取りに来た者との連絡及び調整を行うため、氏名、住所及び電話番号の個人情報を収集するもの。	剪定枝破碎機貸出の申込者及び受け取りに来た者	平成26年7月1日	本人 本人以外
6	保育課	保育所等利用認定業務	平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の開始において、施設の利用の際には支給認定(必要性の事由を含む)が必要であることから、施設型給付費及び地域型保育給付費の支給に係る施設への利用申込者に対し、支給認定証を交付するため。	施設型給付費並びに地域型保育給付費の支給に係る施設への利用申込者及び利用児童	平成26年11月1日	本人 本人以外

※収集の方法欄の「本人」とは、その本人から直接個人情報を収集する場合です。

※収集の方法欄の「本人以外」とは、本人以外から個人情報を収集する場合で、本人の同意がある場合や法令等で定められている場合等があげられます。

※収集の方法欄の「目的外」とは、上記の「本人以外」のうち、同じ実施機関の別の業務で収集した個人情報を利用する場合です。

表－15 個人情報取扱業務 修正について

※修正年月日順

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
1	子育て相談課	助産施設入所措置業務	組織改正のため子育て支援課から子育て相談課へ業務を移管するもの。	担当課を子育て支援課から子育て相談課へ変更。 個人情報保護責任者を子育て支援課長から子育て相談課長へ変更。	平成26年4月1日
2	子育て相談課	家庭児童相談業務	組織改正のため子育て支援課から子育て相談課へ業務を移管するもの。	担当課を子育て支援課から子育て相談課へ変更。 個人情報保護責任者を子育て支援課長から子育て相談課長へ変更。 子ども育成課給付係の実施する事業について目的外利用を開始。	平成26年4月1日
3	子育て相談課	川口市子どものショートステイ業務	組織改正のため子育て支援課から子育て相談課へ業務を移管するもの。	担当課を子育て支援課から子育て相談課へ変更。 個人情報保護責任者を子育て支援課長から子育て相談課長へ変更。	平成26年4月1日
4	子育て相談課	里親登録業務	組織改正のため子育て支援課から子育て相談課へ業務を移管するもの。	担当課を子育て支援課から子育て相談課へ変更。 個人情報保護責任者を子育て支援課長から子育て相談課長へ変更。	平成26年4月1日
5	子育て相談課	母子生活支援施設入所措置業務	組織改正のため子育て支援課から子育て相談課へ業務を移管するもの。	担当課を子育て支援課から子育て相談課へ変更。 個人情報保護責任者を子育て支援課長から子育て相談課長へ変更。	平成26年4月1日
6	子育て相談課	埼玉県母子緊急一時保護業務	組織改正のため子育て支援課から子育て相談課へ業務を移管するもの。	担当課を子育て支援課から子育て相談課へ変更。 個人情報保護責任者を子育て支援課長から子育て相談課長へ変更。	平成26年4月1日
7	子育て相談課	川口市子どものトワイライトステイ業務	組織改正のため子育て支援課から子育て相談課へ業務を移管するもの。	担当課を子育て支援課から子育て相談課へ変更。 個人情報保護責任者を子育て支援課長から子育て相談課長へ変更。	平成26年4月1日
8	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	組織改正のため子育て支援課から子育て相談課へ業務を移管するもの。	担当課を子育て支援課から子育て相談課へ変更。 個人情報保護責任者を子育て支援課長から子育て相談課長へ変更。	平成26年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
9	子ども育成課	児童手当業務	組織改正により課名が変更となったことに伴い、課名等を修正するもの。	担当課名を子育て支援課から子ども育成課へ変更。 個人情報保護管理責任者を子育て支援課長から子ども育成課長へ変更。	平成26年4月1日
10	子ども育成課	児童扶養手当業務	組織改正により課名が変更となったことに伴い、課名等を修正するもの。	担当課名を子育て支援課から子ども育成課へ変更。 個人情報保護管理責任者を子育て支援課長から子ども育成課長へ変更。	平成26年4月1日
11	子ども育成課	子ども医療費支給業務	組織改正により課名が変更となったことに伴い、課名等を修正するもの。	担当課名を子育て支援課から子ども育成課へ変更。 個人情報保護管理責任者を子育て支援課長から子ども育成課長へ変更。	平成26年4月1日
12	子ども育成課	ひとり親家庭等医療費支給業務	組織改正により課名が変更となったことに伴い、課名等を修正するもの。	担当課名を子育て支援課から子ども育成課へ変更。 個人情報保護管理責任者を子育て支援課長から子ども育成課長へ変更。	平成26年4月1日
13	子ども育成課	ひとり親家庭就学援助業務	組織改正により課名が変更となったことに伴い、課名等を修正するもの。	担当課名を子育て支援課から子ども育成課へ変更。 個人情報保護管理責任者を子育て支援課長から子ども育成課長へ変更。	平成26年4月1日
14	子ども育成課	母子及び寡婦福祉資金貸付業務	組織改正により課名が変更となったことに伴い、課名等を修正するもの。	担当課名を子育て支援課から子ども育成課へ変更。 個人情報保護管理責任者を子育て支援課長から子ども育成課長へ変更。	平成26年4月1日
15	子ども育成課	アドベンチャープレイ業務	組織改正により課名が変更となったことに伴い、課名等を修正するもの。	担当課名を子育て支援課から子ども育成課へ変更。 個人情報保護管理責任者を子育て支援課長から子ども育成課長へ変更。	平成26年4月1日
16	子ども育成課	子育て応援特別手当支給業務	組織改正により課名が変更となったことに伴い、課名等を修正するもの。	担当課名を子育て支援課から子ども育成課へ変更。 個人情報保護管理責任者を子育て支援課長から子ども育成課長へ変更。	平成26年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
17	子ども育成課	3人乗り自転車貸与業務	組織改正により課名が変更となったことに伴い、課名等を修正するもの。	担当課名を子育て支援課から子ども育成課へ変更。 個人情報保護管理責任者を子育て支援課長から子ども育成課長へ変更。	平成26年4月1日
18	子ども育成課	子ども手当業務	組織改正により課名が変更となったことに伴い、課名等を修正するもの。	担当課名を子育て支援課から子ども育成課へ変更。 個人情報保護管理責任者を子育て支援課長から子ども育成課長へ変更。	平成26年4月1日
19	子ども育成課	生活保護受給者等就労自立促進業務	組織改正により課名が変更となったことに伴い、課名等を修正するもの。	担当課名を子育て支援課から子ども育成課へ変更。 個人情報保護管理責任者を子育て支援課長から子ども育成課長へ変更。	平成26年4月1日
20	子ども育成課	子育て世帯臨時福祉給付金支給業務	組織改正により課名が変更となったことに伴い、課名等を修正するもの。	担当課名を子育て支援課から子ども育成課へ変更。 個人情報保護管理責任者を子育て支援課長から子ども育成課長へ変更。	平成26年4月1日
21	長寿支援課	川口市避難行動要支援者登録制度	災害対策基本法の改正及び川口市避難行動要支援者登録制度実施要綱の改正に伴い、業務の名称、収集・記録される個人情報の項目、外部提供先及び外部提供をする項目を変更するもの。	業務の名称を「川口市災害時要援護者登録制度」から「川口市避難行動要支援者登録制度」に改める。 収集・記録される個人情報の項目に「世帯構成」「DV情報」を加える。 外部提供先に「警察」を加える。 外部提供をした個人情報の項目に「生年月日」を加える。	平成26年4月1日
22	介護保険課	川口市避難行動要支援者登録制度	「川口市避難行動要支援者登録制度実施要綱」の改正等に伴い、個人情報取扱業務登録票、保有個人情報目的外利用報告書及び保有個人情報外部提供報告書の内容を修正するもの。	「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改める。 保有個人情報外部提供報告書中、提供先に「警察」を加える。外部提供の方法に「電磁的記録」を加える。 保有個人情報目的外利用報告書のうち、住民基本台帳関係業務における目的外利用をした保有個人情報の項目に「個人番号」を加える。	平成26年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
23	保健センター	乳幼児健康診査未受診者対策業務	乳幼児健康診査未受診者のうち、保健センターが家庭訪問等の支援を行った結果、保護者と連絡が取れない等、対象児の安否が確認できない場合、虐待の可能性がある。早期発見・早期対応できるようにするため、教育総務課保有の幼稚園就園奨励費補助金支給状況の外部提供を受け、対象児が幼稚園に就園しているかどうかの確認を行うもの。	収集・記録される個人情報の項目に「幼稚園就園奨励費等補助金支給状況」を追加する。	平成26年4月1日
24	営業管理室	料金収納システム業務	平成26年4月1日に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」が発効することに伴い、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」及び「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令」が同日に施行される。この法第5条第1項及びこの政令第1条第5号において、外務大臣が水道事業者に対して子の住所等に関する情報の提供を求めることができるとされており、法第5条2項により外務大臣に遅滞なく提供するものとされていることから、保有個人情報の外部提供を追加するもの。	外部提供先に外務大臣を追加する。	平成26年4月1日
25	市民税課	市・県民税賦課調定業務	申請された各障害者の等級等の情報の確認をより正確に行うため。互いの課の事務効率向上のため。	障害福祉課「身体障害者手帳交付業務」、「療養手帳交付業務」及び「精神障害者保健福祉手帳交付業務」からの目的外利用の方法を「閲覧」から「電磁的記録」に変更する。	平成26年4月25日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
26	市民税課	軽自動車税減免業務	申請された各障害者の等級等の情報の確認をより正確に行うため。互いの課の事務効率向上のため。	障害福祉課「身体障害者手帳交付業務」、「療養手帳交付業務」及び「精神障害者保健福祉手帳交付業務」からの目的外利用の方法を「閲覧」から「電磁的記録」に変更する。	平成26年4月25日
27	高齢者保険事業室	後期高齢者医療保険料賦課徴収関係業務	DV情報等を後期高齢者医療保険料徴収システムに反映させることにより、窓口業務や電話対応の際に、DV被害者等の個人情報を保護するため。 なお、DV情報は既に利用している市民課、各支所及び川口駅前行政センター「住民基本台帳業務」から収集するもの。	個人情報取扱業務登録票の収集・記録される個人情報の項目に、「DV情報等」を追加する。 なお、既に利用している市民課、各支所及び川口駅前行政センターにおける目的外利用した個人情報の項目に「DV情報等」を追加する。	平成26年5月1日
28	国民健康保険課	特定健診・保健指導業務	国民健康保険特定健康診査の一部除外対象者を、老人福祉法・介護保険法による特定施設に住民登録を移した入所者としていたが、住民登録を移さない入所者についても除外対象とすることが可能であるため、介護保険課から情報を収集し、正確な受診状況を把握できるようにするため。	個人情報取扱業務登録票の個人情報記録の名称に「介護保険課施設入居及び入居者情報」を追加する。	平成26年5月22日
29	都市整備管理課	市街地再開発事業に関する業務	今後の既成市街地における市街地整備のあり方等を検討するにあたって、都市基盤の整備に係る町丁目等別の木造率や老朽化率などの定量的な基礎データの算出・分析が必要となることから、固定資産税課が管理する固定資産税・都市計画税賦課業務の情報を目的外利用するため。	個人情報取扱業務登録票の収集の方法のうち、目的外利用を「無」から「有」に変更する。 新たに目的外利用報告書（固定資産税課「固定資産税・都市計画税」）を追加する。	平成26年5月26日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
30	子ども育成課	子育て世帯臨時特例給付金支給業務	子ども育成課及び臨時福祉給付金プロジェクトチームが「子育て世帯臨時福祉特例給付金事業」を行う際、給付対象者には、給付の迅速化を図り、市民の利便性に資するため、市民税課からの課税のお知らせとともに子育て世帯臨時特例給付金申請書を送付することとなった。その際、子ども育成課から平成26年1月分児童手当受給者情報を目的外利用し、市民税課が保有する課税者情報と照らし合わせることで給付対象者を抽出する必要があるため。	市民税課への目的外利用を開始する。	平成26年6月3日
31	市民税課	市・県民税賦課調定業務	子ども育成課及び臨時福祉給付金プロジェクトチームが「子育て世帯臨時福祉特例給付金事業」を行う際、給付対象者には、給付の迅速化を図り、市民の利便性に資するため、市民税課からの課税のお知らせとともに子育て世帯臨時特例給付金申請書を送付することとなった。その際、子ども育成課から平成26年1月分児童手当受給者情報を目的外利用し、市民税課が保有する課税者情報と照らし合わせることで給付対象者を抽出する必要があるため。 ※総務省の平成25年11月21日事務連絡により、税部局以外の職員が税務情報を利用して給付要件の確認を行う場合には、他部局の職員は予め同意を得ている者の税務情報しか閲覧できないことが担保されていないことから、子ども育成課からではなく市民税課からの発送とした。	収集・記録される個人情報の項目に「平成26年1月分児童手当受給情報」を追加する。	平成26年6月3日
32	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	不動産登記法第14条第1項に基づきさいたま地方法務局が実施する登記所備付地図作成作業に際し、固定資産税課で保有している個人情報と同法務局へ外部提供する。	さいたま地方法務局を外部提供先とし、新たに外部提供報告書を追加する。	平成26年7月15日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
33	生涯学習課	子ども大学かわぐち事業に関する業務	従来の往復はがきでの申し込みだけでなく、Eメールを使った受講申し込みを実施することにより、利便性の向上を図るため。	収集・記録される個人情報の項目中、基本的事項に「Eメールアドレス」を追加する。	平成26年7月18日
34	国民健康保険課	国民健康保険の適用適正化に係る調査業務	調査をより効果的に実施するため、社会保険の加入照会等の際に、対象者に関する加入の有無を判断する資料となる情報について、市民税課から新たな項目を目的外利用するもの。	「収集・記録される個人情報の項目」に「賦課資料区分」「指定番号」及び「勤務地電話番号」を追加する。	平成26年8月1日
35	建築審査課	違反建築物是正指導業務	建築基準法第12条第6号の規定に基づき、建築物の違反の有無を確認するにあたり、建築物の居住者数や居住形態を把握する際に、水道の使用水量に関する情報が必要であることから、営業管理室で保有している個人情報の外部提供を受けるため。	「収集・記録される個人情報の項目」に「使用水量」を追加する。	平成26年9月1日
36	防犯対策室	空き家対策業務	管理が行き届かずに放置されている空き家について、警察法第2条第1項に基づき、川口警察署が犯罪の防止を図る等の理由から、当該空き家に関する情報の提供を市に求めてきた際、防犯対策室で保有している情報を同警察署へ外部提供するもの。	外部提供を「無」から「有」に変更する。 新たに外部提供報告書を追加し、川口警察署を提供先とする。	平成26年10月1日
37	子育て相談課	家庭児童相談業務	必要に応じて「DV・ストーカー支援措置情報の有無」情報を活用し、より市民の実情を把握した上で対応する必要があるため。 これまで子育て相談課においては住民基本台帳上の「DV・ストーカー支援措置情報の有無」情報の利用はなかったが、子育て相談課が使用する「健康カルテ」システムを「DV・ストーカー支援措置情報の有無」情報が新たに表示されるよう平成27年3月23日付けで改修したもの。	収集・記録される個人情報の項目に「家庭の状況」「DV・ストーカー支援措置情報の有無」を追加する。	平成27年3月23日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
38	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	必要に応じて「DV・ストーカー支援措置情報の有無」情報を活用し、より市民の実情を把握した上で対応する必要があるため。 これまで子育て相談課においては住民基本台帳上の「DV・ストーカー支援措置情報の有無」情報の利用はなかったが、子育て相談課が使用する「健康カルテ」システムを「DV・ストーカー支援措置情報の有無」情報が新たに表示されるよう平成27年3月23日付けで改修したもの。	収集・記録される個人情報の項目に「家庭の状況」「DV・ストーカー支援措置情報の有無」を追加する。	平成27年3月24日
39	教育総務課	補助金交付業務	従来、当補助金業務において対象の一部であった「無認可幼稚園(舎)に通う幼児の保護者に対する経済的負担を軽減する補助」が平成27年度より子ども部保育課へ業務移管することから、収集の対象から外すように修正するもの。	「対象者の範囲」及び「収集の目的」から「無認可幼稚園(舎)」を削除する。	平成27年3月31日

表－16 個人情報取扱業務 廃止について

※廃止年月日順

No.	担当課	業務の名称	廃止の理由	廃止年月日
1	保育課	親子教室業務	当該業務を子育て相談課の「親子教室業務」に移管することから廃止するもの。	平成26年4月1日
2	わかゆり学園	障害児地域療育支援業務	当該業務を子育て相談課の「障害児等療育支援業務」及び「子どもの発達支援業務」に移管することから廃止するもの。	平成26年4月1日
3	保健センター	親子遊戯指導業務	組織改正に伴う子育て相談課の新設に伴い、当該業務を子育て相談課の「親子教室業務」に移管することから廃止するもの。	平成26年4月1日

(4) 保有個人情報の目的外利用等の状況

保有個人情報の適正な取扱いの基本的なルールのひとつに、保有個人情報の利用及び提供の制限があります。保有個人情報は、個人情報取扱業務の目的の範囲内で、適法かつ公正に収集されなければならないことを原則としていることから、収集された保有個人情報の利用についても、その目的に沿ったものでなければなりません。そこで、実施機関は、原則として、収集した保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしてはならないと定めています。

ただし、全ての個人情報取扱業務に、この原則を適用すると業務ごとに同一の個人から同じ情報を何度も収集することになり、市民の負担の増大や行政の効率的運用の阻害などの問題が生じるおそれがあります。このため、例外として、一定の制限の範囲内であれば、収集目的以外に利用したり、外部提供したりすることができることになっています。

個人情報保護条例第8条第2項の規定により、実施機関が目的外利用又は外部提供をしたときは、その業務の名称、目的外利用等をした理由等を、情報公開・個人情報保護運営審議会に報告することになっています。

なお、平成26年度の実施機関別の件数は表-17、保有個人情報目的外利用等の内容は表-18のとおりです。

表-17 保有個人情報目的外利用等の報告件数

実施機関	平成26年度中報告件数		平成26年度末報告件数
	目的外利用	外部提供	
市長	32	4	1,176
教育委員会	0	1	68
選挙管理委員会	0	0	16
公平委員会	0	0	3
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	19
固定資産評価審査委員会	0	0	2
水道事業管理者	0	2	27
病院事業管理者	0	0	55
議会	0	0	2
全庁共通	0	0	3
合計	32	7	1,371

表一 18 個人情報取扱業務 目的外利用・外部提供について

※開始月日順

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
1	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	子育て相談課	子どもの発達支援巡回業務	平成26年4月1日	法令等	子どもの発達支援巡回事業は発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が保育所や幼稚園等を巡回し、保育士等に対して対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
2	障害福祉課	障害児指導・相談業務	目的外利用	子育て相談課	障害児等療育支援業務	平成26年4月1日	本人同意	障害児療育支援業務は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
3	子ども育成課	児童手当業務	目的外利用	子育て相談課	家庭児童相談業務	平成26年4月1日	法令等	児童虐待防止法の趣旨に基づき、対象児童の状況を把握し、適切な保護を図るもの。 なお、この度の目的外利用は、組織改正（「子育て支援課」が「子ども育成課」と「子育て相談課」に改正）に伴い生じたもの。
4	子ども育成課	児童扶養手当業務	目的外利用	子育て相談課	家庭児童相談業務	平成26年4月1日	法令等	児童虐待防止法の趣旨に基づき、対象児童の状況を把握し、適切な保護を図るもの。 なお、この度の目的外利用は、組織改正（「子育て支援課」が「子ども育成課」と「子育て相談課」に改正）に伴い生じたもの。
5	子ども育成課	子ども医療費支給業務	目的外利用	子育て相談課	家庭児童相談業務	平成26年4月1日	法令等	児童虐待防止法の趣旨に基づき、対象児童の状況を把握し、適切な保護を図るもの。 なお、この度の目的外利用は、組織改正（「子育て支援課」が「子ども育成課」と「子育て相談課」に改正）に伴い生じたもの。
6	子ども育成課	ひとり親家庭等医療費支給業務	目的外利用	子育て相談課	家庭児童相談業務	平成26年4月1日	法令等	児童虐待防止法の趣旨に基づき、対象児童の状況を把握し、適切な保護を図るもの。 なお、この度の目的外利用は、組織改正（「子育て支援課」が「子ども育成課」と「子育て相談課」に改正）に伴い生じたもの。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
7	保健センター	3歳児健康診査業務	目的外利用	子育て相談課	親子教室業務	平成26年4月1日	本人同意	3歳から就学前の障害(心身)や発達に遅れが見られる児童とその家族へ専門的な知識を有する者が対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導、保護者への直接指導を行い、事務を遂行するため。
8	保健センター	予防接種業務	目的外利用	子育て相談課	障害児等療育支援業務	平成26年4月1日	本人同意	障害児療育支援業務は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
9	保健センター	赤ちゃん相談業務	目的外利用	子育て相談課	障害児等療育支援業務	平成26年4月1日	本人同意	障害児療育支援業務は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
10	保健センター	3・4か月児健康診査業務	目的外利用	子育て相談課	障害児等療育支援業務	平成26年4月1日	本人同意	障害児療育支援業務は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
11	保健センター	母子保健手帳交付業務	目的外利用	子育て相談課	障害児等療育支援業務	平成26年4月1日	本人同意	障害児療育支援業務は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
12	保健センター	3歳児健康診査業務	目的外利用	子育て相談課	障害児等療育支援業務	平成26年4月1日	本人同意	障害児療育支援業務は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
13	保健センター	幼児相談業務	目的外利用	子育て相談課	障害児等療育支援業務	平成26年4月1日	本人同意	障害児療育支援業務は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
14	保健センター	妊婦一般健康診査業務	目的外利用	子育て相談課	障害児等療育支援業務	平成26年4月1日	本人同意	障害児療育支援業務は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
15	保健センター	1歳6か月児健康診査業務	目的外利用	子育て相談課	障害児等療育支援業務	平成26年4月1日	本人同意	障害児療育支援業務は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
16	保健センター	1歳6か月児歯科健康診査業務	目的外利用	子育て相談課	障害児等療育支援業務	平成26年4月1日	本人同意	障害児療育支援業務は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
17	保健センター	妊産婦・新生児訪問指導業務	目的外利用	子育て相談課	障害児等療育支援業務	平成26年4月1日	本人同意	障害児療育支援業務は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進するため、専門的な知識を有する者が対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導、保護者への直接指導を行い、事務を遂行するため。
18	保健センター	母子訪問指導業務	目的外利用	子育て相談課	障害児等療育支援業務	平成26年4月1日	本人同意	障害児療育支援業務は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
19	保健センター	予防接種業務	目的外利用	子育て相談課	子どもの発達支援巡回業務	平成26年4月1日	法令等	子どもの発達支援巡回事業は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が保育所、幼稚園等を巡回し、保育士等に対して対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
20	保健センター	赤ちゃん相談業務	目的外利用	子育て相談課	子どもの発達支援巡回業務	平成26年4月1日	法令等	子どもの発達支援巡回事業は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が保育所、幼稚園等を巡回し、保育士等に対して対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
21	保健センター	3・4か月児健康診査業務	目的外利用	子育て相談課	子どもの発達支援巡回業務	平成26年4月1日	法令等	子どもの発達支援巡回事業は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が保育所、幼稚園等を巡回し、保育士等に対して対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
22	保健センター	母子保健手帳交付業務	目的外利用	子育て相談課	子どもの発達支援巡回業務	平成26年4月1日	法令等	子どもの発達支援巡回事業は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が保育所、幼稚園等を巡回し、保育士等に対して対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
23	保健センター	3歳児健康診査業務	目的外利用	子育て相談課	子どもの発達支援巡回業務	平成26年4月1日	法令等	子どもの発達支援巡回事業は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が保育所、幼稚園等を巡回し、保育士等に対して対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
24	保健センター	幼児相談業務	目的外利用	子育て相談課	子どもの発達支援巡回業務	平成26年4月1日	法令等	子どもの発達支援巡回事業は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が保育所、幼稚園等を巡回し、保育士等に対して対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
25	保健センター	妊婦一般健康診査業務	目的外利用	子育て相談課	子どもの発達支援巡回業務	平成26年4月1日	法令等	子どもの発達支援巡回事業は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が保育所、幼稚園等を巡回し、保育士等に対して対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
26	保健センター	1歳6か月児健康診査業務	目的外利用	子育て相談課	子どもの発達支援巡回業務	平成26年4月1日	法令等	子どもの発達支援巡回事業は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が保育所、幼稚園等を巡回し、保育士等に対して対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
27	保健センター	1歳6か月児歯科健康診査業務	目的外利用	子育て相談課	子どもの発達支援巡回業務	平成26年4月1日	法令等	子どもの発達支援巡回事業は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が保育所、幼稚園等を巡回し、保育士等に対して対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
28	保健センター	妊産婦・新生児訪問指導業務	目的外利用	子育て相談課	子どもの発達支援巡回業務	平成26年4月1日	法令等	子どもの発達支援巡回事業は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が保育所、幼稚園等を巡回し、保育士等に対して対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
29	保健センター	母子訪問指導業務	目的外利用	子育て相談課	子どもの発達支援巡回業務	平成26年4月1日	法令等	子どもの発達支援巡回事業は、発達が気になる子どもへの早期支援を推進することを目的としている。専門的な知識を有する者が保育所、幼稚園等を巡回し、保育士等に対して対象児童及びその保護者への支援方法を助言・指導したり、保護者への直接指導を行ったりできるようにするため。
30	営業管理室	料金収納システム業務	外部提供	外務大臣	国境を越えた不法な連れ去りからの子の利益保護	平成26年4月1日	法令等	ハーグ条約の発効に伴い施行される法律及び政令において、外務大臣から水道事業管理者に対して子の住所等に関する情報の提供を求められた場合、遅滞なく情報を提供する必要があるとされていることから、外部提供先に外務大臣を追加するもの。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
31	教育総務課	幼稚園就園奨励費等補助金業務	外部提供	保健センター	乳幼児健康診査未受診者対策業務	平成26年4月1日	法令等	乳幼児健康診査未受診者のうち、保健センターが家庭訪問等の支援を行った結果、保護者と連絡が取れない等、対象児の安否が確認できない場合、虐待の可能性がある。早期発見・早期対応できるようにするため、教育総務課保有の幼稚園就園奨励費補助金支給状況の外部提供を受け、対象児が幼稚園に就園しているかどうかの確認を行うもの。
32	長寿支援課	川口市避難行動要支援者登録制度	外部提供	警察	安否確認、避難誘導	平成26年4月1日	本人同意 法令等 審議会	災害時に避難行動要支援者に対し、速やかに安否確認、避難誘導を行うため。
33	介護保険課	川口市避難行動要支援者登録制度	外部提供	警察	安否確認、避難誘導	平成26年4月1日	本人同意 法令等 審議会	災害時に避難行動要支援者に対し、速やかに安否確認、避難誘導を行うため。
34	介護保険課	介護保険給付業務	目的外利用	国民健康保険課	特定検診・特定保健指導業務	平成26年5月22日	相当の理由・権利利益を害しない	国民健康保険特定健康診査の一部除外対象者を、老人福祉法・介護保険法による特定施設に住居登録を移した入所者としていたが、住民登録を移さない入所者についても除外対象とすることが可能であるため、介護保険課から情報を収集し、正確な受診状況を把握できるようにするため。
35	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	都市整備管理課	市街地再開発に関する業務	平成26年5月26日	相当の理由・権利利益を害しない	今後の既成市街地等における市街地整備のあり方などを検討するにあたって、都市基盤の整備に係る町丁目等別の木造率や老朽建物比率などの定量的な基礎データの算出・分析が必要となるため。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
36	子ども育成課	子育て世帯臨時特例給付金支給業務	目的外利用	市民税課	市・県民税の賦課調定業務	平成26年6月3日	本人同意相当の理由・権利利益を害しない	子ども育成課及び臨時福祉給付金プロジェクトチームが「子育て世帯臨時福祉特例給付金事業」を行う際、給付対象者には、給付の迅速化を図り、市民の利便性に資するため、市民税課からの課税のお知らせとともに子育て世帯臨時特例給付金申請書を送付することとなった。その際、子ども育成課から平成26年1月分児童手当受給者情報を目的外利用し、市民税課が保有する課税者情報と照らし合わせることで給付対象者を抽出する必要があるため。 ※総務省の平成25年11月21日事務連絡により、税務局以外の職員が税務情報を利用して給付要件の確認を行う場合には、他部局の職員は予め同意を得ている者の税務情報しか閲覧できないことが担保されていないことから、子ども育成課からではなく市民税課からの発送とした。
37	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	外部提供	さいたま地方法務局	登記所備付地図作成業務	平成26年7月15日	相当の理由・権利利益を害しない	不動産登記法第14条第1項に基づきさいたま地方法務局が実施する登記所備付地図作成作業に際し、固定資産税課で保有している個人情報をも法務局へ外部提供する。
38	営業管理室	料金収納システム業務	外部提供	建築審査課	違反建築物是正指導業務	平成26年9月1日	法令等相当の理由・権利利益を害しない	建築基準法第12条第6号の規定に基づき建築物の違反の有無を確認するにあたり、建築物の居住者数や居住形態を把握する際、水道の使用水量に関する情報が必要であるため。
39	防犯対策室	空き家対策業務	外部提供	川口警察署	犯罪等の防止	平成26年10月1日	相当の理由・権利利益を害しない	空き家とその管理が行き届かず放置されている場合、火災の発生や犯罪の温床となりかねないことから、警察は警察法第2条第1項に基づき、当該空き家を警戒し、早期に危険の有無を発見し、未然に犯罪等の防止を図る必要があるため。

Ⅲ 情報公開・個人情報保護審査会

1 情報公開・個人情報保護審査会について

(1) 審査会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度における実施機関の決定に対して、請求者等から不服申立てがあったときに、公正な審査を行うための第三者機関として、「川口市情報公開・個人情報保護審査会」を設置しています。

(2) 審査会の委員

平成26年3月31日現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	馬橋 隆紀	弁護士
会長職務代理	飯塚 肇	弁護士
委 員	田村 泰俊	大学教授

2 審査会の開催状況

回	開催年月日	内容
第64回	平成26年 4月 4日	個人情報保護諮問第14、15号、第18～第24号について (書面審査) 個人情報保護諮問第19、20号 (実施機関からの意見聴取及び書面審査)
第65回	平成26年 6月25日	個人情報保護諮問第14、15号、第18～第24号について (書面審査)
第66回	平成26年 9月 5日	個人情報保護諮問第14、15号、第18～第20号及び 第22～第24号について (書面審査)
第67回	平成26年10月28日	個人情報保護諮問第14、15号、第18～第20号及び 第22～第24号について (書面審査)
第68回	平成26年12月10日	個人情報保護諮問第22～第24号について (書面審査)
第69回	平成27年 1月30日	個人情報保護諮問第22～第24号について (書面審査)
第70回	平成27年 2月 6日	個人情報保護諮問第22～第26号について (書面審査)
第71回	平成27年 3月23日	個人情報保護諮問第22～第26号について (実施機関からの意見聴取及び書面審査)

3 不服申立ての状況

平成26年度の不服申立ては、情報公開制度について0件、個人情報保護制度について3件ありました。

(1) 不服申立ての件数

区分	異議申立て
件数	3件
人数	1人

不服申立ての内容

実施機関 担当課	不服申立て案件	諮問番号
市長 医療センター庶務課	平成26年12月26日付「川医庶収第15-2号」 保有個人情報不開示決定	個人情報保護諮問 第25号
市長 医療センター医療情報課	平成26年12月26日付「川医情収第36-2号」 保有個人情報不開示決定	個人情報保護諮問 第26号
教育委員会 学務課	平成27年3月4日付「川教学収第286-3号」 保有個人情報部分開示決定	個人情報保護諮問 第27号

4 審査会の答申

平成26年度の審査会における答申は次のとおりです。

諮問番号	不服申立て案件	実施機関 担当課	答申内容
個人情報保護諮問 第21号	平成24年10月6日の交渉 (川口市作成:〇〇〇〇対応記録)を記録した際に利用した録音(録画)したデータ又は録音(録画)したことを証する公文書(電磁的記録を含む。)についての、当初より開示請求に係る保有個人情報は存在しないため不開示としたことに対する不服申立て	市長 街路事業課	不開示理由は適切とはいえないが、不開示決定は妥当。 (答申日 H26. 6. 25)
個人情報保護諮問 第14号	「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	教育委員会 学務課	「学齢簿」「転学・転入学等報告書」のうち転入及び転学を識別することができる情報について不開示とした部分開示決定は妥当。 「学級連絡網」について文書不存在により不開示とした決定は不当であり取り消されるべき。 「指導要録」「児童調査票」について開示不開示等の決定を行うべき。 (答申日 H26. 12. 8)

<p>個人情報保護諮問 第15号</p>	<p>「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て</p>	<p>教育委員会 学務課</p>	<p>「学齢簿」「転学・転入学等報告書」「指導要録」「出席簿（21年度・22年度）」「学校日誌（21年度・22年度）」のうち入学及び転学等を識別することができる情報について不開示とした部分開示決定は妥当。 「児童名簿」「学級連絡網」について文書不存在による不開示とした決定は妥当。 「出席簿」「学校日誌」「児童調査票」について開示不開示等の決定を行うべき。 (答申日 H26. 12. 8)</p>
<p>個人情報保護諮問 第18号</p>	<p>「障害福祉課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての不開示決定（存否応答拒否）に対する不服申立て</p>	<p>市長 障害福祉課</p>	<p>不開示決定は妥当。 (答申日 H26. 12. 8)</p>
<p>個人情報保護諮問 第19号、第20号</p>	<p>川口市立医療センターにおける〇〇〇〇に関する以下の情報 ・庶務課における平成24年4月3日付 FAX で参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書。 ・医療情報課における平成24年4月3日付 FAX の返答。 ・電話記録全て。 についての不開示決定（文書不存在）に対する不服申立て</p>	<p>病院事業管理者 医療情報課 庶務課</p>	<p>平成24年4月3日付 FAX に添付されている「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書について文書不存在による不開示とした決定は不当であり不開示決定は取り消されるべき。 その他の文書についての不開示決定は妥当。 (答申日 H26. 12. 8)</p>

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求に対し、川口市長が、開示しない理由として「当初より本件保有個人情報には存在しないため。」と記載し川口市個人情報保護条例第19条第2項に該当することを理由として不開示決定を行ったことについては、不開示理由の記載は適切とはいえないが、結論として妥当であると認められる。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 本件の不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成25年8月12日、川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「平成24年10月6日の交渉（川口市作成：〇〇〇〇対応記録）を記録した際に利用した録音（録画）したデータ、または、録音（録画）したことを証する公文書（電磁記録を含む。）」（以下「本件保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、平成25年8月28日付けで、本件条例第19条第2項に該当すること（当初より本件保有個人情報は存在しないため。）を理由として、不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- (3) 申立人は、平成25年9月4日、本件不開示決定について異議申立てをした。異議申立ての理由は、次のとおりである。

市役所作成 2013年10月6日の打合せ議事録には、2時間半の打合せ内容をA4 41ページで、「指さす」と〇〇の動作を含め一言一句会話内容が全て記録されている。更に、当該打合せ時には、市職員は全ての会話内容のメモも取っていないかった。従って、川口市は録音か録画をしていたことは明白である。このような状態で、平成24年10月6日の交渉（川口市作成：〇〇〇〇対応記録）を記録した際に利用した録音（録画）したデータ、録音（録画）したことを証する公文書（電磁記録を含む。）が存在しないことは、川口市の事実の隠蔽に他ならない。再度、情報の開示を請求する。

引き続き、当該個人情報が存在しないことが不開示の理由であれば、速記者

もない状態で、41ページもの2時間半の全会話内容交渉記録を川口市はどのようにして作成したのかを、具体的に説明することを要求する。録音（録画）せずに、このような「指さす」と〇〇の動作を含め、一言一句会話内容全てを記録することは、常識的に不可能である。

(4) 実施機関は、平成25年9月19日、申立人の異議申立てについて、条例第29条に基づき、当審査会に諮問した。

(5) 当審査会の審査に際し、実施機関から平成25年9月19日付けで理由説明書が提出された。実施機関は、理由説明書において、正確な対応記録を作成するために録音を行ったが、録音したデータについては、文書による記録を作成後消去しているため、現在存在していない、また、録画については当初よりしていないと説明した。

(6) 実施機関の理由説明に対し、申立人は、平成25年10月6日付けで意見書を提出し、要旨次のとおり意見を述べた。

ア 川口市の保有個人情報不開示決定通知書及び保有個人情報開示決定等審査諮問通知書では、開示しない理由は「当初より開示請求に係わる保有個人情報は存在しないため。」であった。しかし、審査会宛の理由説明書では、録音データが存在していたことを認め、申立人への説明と全く異なる説明を行っている。

イ 異議申立てをしなければ、事実を判明させることはできなかった。川口市が公文書でも事実を隠蔽し、市民をだましたことは明白である。川口市役所の行為は、市役所としてあるまじき行為である。川口市不正を明確にし、今後このような詐欺行為を二度と起こさないためにも、異なる説明を行った理由及び事実を隠蔽した理由の究明が必要と確信している。

ウ 〇〇自宅で行った市役所と〇〇の会議は、非公開の会議である。個人宅での会議を無許可で録音した川口市の目的・理由である「正確な対応記録を作成するため」は、受け入れられず、当然ながら適切とは考えられない。更に、個人宅での無許可の録音は、家族のプライベートの会話等も盗聴する可能性があり、プライバシーの侵害でもある。

(7) 当審査会は、平成25年10月22日に実施機関の職員らから意見を聴いた。また、同年11月8日に申立人から口頭意見陳述を受けた。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- (1) 当審査会が実施機関（街路事業課）の職員らから聴取した結果によれば、街路事業課職員2名は、平成24年10月6日に申立人の自宅において同人と話し合いをしたこと、その際、同課職員のうち1名が申立人との話し合いの内容を記録した書面を作成するため、ワイシャツのポケットにICレコーダーを入れて申立人との話し合いの内容を録音したこと、録音することについては、申立人に告知することなく、その了解を得ることもしなかったこと、録音した職員は、録音データに基づき申立人との話し合いの内容を反訳した書面を作成した後、録音データを消去したこと及び街路事業課職員は、録画はしていなかったことが認められる。
- (2) 本件条例第6条第1項は、実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う業務（以下「個人情報取扱業務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないと規定している。本件で実施機関の職員が、申立人に告知することなく、かつ、その了解を得ることなく、ワイシャツのポケットにICレコーダーを入れて申立人とのやりとりの内容を録音したことは、公正な手段により個人情報を収集したといえるかどうかについて疑義があることは否定できない。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、平成25年8月28日付け保有個人情報不開示決定通知書で、開示しない理由として「当初より本件保有個人情報は存在しないため。」と記載して不開示決定を行ったが、前記のとおり、街路事業課職員が申立人との話し合いの内容を録音した録音データが存在していたことが認められる。したがって、実施機関が開示しない理由として記載した「当初より本件保有個人情報は存在しないため。」は、事実に合致しないものであり、不開示理由の記載として適切ではないといわざるを得ない。
- (4) しかし、本件においては、本件保有個人情報（録音データ）は、録音した職員が申立人との話し合いの内容を反訳した書面を作成した後、これを消去しており、実施機関は、本件開示請求時には本件保有個人情報を保有していなかった事実が認められる。

- (5) したがって、実施機関の不開示理由の記載は適切とはいえないが、実施機関が本件条例第19条第2項に該当することを理由として不開示決定を行ったことは、結論として妥当であると認められる。

平成26年6月25日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊

答 申

1 審査会の結論

- (1) 川口市教育委員会が行った、「学齢簿」、「転学・転入学等報告書」のうち転入学及び転学等を識別することができる情報について不開示とした部分開示決定は妥当である。
- (2) 川口市教育委員会が行った、「学級連絡網」について文書不存在による不開示とした決定は不当であり、取り消されるべきである。
- (3) 川口市教育委員会は「指導要録」、「児童調査票」につき、開示不開示等の決定を行うべきである。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成24年10月19日付けで、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、川口市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」の開示を請求した。
- (2) これに対し、実施機関は、平成24年11月8日、条例第19条第1項に基づき、開示請求に係る保有個人情報のうち「学齢簿」、「転学・転入学等報告書」のうち転入学及び転学等を識別することができる情報を条例第16条第5号に該当するとの理由で不開示、「学級連絡網」を条例第19条第2項に該当するとの理由で文書不存在とする決定をした。
- (3) 申立人は、平成25年1月4日、上記の部分開示決定について、異議申立てを行い、以下のとおり主張した。

ア 転入学及び転学等を識別することができる情報の不開示理由には、「市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれのあるもの」と主張するものの、これらは申立人が知っている情報であり、それを知ることによって市や国などの関係に影響はない。よって、実施機関の不開示理由

は不当である。

イ 「学級連絡網」が不存在である根拠とする川口市教育局文書管理規程第57条には複数の廃棄条件が記載されており、どの条項により廃棄されたのか不明確である。また、その情報がいつ取得され、いつ廃棄されたのかも分からない。これらの明確化を求める。

(4) 実施機関は、平成25年2月15日、上記異議申立てについて、条例第29条に基づき、当審査会に諮問した。また、当審査会の審査に際し、実施機関は、同日付けで理由説明書を提出し、上記異議申立ての内容について以下のとおり説明した。

ア 「学齢簿」、「転学・転入学等報告書」のうち転入学及び転学等を識別できる情報について

該当文書は、市と国等における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうものであることから不開示とした。

イ 「学級連絡網」について

該当文書は、校長が必要に応じて年度当初に作成し、児童生徒の管理及び指導の参考として活用するものである。また、該当文書は、学校独自に作成した文書であり、不要となった時点で廃棄していることから、どのくらい保存するかについては学校が判断している。

(5) 当審査会は、平成25年2月20日、実施機関の職員から意見を聴取した。

(6) 実施機関は、平成25年3月4日、当審査会が川口市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条第3項に基づき提出を求めた補充説明書を提出し、以下のとおり説明した。

ア 開示請求対象文書について

すでに開示対象としている文書以外に、「指導要録」、「児童調査票」が存在するが、これらについて決定を行っていない。

イ 「学級連絡網」の不開示理由について

この文書の不開示理由の説明において、当初、川口市教育局文書管理規程第5

7条に基づき廃棄されたものとしていたが、実質的には同57条による廃棄ではなく、学校独自に作成した文書であり、学校長の判断により不要になった時点で廃棄しているものである。

(7) 当審査会は、平成26年1月29日、申立人及び補佐人による口頭意見陳述を実施した。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

(1) 「学齢簿」、「転学・転入学等報告書」のうち転入学及び転学等を識別することができる情報の部分開示決定について

本件では、開示対象文書のうち、「学齢簿」、「転学・転入学等報告書」につき、実施機関は〇〇〇〇様の転入学及び転学等を識別することができる情報を市と国等との間における協議・依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあることを理由として条例第16条第5号に該当する部分として不開示としている。

当該不開示部分について、実施機関は、埼玉県の担当部局から、非開示を前提として送られた通知を受けるのみで、その内容等につき何ら決定権限を有するものではない。この種の決定権限を何ら有しない事項にかかる文書を、当該担当部局との協議に反して実施機関の独自の判断で開示した場合、県との協力関係・信頼関係が損なわれることは十分に予想されるものと言わなければならない。

当該不開示部分について、川口市の条例上の実施機関が不開示とした決定は妥当である。

(2) 「学級連絡網」の文書不存在による不開示決定について

「学級連絡網」は、学級の運営上、事実上作成されているものであり、それぞれの学年等が修了した際、学校長の指示により廃棄されているものである。

以上のような文書の性格から、速やかな廃棄こそが当然に望まれるものであり、現在文書が存在しないことは不自然とは言えないが、当審査会の検分によれば、そもそも「学級連絡網」に請求者の情報は存在しないということである。請求者

の情報が存在しなければ、当然、請求に対して特定されるべき文書とは言えず、請求者が当該文書を特定し、請求を行ったという特段の事情が無いのであれば、決定を行うこと自体が適切とは言えない。

このことから、「学級連絡網」について文書不存在により不開示とした実施機関の決定は不当であり、取り消されるべきである。

- (3) 実施機関は当審査会の求めに応じ、平成25年3月4日付け補充説明書にて、当初決定を行った該当文書以外に、「指導要録」、「児童調査票」も請求対象になることを明らかにした。実施機関はこれら2つの文書について、速やかに開示不開示等の決定を行うべきである。

(4) その他

以上の審査会の判断に影響を与えるものではないが、念のため、以下の点を付言する。

まず、本件では、平成24年11月8日付け決定後、平成25年3月29日に取消し、再決定を行い、更にその3月29日付け再決定を5月17日付けで取り消している。同一事案につき、いたずらに行政処分を繰り返すことは、不服申立人の地位を不安定にし混乱を招きかねないので、今後の改善が望まれる。

次に、平成24年11月8日付け決定の理由中「川口市教育局文書管理規程第57条に基づき廃棄」とは、実施機関の説明によれば、実質的には第57条に当たらないとの意味であり、このような表現は、誤解を招くおそれがあり、改善が望まれる。

加えて、転入学及び転学等を識別することができる情報の不開示理由中、条例第16条第5号該当性についても、自らに文書内容についての決定権限が存在しない等の理由説明が、決定時に行われてしかるべきであったと言える。

平成26年12月8日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

委員 田村 泰俊

答 申

1 審査会の結論

- (1) 川口市教育委員会が行った、「学齢簿」、「転学・転入学等報告書」、「指導要録」、「出席簿（21年度・22年度）」、「学校日誌（21年度・22年度）」のうち、転入学及び転学等を識別することができる情報について不開示とした部分開示決定は妥当である。
- (2) 川口市教育委員会が行った、「児童名簿」、「学級連絡網」について文書不存在による不開示とした決定は妥当である。
- (3) 川口市教育委員会は、〇〇小学校の有する「出席簿」、「学校日誌」、「児童調査票」について開示不開示等の決定を行うべきである。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、未成年者である〇〇〇〇様の法定代理人として、平成24年10月19日付けで、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、川口市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」の開示を請求した。
- (2) これに対し、実施機関は、平成24年11月8日、条例第19条第1項に基づき、
 - ① 「学齢簿」、「転学・転入学等報告書」、「指導要録」、「出席簿（21年度・22年度）」、「学校日誌（21年度・22年度）」のうち、転入学及び転学等を識別することができる情報を条例第16条第5号に該当するとの理由で不開示、
 - ② 出席簿（19・20・21・22年度）の〇〇〇〇様以外の児童に関する情報、学校日誌（21年度・22年度）の職員勤務状況の休暇関係の情報について、条例第16条2号に該当するとして不開示、
 - ③ 「児童名簿」、「学級連絡網」を条例第19条第2項に該当するとの理由で不開示とする決定をした。
- (3) 申立人は、平成25年1月4日、上記の部分開示決定のうち①及び③について、異議申立てを行い、以下の通り主張した。

ア 転入学及び転学等を識別することができる情報の不開示理由には、「市と国等と

の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれのあるもの」と主張するものの、これらは申立人が知っている情報であり、それを知ることで市や国などの関係に影響はない。よって、実施機関の不開示理由は不当である。

イ 「児童名簿」、「学級連絡網」が不存在である根拠とする川口市教育局文書管理規程第57条には複数の廃棄条件が記載されており、どの条項により廃棄されたのか不明確である。また、その情報がいつ取得され、いつ廃棄されたのかも分からない。これらの明確化を求める。

(4) 実施機関は、平成25年2月15日、上記異議申立てについて、条例第29条に基づき、当審査会に諮問した。また、当審査会の審査に際し、実施機関は、同日付けで理由説明書を提出し、上記異議申立ての内容について以下のとおり説明した。

ア 「学齢簿」、「転学・転入学等報告書」、「指導要録」、「出席簿（21年度・22年度）」、「学校日誌（21年度・22年度）」のうち、転入学及び転学等を識別することができる情報について

当該文書は、市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうものであることから不開示とした。

イ 「児童名簿」、「学級連絡網」について

当該文書は、校長が必要に応じて年度当初に作成し、児童生徒の管理及び指導の参考として活用すべきものである。また、当該文書は、学校が独自に作成した文書であり、不要になった時点で廃棄していることから、どのくらい保存するかについては学校が判断している。

(5) 当審査会は、平成25年2月20日、実施機関の職員から意見を聴取した。

(6) 実施機関は、平成25年3月4日、当審査会が川口市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条第3項に基づき提出を求めた補充説明書を提出し、以下のとおり説明した。

ア 開示請求対象文書について

すでに開示対象としている文書以外に〇〇小学校の保有する「出席簿」、「学校日

誌」、「児童調査票」が対象となり、これらについて決定を行っていない。

イ 「学級連絡網」の不開示理由について

この文書の不開示理由の説明にて、当初、川口市教育局文書管理規程第57条に基づき廃棄したものとしていたが、実質的には同57条による廃棄ではなく、学校独自に作成した文書であり、学校長の判断により不要になった時点で廃棄しているものである。

- (7) 当審査会は、平成26年1月29日、申立人及び補佐人による口頭意見陳述を実施した。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- (1) 「学齢簿」、「転学・転入学等報告書」、「指導要録」、「出席簿（21年度・22年度）」、「学校日誌（21年度・22年度）」のうち、転入学及び転学等を識別することができる情報について

本件では、開示対象文書のうち「学齢簿」、「転学・転入学等報告書」、「指導要録」、「出席簿（21年度・22年度）」、「学校日誌（21年度・22年度）」につき、実施機関は〇〇〇〇様の転入学及び転学等を識別することができる情報を市と国との間における協議・依頼等に基づいて作成し、又は取得した個人情報であり、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあることを理由として条例第16条第5号に該当する部分として不開示としている。

当該不開示部分について、実施機関は、埼玉県を担当部局から、非開示を前提として送られた通知を受けるのみで、その内容等につき何ら決定権限を有するものではない。この種の決定権限を何ら有しない事項にかかる文書を、当該担当部局との協議に反して実施機関の独自の判断で開示した場合、県との協力関係・信頼関係が損なわれることは十分に予想されるものと言わなければならない。

当該不開示部分について、川口市の条例上の実施機関が不開示とした決定は妥当である。なお、この判断は、申立人がその情報を知っているか否かによって左右されるものではない。

- (2) 「児童名簿」、「学級連絡網」の文書不存在による不開示決定について

「児童名簿」、「学級連絡網」は、学校や学級の運営上、事実上作成されているも

のであり、それぞれの学年等が修了した際、学校長の指示により廃棄されているものである。

以上のような文書の性格から、速やかな廃棄こそが当然に望まれるものであり、現在文書が存在しないことは不自然とは言えない。

このことから、「学級連絡網」について文書不存在により不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(3) 実施機関は当審査会の求めに応じ、平成25年3月4日付け補充説明書にて、当初決定を行った当該文書以外に、〇〇小学校の保有する「出席簿」、「学校日誌」、「児童調査票」も請求対象になることを明らかにした。実施機関はこれら3つの文書について、速やかに開示不開示等の決定を行うべきである。

(4) その他

以上の審査会の判断に影響を与えるものではないが、念のため、以下の点を付言する。

まず、本件では、平成24年11月8日付け決定後、平成25年3月29日に取消し、再決定を行い、更にその3月29日付け再決定を5月17日付けで取り消している。同一事案につき行政処分を繰り返すことは、不服申立人の地位を不安定にし混乱を招きかねないので、今後の改善が望まれる。

次に、平成24年11月8日付け決定の理由中「川口市教育局文書管理規定第57条に基づき廃棄」とは、実施機関の説明によれば、実質的には第57条に当たらないとの意味であり、このような表現は、誤解を招くおそれがあり、改善が望まれる。

加えて、転入学及び転学等を識別することができる情報の不開示理由中、条例第16条第5号該当性についても、自らに文書内容についての決定権限が存在しない等の理由説明が、決定時に行われてしかるべきであったと言える。

平成26年12月8日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊

答 申

1 審査会の結論

申立人が行った保有個人情報の開示請求につき、川口市個人情報保護条例第18条に基づき、川口市長が行った決定は妥当である。

2 不服申立ておよび審査の経緯

(1) 不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、未成年者である〇〇〇〇様の法定代理人として、平成25年7月17日、川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、「障害福祉課における〇〇〇〇に関する全ての記録」につき開示請求した。

(2) これに対し、実施機関は、平成25年8月6日付けで条例第18条に基づき、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるとして開示請求を拒否した。

(3) この不開示決定に対し、申立人は、平成25年8月19日、申立人の過去の開示請求に対する部分開示において、保有個人情報の記録の名称は「指導台帳」と「居宅生活支援台帳」であり、それぞれに対象となる個人情報が存在することが明らかであって、実施機関の不開示決定は、条例第18条の解釈や運用に沿っていないため不当なものであるとして異議申立てをした。

(4) 実施機関は、平成25年8月23日、上記異議申立てについて、条例第29条に基づき、当審査会に諮問した。また、当審査会の審査に際し、実施機関からは平成25年8月29日付けで、理由説明書が提出され、当審査会は平成25年10月22日付け、実施機関の職員から意見を聴取した。

なお、申立人は、平成25年9月20日付けで理由説明書に対する意見書を提出し、当審査会は、平成26年1月29日、申立人及び補佐人による口頭意見陳述を実施した。

3 審査会の判断

当審査会は審査の結果、以下の通り決定し判断する。

(1) 本開示請求については、従前、申立人より同一の開示請求がなされ、この際、実施機関は文書の存在を認めた上で、部分開示を行っていたことは争いない。

その理由は、実施機関は、本人以外の者からの開示請求について、原則として存否を明らかにしないで、当然開示請求を拒否すべきものとしていたが、ただ、例外的に請求者本人が障害者であることを当然に知っている者と判断できる請求に対しては、これを部分開示するとの対応をしたものである。

そして、実施機関は、前回の申立人からの開示請求については、〇〇〇〇様自身が、その近親者が障害者であることを知っていたとして、例外的に一部を開示したことが認められる。

- (2) 実施機関は、その情報を開示するにあたり、従前の取扱いに当然に拘束されるものではない。ただ、その取扱いの変更が、従前の取扱いと比較し、その申立人の知る権利を害するようなものであれば、その変更は許されるものではない。

ところで、個人情報の開示請求にあたり、本人以外の者からの請求については、慎重な判断が求められることは当然であり、本請求に対し実施機関が原則としてその存否を明らかにしないで不開示としていることは妥当なものである。

なお、実施機関は、本人が障害者であることを当然知っている者と判断できる相手からの請求については、その一部を開示するとしているが、この「当然知っている者」との要件は、抽象的なものであり、その適用にあたっては、より慎重な配慮が求められるものであって、その開示請求時の社会状況の変化等に十分配慮しつつ、より客観的な事実をもって判断をするように努めることが求められる。

- (3) 今回の申立人の請求に対し、実施機関が行った判断は、以上の状況等を考慮して行ったものであって、妥当であると判断する。

平成26年12月8日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊

答 申

1 審査会の結論

病院事業管理者が行った各決定のうち、

- (1) 平成24年4月3日付けFAXに添付されている「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書について文書不存在による不開示とした決定は不当であり不開示決定は取り消されるべきである。
- (2) その余の各文書についての不開示の決定は妥当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 本件の不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成25年8月5日付けで、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関である川口市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、申立人に関する①庶務課における、平成24年4月3日付けFAXで参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書、②医療情報課における、平成24年4月3日付けFAXへの弁護士からの返答、③電話録音記録全て、について開示請求をした。
- (2) 実施機関は、前記①及び③（諮問第19号）の各文書については、平成25年8月15日、いずれもこれを不存在を理由として不開示とし、また前記②（諮問第20号）の文書についても、平成25年8月15日、不存在を理由として不開示とした。
- (3) これら各不開示決定につき、申立人は、平成25年8月19日、文書①については、従前申立人が開示請求した文書の中に請求文書を引用する記載があること、また対象文書が存在しないことの根拠や確認状況についての「より具体的な分かりやすい説明」がなされていないことから、また②③の文書については、弁護士へ相談したその記録がないことはありえないこと、また「より具体的な分かりやすい説明」がなされていないことを理由に異議申立をした。
- (4) 実施機関は、平成25年8月28日、上記異議申立てについて、条例第29条に基づき、当審査会に諮問した。
- (5) 当審査会は、諮問19号と同20号を併合して審理することにした。そして、当審査会の審査に際し、実施機関から平成25年8月28日付けで2通の理由説明書

が提出され、審査会は、平成25年10月22日、平成26年4月4日実施機関の職員から意見を聴取した。

また、申立人は、理由説明書に対する各意見書を提出し、当審査会は、平成26年1月29日、申立人及び補佐人による口頭意見陳述を実施した。

3 審査会の判断

(1) 文書①について

弁護士への相談は、一職員が個人的に行うものではなく、担当課の判断として弁護士への相談を行うものであって、それをFAXによって弁護士に送信する文書はすべて組織として用いられるものであって公文書に該当する。したがって、これを公文書でないとする実施機関の判断は誤りと言わざるを得ない。そして、これが廃棄されたとすれば、実施機関としてはその経緯について十分に説明することが必要である。

審査会の調査によれば、従前申立人において個人情報開示請求において、FAXによる照会文書の一部開示を受けたこと、その書面において弁護士への回答を求めていることが認められ、実施機関において①の文書が存在したことは明らかである。

これらの事情を考えれば、①の文書に対する不開示の説明はあまりにも不十分なものであり、新たな決定をもって、その経緯及び理由を説明することが相当である。

(2) 文書②について

文書②について、実施機関は、弁護士からの回答は電話によるものであって、文書②に該当する文書は存在しない旨主張している。一般に弁護士からの相談者への回答は、口頭によるもの、文書によるものなど様々であるが、特に文書による回答を求めない場合は、口頭による回答で十分であることも多く、この点で実施機関の説明は足りるものであって、他に文書②が存在したことをうかがわせる事情もない。

(3) 文書③について

一般に弁護士への相談の回答については、前述したように文書によるもの以外にも様々な方法があり、一方、これを受ける側においても、文書を作成することもあるものの、記録を残さないこともある。本件について、実施機関は弁護士から電話で受けた回答について記録を残さなかったということであり、この点について事務処理として慎重さを欠いているとは思われるものの、他に記録が作られたことをうかがわせる事情もない。

(4) よって、審査会の結論に記載のとおり判断する。

平成26年12月8日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について

(1) 審議会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を行うため、実施機関からの諮問に応じて調査審議するとともに、制度の運営に関する重要事項について実施機関に建議する機関として、「情報公開・個人情報保護運営審議会」を設置しています。

(2) 審議会の委員

平成27年3月31日現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	早川 和宏	大学教授
副会長	小森 貴浩	弁護士
委 員	高橋 英明	川口市議会議員
委 員	近藤 智明	川口市議会議員
委 員	今井 初枝	川口市議会議員
委 員	井上 太郎	埼玉県コンピュータ・ネットワーク 防犯連絡協議会会長
委 員	中塩 照美	民生委員・児童委員協議会理事
委 員	加藤 和	川口商工会議所総務課長
委 員	高木 輝久	介護老人福祉施設事務長
委 員	佐藤 喜代子	川口市食生活改善推進員協議会 広報部長
委 員	井上 春江	公募
委 員	大内 輝夫	公募

2 審議会の開催状況

回	開催年月日	内 容
第1回	平成26年8月22日	<p><報告事項></p> <p>(1) 平成25年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>(2) 平成26年度個人情報取扱業務登録等の報告について</p> <p>(3) 特定個人情報保護評価について</p>
第2回	平成27年3月10日	<p><審議事項></p> <p>特定個人情報保護評価書の第三者点検について</p>

3 審議会の答申

特定個人情報保護評価書の第三者点検について

V 附属機関等の会議公開

1 附属機関等の会議公開について

(1) 目的

川口市では平成19年4月から、市民の皆さんに附属機関等の会議を原則的に公開しています。

市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営を実現することを目的としています。

(2) 対象となる会議

地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関、及び市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等において設ける会議が対象となります。

2 附属機関等の会議の公開状況

(1) 附属機関等の会議の公開状況

平成26年度に対象となる附属機関等は93ありました。会議の開催回数は702回でした。

開催回数	公開・非公開の状況(単位:回)※			傍聴人の数
	公開	一部非公開	非公開	
702	139	29	534	141

※非公開で行った会議の主な非公開理由は、審議内容が個人情報に関するため非公開が原則となるもの(川口市介護保険認定審査会(499回)など)や、法令などに定めがあるものです。

(2) 附属機関等の会議別公開状況

(公開・非公開決定後の会議を平成26年4月1日～平成27年3月31日に開催した附属機関等)

非公開の理由: 当附属機関等の法令、条例等の規定により会議が非公開とされているとき……………規定

川口市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する場合

- 第1号(法令秘情報)……………7条1号
- 第2号(個人に関する情報)……………7条2号
- 第3号(法人に関する情報)……………7条3号
- 第4号(公共の安全と秩序に関する情報)……………7条4号
- 第5号(審議、検討、協議に関する情報)……………7条5号
- 第6号(事務又は事業に関する情報)……………7条6号
- 第7号(国等との協力関係に関する情報)……………7条7号

公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合…議事運営

附属機関等一覧	公開／非公開の別	所管課	非公開の理由
附属機関等一覧(企画財政部)			
川口市自治基本条例運用推進委員会	公開	総合政策課	
川口市総合計画審議会	公開	総合政策課	
川口市男女共同推進委員会	公開	総合政策課	
川口市指定管理者候補者選定及び評価会議	非公開	行政経営推進室	第7条第3号
川口市行政評価外部評価委員会	公開	行政経営推進室	
附属機関等一覧(総務部)			
川口市同和对策審議会	公開	総務課	
川口市情報公開・個人情報保護運営審議会	公開	行政管理課	
川口市情報公開・個人情報保護審査会	非公開	行政管理課	第7条第2号
川口市青少年問題協議会	公開	青少年対策室	
附属機関等一覧(危機管理部)			
川口市防災会議	公開	防災課	
附属機関等一覧(理財部)			
川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会	公開	管財課	議事運営
附属機関等一覧(市民生活部)			
川口市交通安全対策協議会	公開	交通安全対策課	
川口市協働推進委員会	公開	かわぐち市民パートナーステーション	
附属機関等一覧(福祉部)			
川口市社会福祉保健審議会	公開	福祉総務課	
川口市福祉・就労支援連携事業運営協議会	公開	生活福祉1課	
川口市子ども・子育て会議	公開	子育て支援課	
附属機関等一覧(健康増進部)			
川口市健康・生きがいづくり推進協議会	公開	保健衛生課	
川口市国民健康保険運営協議会	公開	国民健康保険課	
川口市介護保険運営協議会	公開	介護保険課	
川口市介護保険認定審査会	非公開	介護保険課	第7条第2号
附属機関等一覧(環境部)			
川口市環境審議会	公開	環境総務課	
川口市廃棄物対策審議会	公開	廃棄物対策課	
川口市エコリサイクル推進委員会	公開	廃棄物対策課	
川口市レジ袋削減会議	公開	廃棄物対策課	
附属機関等一覧(経済部)			
川口市商工行政審議会	公開／一部非公開	経済総務課	第7条第2号第3号
川口市商工資金審査会	一部非公開	経済総務課	第7条第2号第3号
川口市労政協議会	公開	労政課	
川口市技能振興推進モデル事業所選定専門部会	公開	労政課	
川口市産業技術・技能者顕彰制度審査委員会	非公開	労政課	第7条第2号
附属機関等一覧(都市計画部)			
川口市住居表示審議会	公開	計画管理課	
川口市景観形成委員会	公開	都市計画課	
川口市都市計画審議会	公開	都市計画課	
川口市バリアフリー基本構想推進協議会	公開	都市計画課	
川口市開発審査会	非公開	開発審査課	規定
川口市建築審査会	非公開	建築審査課	第7条第2号
川口市緑化対策委員会	公開	みどり課	
附属機関等一覧(都市整備部)			
西川口駅西口再生支援事業評価会議	一部非公開	経済総務課	第7条第5号
川口都市計画事業芝東第3土地地区画整理審議会	非公開	西部土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業芝東第4土地地区画整理審議会	非公開	西部土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業芝東第5土地地区画整理審議会	非公開	西部土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業芝東第6土地地区画整理審議会	非公開	西部土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業石神西立野特定土地地区画整理審議会	非公開	北部土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業石神西立野特定土地地区画整理評価委員会	非公開	北部土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業安行藤八特定土地地区画整理審議会	非公開	北部土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業安行藤八特定土地地区画整理評価委員会	非公開	北部土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業新郷東部第2土地地区画整理審議会	非公開	東部土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業里土地地区画整理審議会	非公開	里土地地区画整理事務所	第7条第2号第3号
附属機関等一覧(水道部・下水道部)			
川口市上下水道事業運営審議会	公開	水道総務課	

附属機関等一覧	公開／非公開の別	所管課	非公開の理由
附属機関等一覧(生涯学習部)			
川口市社会教育委員	公開	生涯学習課	
川口市立中央ふれあい館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市青少年婦人教育施設運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立南平公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立新郷公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立神根公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立西公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立芝公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立前川公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立安行公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立西川口公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立青木公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立栄町公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立上青木公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立並木公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立戸塚公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立芝南公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立朝日公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立根岸公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立領家公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立芝西公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立芝北公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立芝富士公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立神根西公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立新郷南公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立前川南公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立朝日東公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立神根東公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立芝園公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立横菅根公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立安行東公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立青木東公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立戸塚西公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立鳩ヶ谷公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立南鳩ヶ谷公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立里公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立アートギャラリー運営審議会	公開	文化推進室	
川口市文化財保護審議会	公開	文化財課	
川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会	公開	中央図書館	
川口市立科学館運営審議会	公開	科学館	
川口市スポーツ推進審議会	公開	スポーツ課	
附属機関等一覧(学校教育部)			
川口市障害児就学支援委員会	非公開	指導課	第7条第2号
川口市学校給食運営審議会	公開	学校保健課	
附属機関等一覧(その他部局等)			
川口市立医療センター倫理委員会	公開	医療センター庶務課	
川口市立医療センター治験委員会	非公開	医療センター庶務課	第7条第2号第3号

VI 資料

川口市情報公開条例

平成12年9月27日

条例第49号

(目的)

第1条 この条例は、市民の行政情報に関する知る権利を認識した上で、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
 - イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(平成18条例9・一部改正)

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の公文書の公開を求める権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう配慮しなければならない。

2 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、公文書を適正に管理しなければならない。

(適正使用)

第4条 公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

(請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 実施機関は、前項の書面（以下「公開請求書」という。）に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

3 前項の場合において、公開請求者が当該公開請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該補正に係る公開請求を拒否しなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合におい

て、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であつて公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 任意に提供された情報であつて、提供者の承諾なく公にすることにより、提供者との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれ

- (7) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

（平成17条例57・平成19条例42・一部改正）

（公文書の部分公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部

分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、全部又は一部を公開する旨の決定(以下「公開決定」という。)をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第6条第3項及び前条の規定により公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときの公文書又は公文書の一部を公開する旨の決定をしたときの非公開部分が期間の経過により公開できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を前2項の書面に付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日(川口市の休日を定める条例(平成元年条例第55号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。))を除く。)以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日(市の休日を除く。)以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日(市の休日を除く。)以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれ

ば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の方法)

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(不服申立てがあつた場合の手続)

第16条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の

決定を除く。以下この号及び第18条において同じ。)を変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開するとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第17条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(費用負担)

第19条 この条例の規定に基づき公文書の公開を受けるものは、当該公文書の公開を受ける際に、別表に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

2 市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、実施機関が公開決定に係る公文書を不特定多数の者が知り得る方法で実施機関が定めるものにより公にすることを予定し、又は公にする必要があると判断するときは、当該公文書の公開に係る手数料を免除するものとする。

3 前項に規定する場合のほか、市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平成18条例9・一部改正)

(情報提供の推進)

第20条 実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、この条例の定めるところにより公文書の公開を行うほか、市政に関する正確で分かりやすい情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(情報公開制度に関する事務の改善等)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第24条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの(以下この条において「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(平成17条例57・全改)

(指定管理者の情報公開)

第25条 市の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、市の公の施設の指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(平成17条例57・追加)

(他の制度との調整)

第26条 この条例は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

(平成17条例57・旧第25条線下)

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成17条例57・旧第26条線下)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(適用外公文書の任意的公開)

- 2 実施機関は、この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。
- 3 第19条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

- 4 平成13年4月1日から鳩ヶ谷市の編入の日(次項及び附則第6項において「編入日」という。)の前日までに編入前の鳩ヶ谷市の職員が作成し、又は取得した編入前の鳩ヶ谷市情報公開条例(平成14年鳩ヶ谷市条例第34号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。)第2条第2号に規定する公文書については、実施機関の職員が作成し、又は取得したものとみなして、この条例の規定を適用する。

(平成23条例24・追加)

- 5 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成23条例24・追加)

- 6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた、公文書の公開請求に対しての公開の対象となる公文書、実施機関の間での事案の移送、公開に係る手数料及び費用並びに公文書の公開の申出に対しての公文書の公開事務については、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。

(平成23条例24・追加)

附 則(平成17年12月21日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)
- 2 川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成18年3月24日条例第9号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月27日条例第42号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第24号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

別表（第19条関係）

公開の区分	手数料の額	
	第5条第1号から第5号までに該当するもの	第5条第6号に該当するもの
閲覧	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円
視聴	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円
写しの交付	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円

備考

- 1 1件とは、決裁、供覧等の手続を一にするものをいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧等に係る公文書の写しの交付を受ける場合においては、当該閲覧等及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付を受ける場合の手数料によるものとする。

川口市個人情報保護条例

平成12年9月27日

条例第50号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

(平成17条例57・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
 - イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 電子計算組織 電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(平成17条例57・平成18条例10・一部改正)

(実施機関の責務等)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平成17条例57・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う業務（以下「個人情報取扱業務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 実施機関が川口市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人情報取扱業務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務事業の適正な執行に支障を来すと認められるとき。

(6) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあることその他の事由により

本人から収集することができないとき。

(7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

（平成17条例57・一部改正）

（個人情報取扱業務の登録）

第7条 実施機関は、個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 個人情報取扱業務の名称
- (2) 個人情報の収集の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の項目
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する業務であつて専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報取扱業務を廃止し、又は変更したときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による登録又は前項の規定による修正を行ったときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定による登録に係る事項（第3項の規定により登録を抹消し、又は修正したときは、その旨）を規則で定めるところにより公示しなければならない。

6 実施機関は、前項の事項に係る目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報取扱業務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）又は当該実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 目的外利用をする場合又は国等若しくは他の実施機関に外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することにつき相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

- (5) 国等又は他の実施機関以外の者に外部提供をする場合において、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。
- 2 実施機関は、前項の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を審議会に報告しなければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱業務の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした保有個人情報の項目
 - (4) その他規則で定める事項
- 3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

（平成17条例57・一部改正）

（電子計算組織の結合の制限）

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。

（適正な維持管理）

第10条 実施機関は、個人情報取扱業務の実施に当たっては、保有個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新のものとする。
 - (2) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止すること。
- 2 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報（歴史的又は文化的価値が生じると認められるものを除く。）を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

（平成17条例57・一部改正）

（委託に伴う措置）

第11条 実施機関は、個人情報取扱業務を委託しようとするときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（指定管理者が行う措置）

第12条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報の適正な管理に関する協定上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（平成17条例57・追加）

（受託者等の義務）

第13条 実施機関から個人情報取扱業務の委託を受けた者又は公の施設の管理を行う指定管理者は、第10条第1項各号及び第2項に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から委託を受けた業務又は指定管理者が管理する公の施設の業務における個人情報取扱業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（平成17条例57・旧第12条線下・一部改正）

（保有個人情報の開示を請求できる者）

第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報（第7条第2項に規定する業務に係るものを除く。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者及び成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

（平成17条例57・旧第13条線下・一部改正）

（開示請求の方法）

第15条 開示請求は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 法定代理人が開示請求をしようとする場合で本人の同意が必要なときは、それを証明するために必要な書類を前項の書類に併せて提出し、又は提示しなければならない。

4 実施機関は、第1項の書面（以下「開示請求書」という。）に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

5 前項の場合において、開示請求者が当該開示請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該補正に係る開示請求を拒否しなければならない。

（平成17条例57・旧第14条線下・一部改正）

（開示しないことができる保有個人情報）

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定又は法的拘束力のある指示により、開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者以外の者に関する情報を含む保有個人情報であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (3) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する保有個人情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市又は国等が行う事務又は事業に関する保有個人情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- (5) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であつて、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの
- (6) 個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であつて、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの
- (7) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報

(平成17条例57・旧第15条線下・一部改正)

(保有個人情報の部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(平成17条例57・旧第16条線下・一部改正)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、

不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平成17条例57・旧第17条繰下・一部改正)

(開示請求に対する措置)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(第15条第5項及び前条の規定により開示請求を拒否するとき並びに開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたときの保有個人情報又は保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたときの不開示部分が期間の経過により開示できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を前2項の書面に付記しなければならない。

(平成17条例57・旧第18条繰下・一部改正)

(開示決定等の期限)

第20条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日(川口市の休日を定める条例(平成元年条例第55号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。))を除く。)以内にしなければならない。ただし、第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日(市の休日を除く。)以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(平成17条例57・旧第19条繰下・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に市及び開示請求者以外の者(以下この条、第30条及び第31条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平成17条例57・旧第20条線下・一部改正)

(保有個人情報の開示の方法)

第22条 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

2 保有個人情報の開示を受けようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求者であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(平成17条例57・旧第21条線下・一部改正)

(開示請求及び開示の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、規則で定める書類を提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があつたときは、前2条の規定にかかわらず、直ちに本人であることを確認し、規則で定める方法により、開示するものとする。

(平成17条例57・旧第22条線下・一部改正)

(訂正等の請求)

第24条 何人も、実施機関が保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報について、事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。

2 何人も、実施機関が保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報が第6条の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、その削除の請求をすることができる。

3 何人も、実施機関が保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報が第8条第1項の規定によらないで目的外利用等をされていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止の請求をすることができる。

4 第14条第2項の規定は、前3項に規定する訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）の請求について準用する。

(平成17条例57・旧第23条線下・一部改正)

(訂正等の請求の方法)

第25条 訂正等の請求は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項から第5項までの規定は、訂正等の請求について準用する。

(平成17条例57・旧第24条線下・一部改正)

(訂正等をしないことができる保有個人情報)

第26条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

(平成17条例57・旧第25条線下・一部改正)

(訂正等の請求に対する措置)

第27条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正等をするときは、全部又は一部の訂正等をする旨の決定をし、訂正等をした上、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき（第25条第3項において準用する第15条第5項の規定により訂正等の請求を拒否するとき及び訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(平成17条例57・旧第26条線下・一部改正)

(訂正決定等の期限)

第28条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等の請求があった日から起算して15日（市の休日を除く。）以内にしなければならない。ただし、第25条第3項において準用する第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

(平成17条例57・旧第27条線下・一部改正)

(不服申立てがあつた場合の手續)

第29条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示す

る旨の決定を除く。以下この号及び第31条において同じ。)を変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示するとき並びに訂正決定等(訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。)を変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部の訂正等をするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(平成17条例57・旧第28条繰下・一部改正)

(諮問した旨の通知)

第30条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者又は訂正等請求者(開示請求者又は訂正等請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(平成17条例57・旧第29条繰下)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第31条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。この場合において、同項中「実施機関」とあるのは「処分庁又は審査庁」と、「開示決定」とあるのは「保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決」と読み替えるものとする。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平成17条例57・旧第30条繰下・一部改正)

(苦情の処理)

第32条 実施機関は、当該実施機関が行う保有個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

(平成17条例57・旧第31条繰下・一部改正)

(費用負担)

第33条 この条例の規定による保有個人情報の開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例の規定に基づき保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(平成17条例57・旧第32条繰下・一部改正)

(個人情報保護制度に関する事務の改善等)

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、審議会の意見を聴かなければならない。

(平成17条例57・旧第33条線下)

(実施状況の公表)

第35条 市長は、個人情報保護制度の適正な運用を明らかにするために、毎年度各実施機関における保有個人情報の開示及び訂正等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(平成17条例57・旧第34条線下・一部改正)

(出資法人の講ずる措置)

第36条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、その保有する個人情報の保護に関し、この条例に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるように指導に努めるものとする。

(平成17条例57・旧第35条線下)

(他の制度との調整)

第37条 この条例は、他の法令等の規定により、自己に関する保有個人情報の開示又は訂正等の請求ができる場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が一般の利用に供することを目的として管理している図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

(平成17条例57・旧第36条線下・一部改正)

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成17条例57・旧第37条線下)

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第13条第1項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(平成17条例57・追加)

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正

な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(平成17条例57・追加)

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(平成17条例57・追加)

第42条 前3条の規定は、市の区域外において、これらの条の罪を犯した者にも適用する。

(平成17条例57・追加)

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

(平成17条例57・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱業務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは」とあるのは、「個人情報取扱業務を現に行っているときは、遅滞なく」とする。

3 この条例の施行の際、現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

4 鳩ヶ谷市の編入の際、編入前の鳩ヶ谷市から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。

(平成23条例25・追加)

5 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項から附則第7項までにおいて「編入日」という。）前に、編入前の鳩ヶ谷市個人情報保護条例（平成11年鳩ヶ谷市条例第21号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関において行われていた個人情報の処理で、編入日以後、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(平成23条例25・追加)

6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成23条例25・追加)

7 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成23条例25・追加)

附 則 (平成17年12月21日条例第57号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第10号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月26日条例第25号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱

平成19年3月15日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成24年条例第16号。以下「条例」という。）第16条及び第17条の規定により、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(附属機関等の定義)

第2条 この要綱において、「附属機関等」とは、次の各号をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関
- (2) 市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等

(会議公開の原則)

第3条 条例第16条の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第4条 附属機関等は、条例第16条に規定する基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

2 附属機関等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、情報公開条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 条例第15条第2項に規定する事前公表は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由

- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

2 前項の公表は、附属機関等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。
(傍聴手続等)

第6条 附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。
(会議の秩序維持)

第7条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

(1) 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の会場において発言しないこと。

(3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。

(4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。

(6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 附属機関等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するように努めるものとする。

(会議記録の写しの閲覧)

第9条 条例第17条に規定する会議記録の作成は会議終了後速やかに行い、当該会議記録を当該附属機関等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 会議記録は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。

(1) 会議の名称

- (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席者
 - (5) 議題
 - (6) 公開・非公開の別
 - (7) 非公開の理由
 - (8) 傍聴人の数
 - (9) 会議資料
 - (10) 審議経過
 - (11) その他
- (運用状況の報告及び公表)

第 10 条 当該附属機関等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の 4 月末日までに行政管理課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開された会議の議題及び回数
- (4) 非公開された会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴人の数

2 行政管理課長は、毎年 1 回附属機関等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関等において別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

〔情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況〕

1 情報公開制度

(1) 公開請求・申出の年度別処理件数

年度	区分	受付 件数	取下げ 件数	対象 文書数	決定内容(単位:文書数)			存否応答 拒否による 非公開決	文書不存 在による非 公開決定
					公開	部分公開	非公開		
13年度	請求	59	3	511	88	423	0	0	1
	申出	26	4	47	19	28	0	0	2
	計	85	7	558	107	451	0	0	3
14年度	請求	96	10	555	227	328	0	0	2
	申出	37	1	72	25	47	0	0	0
	計	133	11	627	252	375	0	0	2
15年度	請求	89	9	542	209	332	1	0	0
	申出	79	4	110	23	87	0	0	0
	計	168	13	652	232	419	1	0	0
16年度	請求	91	16	830	591	239	0	0	6
	申出	129	9	226	99	127	0	0	1
	計	220	25	1,056	690	366	0	0	7
17年度	請求	75	15	411	12	396	3	0	4
	申出	13	0	14	2	12	0	0	0
	計	88	15	425	14	408	3	0	4
18年度	請求	127	15	3,088	210	2,878	0	0	2
	申出	25	3	27	4	23	0	0	0
	計	152	18	3,115	214	2,901	0	0	2
19年度	請求	161	24	530	100	430	0	0	9
	申出	52	2	61	18	43	0	0	0
	計	213	26	591	118	473	0	0	9
20年度	請求	180	36	761	59	701	1	0	3
	申出	68	10	78	18	60	0	0	0
	計	248	46	839	77	761	1	0	3
21年度	請求	222	56	780	133	647	0	0	4
	申出	80	18	93	15	78	0	0	0
	計	302	74	873	148	725	0	0	4
22年度	請求	155	65	749	133	616	0	0	4
	申出	17	3	17	0	17	0	0	0
	計	172	68	766	133	633	0	0	4
23年度	請求	184	71	292	34	258	0	0	5
	申出	18	2	28	0	28	0	0	0
	計	202	73	320	34	286	0	0	5
24年度	請求	177	78	517	87	430	0	0	2
	申出	32	1	45	1	44	0	0	0
	計	209	79	562	88	474	0	0	2
25年度	請求	204	74	749	72	676	1	0	10
	申出	29	1	30	6	24	0	0	0
	計	233	75	779	78	700	1	0	10
26年度	請求	194	46	1,189	710	478	1	0	6
	申出	37	1	44	2	42	0	0	0
	計	231	47	1,233	712	520	1	0	6
合計	請求	2,014	518	11,504	2,665	8,832	7	0	58
	申出	642	59	892	232	660	0	0	3
	計	2,656	577	12,396	2,897	9,492	7	0	61

〔請求: 条例施行日(平成13年4月1日)以降に取得・作成した文書〕
申出: 「請求」以外の場合

(2) 非公開決定としたもの(部分公開決定の非公開部分を含む)の理由

非公開又は部分公開の理由	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
法令秘情報	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
個人に関する情報	172	281	260	253	109	2,747	316	582	456	333	190	368	524	152
法人等に関する情報	376	227	283	202	367	2,827	420	581	367	356	150	361	569	400
公共の安全と秩序の維持に関する情報	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	6	0	0	0
審議、検討、協議に関する情報	43	1	2	2	16	0	6	7	30	34	23	11	6	6
事務又は事業に関する情報	0	0	1	1	2	5	1	9	3	1	49	1	13	8
国等との協力関係に関する情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
存否応答拒否	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文書不存	3	2	0	7	4	2	9	3	4	4	5	2	16	11
時限付公開	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	597	512	546	465	498	5,581	760	1,182	860	729	423	743	1,128	577

※ 文書数を示す。ただし、文書不存については受付件数を示す。
※ 同一処分に複数の理由が存在する場合がある。

(3) 情報公開請求申出者の内訳(第5条関係)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
(1) 市内に住所を有する者	21	61	47	52	26	31	59	40	49	46	58	62	77	50
(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	3	10	14	34	10	28	37	64	69	22	25	22	37	41
(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	6	2	2	6	0	2	5	8	13	0	4	2	0	4
(4) 市内に存する学校に在学する者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	1	0	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 公文書の公開を必要とする理由を明記できる者	54	60	104	128	50	89	112	136	171	104	115	123	119	136
合 計	85	133	168	220	88	152	213	248	302	172	202	209	233	231

※ 受付件数を示す。

2 個人情報保護制度

(1) 開示等請求の年度別処理件数

年度	区分	受付 件数	取下げ 件数	主な請求内容	決定内容			存否応 答拒否 による不 開示決 定	文書不 存在によ る不開示 決定
					開示 (訂正)	部分開示 (一部訂正)	不開示 (不訂正)		
13年度	開示	3	0	診療録及び画像記録、 判定依頼調書面接記 録表等	2	1	0	0	0
14年度	開示	4	0	指導要録、救急活動記 録表等	3	1	0	0	0
	訂正等	3	0	住基ネットへの提供の 中止等	0	0	3	0	0
15年度	開示	9	0	住民票交付申請書、戸 籍謄本抄本請求書、印 鑑登録証明書交付申 請書等	3	3	0	0	3
16年度	開示	20	1	上記の他、救急活動記 録、共同ビル新築工事 に関する近隣説明状況 報告書、外国人登録原 票等	11	5	0	0	3
17年度	開示	20	2	住民票交付申請書、戸 籍謄本抄本請求書、印 鑑登録証明書交付申 請書、指導台帳等	9	6	0	0	3
18年度	開示	19	2	戸籍謄本請求書、印鑑 登録証明書交付申請 書、住民票交付申請 書、介護保険住宅改修 費に関わる書類一式、 火災調査記録票等	7	5	0	0	5
19年度	開示	33	3	病院外来のレセプト、 戸籍謄本請求書、印鑑 登録証明書交付・抹消 申請書、住民票交付申 請書、介護保険認定審 査会資料の認定調査 票、生徒指導要録、救 急活動記録票等	16	10	0	1	3
20年度	開示	32	7	住民票交付申請書、住 民票消除申立書、戸籍 謄本抄本請求書、印鑑 登録証明書交付・廃止 申請書、自動車臨時運 行許可申請書、指導要 録、審査会・審議会の 議事録、苦情申出調査 報告書等	11	7	0	0	7

年度	区分	受付 件数	取下げ 件数	主な請求内容	決定内容			存否応 答拒否 による不 開示決 定	文書不 存在によ る不開示 決定
					開示 (訂正)	部分開示 (一部訂正)	不開示 (不訂正)		
21年度	開示	55	1	住民票交付申請書、戸籍謄本抄本請求書、印鑑登録証明書交付・廃止申請書、自動車臨時運行許可申請書、苦情処理報告書等	23	20	1	0	10
22年度	開示	46	3	国民健康保険簡易申告書、農地転用届出関係書、住民票交付申請書、戸籍謄本抄本交付申請書、印鑑登録証明書交付申請書、診療報酬明細書等	20	12	0	0	14
23年度	開示	43	5	下水道宅内排水設備に関する文書、介護認定調査票、住民票交付申請書、戸籍謄本抄本交付申請書、印鑑登録証明書交付申請書、診療報酬明細書等	17	22	0	0	2
24年度	開示	57	4	介護認定調査票、印鑑登録証明書交付申請書、住民票交付申請書、戸籍謄本抄本交付申請書、更生相談所判定結果、生活保護の調査・訪問記録、診療報酬明細書、救急活動記録票等	32	23	0	0	13
25年度	開示	56	1	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、担当課における請求者本人に関するすべての情報について、請求者から送付された市長への手紙に関する市の業務処理状況などが明記された資料一式等	34	25	1	1	12
26年度	開示	44	9	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、救急活動記録票等	17	15	4	0	4
	訂正等	2	0	PTA等の外郭団体への提供の停止	2	0	0	0	0
合計		446	38		207	155	9	2	79

※ 請求区分の訂正等に対する決定内容は、訂正、一部訂正、不訂正。

(2) 不開示(不訂正)決定としたもの(部分開示決定の不開示部分を含む)の理由

不開示又は部分開示の理由		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
第 16 条 関 係	法令秘情報(第16条第1号)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0
	開示請求者以外に関する情報(第16条第2号)	1	1	2	5	5	4	8	5	15	11	19	13	18	11
	審議、検討、協議に関する情報(第16条第3号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務又は事業に関する情報(第16条第4号)	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0
	国等との協力関係に関する情報(第16条第5号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	7	0
	評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報(第16条第6号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	2	13	0
	未成年者に関する情報(第16条第7号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
存否応答拒否(第18条)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	
文書不存在(第19条第2項)	0	0	3	3	3	6	6	9	16	18	2	22	19	9	
不訂正(第27条第2項)	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他の制度との調整(第37条)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
合 計		1	4	7	8	9	10	15	14	33	31	32	46	60	20

※ 同一処分に複数の理由が存在する(H15、19、21、22、23、24、25、26年度)。

3 川口市情報公開・個人情報保護審査会答申

答申番号	答申日	実施機関 (諮問庁)	件名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
1	平成14年4月10日	教育委員会 (教育総務課)	「平成13年6月6日実施教育委員会定例会秘密会会議録及び一切の資料」についての部分公開決定に対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
2	平成14年4月10日	教育委員会 (教育総務課)	「平成13年6月6日実施教育委員会定例会秘密会会議録及び一切の資料」についての部分公開決定に対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
3	平成15年3月27日	教育委員会 (指導課)	「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理についての学校から市教委への市内小中学校全校の回答書」についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
4	平成15年3月27日	教育委員会 (指導課)	「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理についての学校から市教委への市内小中学校全校の回答書」についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
5	平成15年4月14日	市長 (市民課)	「住基ネットへの本人確認情報の提供という目的外利用等の中止請求及び住民票コードという個人情報の削除請求」についての不訂正決定に対する不服申立て	住基ネットへの本人確認情報の外部提供及び住民票コードの削除を拒否した決定は妥当	答申どおり
6	平成16年10月21日	市長 (開発審査課)	「川口市川口1丁目2番地区共同ビル新築工事に関する近隣説明報告書及びその添付図書並びに変更届」についての部分公開決定に対する不服申立て	個人情報に該当し、非公開とした決定は妥当	答申どおり
7	平成16年11月11日	市長(市民課)	「請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書(平成16年2月1日から平成16年3月16日)」についての文書不存在のための非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり

答申番号	答申日	実施機関 (諮問庁)	件名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁 決
8	平成17年12月26日	市長 (区画整理事業課)	「平成17年1月18日No.493で認可された区画整理法第76条の許可の写し及び認可に至るまでの経緯に関する文書一切」についての部分公開決定に対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
9	平成17年12月26日	市長 (区画整理事業課)	「川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業に係る仮換地指定(川東区発第77号及び同第79号)に対して申立てのあった審査請求に対する裁決謄本及びこの裁決に対する川口市での協議内容に関する資料一切の他4項目」についての部分公開決定に対する不服申立て	個人情報及び審議、検討、協議並びに事務事業情報を理由に部分公開とした決定は妥当	答申どおり
10	平成19年6月25日	市長 (市民課)	行政書士、弁護士等有資格者の戸籍謄本、住民票の職務上請求に関し有資格者と川口市とのメモを含む協議記録の他10項目についての部分公開決定に対する不服申立て	一部の文書(1、2、10、11の文書)を非公開とする決定は妥当	答申どおり
11	平成23年3月1日	市長 (職員課)	「調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等」についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
12	平成23年3月1日	病院事業管理者 (庶務課、管理課、医療情報課)	「調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等」についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
13	平成24年6月29日	教育委員会 (学務課)	平成21年9月21日開催の川口市教育委員会における同委員会議事録に記載されている教育長の「免許法が変わり、中学校の免許しか所持していなくても、小学校で所持している免許の教科は教えることができる。例えば教科担任制の学校に行けば、その学年の教えることは可能である。逆を言えば学級担任は持ちづらい」との発言のうち、「学級担任は持ちづらい」との発言の法的根拠を示す文書等についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり

答申番号	答申日	実施機関 (諮問庁)	件名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
14	平成24年6月29日	市長 (障害福祉課)	「〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	個人情報等に該当し非公開とした決定は妥当	答申どおり
15	平成24年7月13日	市長 (下水道維持課)	「東内野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の下水道取付管工事に於ける請求書に対する支出伝票、またその支払の内訳がわかる文書」等についての部分公開決定に対する不服申立て	一部の文書を非公開とする決定は妥当	答申どおり
16	平成25年7月11日	病院事業管理者 (医療情報課、庶務課、医事課)	川口市立医療センターにおける、診療録以外で〇〇〇〇に関する情報が記載されている文書全て」についての部分開示決定に対する不服申立て	川口市病院事業管理者がした部分公開決定は妥当	答申どおり
17	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	部分開示決定及び文書不存在を理由に一部を不開示とした決定は妥当だが、何ら判断をしていない一部文書については、開示不開示の決定を行うべきである。	答申どおり
18	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての不開示決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当だが、何ら判断をしていない一部文書については、開示不開示の決定を行うべきである。	答申どおり
19	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
20	平成25年12月17日	市長(秘書課)	『市長への手紙』に関して、市の業務処理手順等が明記された資料一式(手引きや要綱など含む一切の行政文書)についての部分公開決定に対する不服申立て	川口市長がした部分公開決定は妥当	答申どおり

答申番号	答申日	実施機関 (諮問庁)	件名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
21 ・ 22	平成25年12月17日	市長 (秘書課、街路 事業課)	〇〇〇〇より送付された以下の市長への手紙に関する市の業務処理状況・結果等が明記された資料一式(決裁等を含む) 標題”川口市職員による恫喝問題”について(2010年4月12日送付) 標題”川口市職員による恫喝問題”について(2010年10月18日送付) 標題”要求書”について(2011年4月8日付け第73957号書留内容証明郵便で送付、4月11日配達) 標題”市長への手紙”について(2012年2月19日送付) 標題”川口市が無視し続けている懸案”について(2012年6月4日送付) 標題”市長への提案書”について(2012年7月27日送付) 標題”市長への提案書”について(2012年8月3日送付) 標題”市長への提案書”について(2012年8月5日送付) 標題”市長への提案及び要求書”について(2012年10月22日送付) についての部分開示決定に対する不服申立て	川口市長がした開示決定、部分開示決定は妥当	答申どおり
23	平成26年3月24日	市長 (予防課)	「平成〇〇年〇月〇日川口市朝日〇丁目〇番〇号店舗『〇〇〇〇』にて発生した火災事案に関する質問調書を除く火災調査書類」についての部分公開決定に対する不服申立て	川口市長がした部分公開決定は妥当	答申どおり
24	平成26年6月25日	市長 (街路事業課)	平成24年10月6日の交渉(川口市作成:〇〇〇〇対応記録)を記録した際に利用した録音(録画)したデータ又は録音(録画)したことを証する公文書(電磁的記録を含む。)についての、当初より開示請求に係る保有個人情報存在しないため不開示としたことに対する不服申立て	不開示理由は適切とはいえないが、不開示決定は妥当	答申どおり

答申番号	答申日	実施機関 (諮問庁)	件名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
25	平成26年12月8日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	「学齢簿」「転学・転入学等報告書」のうち転入及び転学を識別することができる情報について不開示とした部分開示決定は妥当 「学級連絡網」について文書不存在により不開示とした決定は不当であり取り消されるべきである 「指導要録」「児童調査票」について開示不開示等の決定を行うべきである	答申どおり
26	平成26年12月8日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	「学齢簿」「転学・転入学等報告書」「指導要録」「出席簿(21年度・22年度)」「学校日誌(21年度・22年度)」のうち入学及び転学等を識別することができる情報について不開示とした部分開示決定は妥当 「児童名簿」「学級連絡網」について文書不存在による不開示とした決定は妥当 「出席簿」「学校日誌」「児童調査票」について開示不開示等の決定を行うべきである	答申どおり
27	平成26年12月8日	市長 (障害福祉課)	「障害福祉課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての不開示決定(存否応答拒否)に対する不服申立て	不開示決定は妥当	答申どおり
28	平成26年12月8日	病院事業管理者 (医療情報課、 庶務課)	川口市立医療センターにおける〇〇〇〇に関する以下の情報 ・庶務課における平成24年4月3日付FAXで参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書。 ・医療情報課における平成24年4月3日付FAXの返答。 ・電話記録全て。 についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	平成24年4月3日付FAXに添付されている「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書について文書不存在による不開示とした決定は不当であり不開示決定は取り消されるべきである その他の文書についての不開示決定は妥当	答申どおり

4 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会答申

No.	答 申 日	実施機関 (諮問庁)	件 名	答申の内容
1	平成13年5月11日	市長 (行政管理課)	個人情報保護制度の運営について (個人情報取扱の承認基準について)	一括承認基準の明規
2	平成13年8月30日	市長 (行政管理課)	個人情報の外部提供について (議案及び報告事項に記載される個人情報の外部提供について)	記載方法の明規
3	平成15年11月25日	水道事業管理者 (水道部業務課)	個人情報の外部提供について (水道業務委託に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
4	平成16年9月28日	市長 (高齢福祉課)	個人情報の外部提供について (老人保健医療事務共同電算処理に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
5	平成16年9月28日	市長 (国民健康保険課)	個人情報の外部提供について (国民健康保険事務共同電算処理に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
6	平成17年3月18日	市長 (行政管理課)	情報公開制度及び個人情報保護制度の見直しについて (手数料、指定管理者、独立行政法人等及び地方独立行政法人、罰則規定について)	制度の改正内容の整理
7	平成18年8月25日	市長 (介護保険課)	介護保険事務に係る電子計算組織の結合(地域包括支援センターシステム)について	承認
8	平成20年2月1日	市長 (高齢福祉課)	個人情報の外部提供について (災害時要援護者に関する個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
9	平成22年3月23日	市長 (市民課)	個人情報の外部提供について (川口市戸籍謄本等の本人通知制度について)	承認
10	平成24年8月29日	市長 (長寿支援課)	高齢者の権利擁護業務にかかる電子計算組織の結合(地域包括支援センターシステム)について	承認
11	平成25年3月27日	病院事業管理者 (医事課)	医療費のクレジットカード支払業務にかかる電子計算組織の結合について	承認
12	平成27年3月13日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価者の第三者点検について(住民基本台帳に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認

川口市個人情報保護条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、個人番号をその中に含む個人情報に関し、新たに規定を設けるもの。

2 改正の内容

(1) 定義

ア 個人情報の定義に、事業を営む個人の当該事業に関する特定個人情報を含めることとするもの。

イ 特定個人情報の定義を、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報とするもの。

ウ 情報提供等記録の定義を、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報とするもの。

エ 保有特定個人情報の定義を、公文書として記録されている特定個人情報とするもの。

(2) 保有特定個人情報の利用及び提供の制限

ア 保有特定個人情報は、目的外利用を禁止することとするもの。

イ アの例外として、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合（本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。）には、目的外利用ができることとするもの。

ウ イにより目的外利用をしたときは、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会にその内容を報告することとするもの。

エ 保有特定個人情報の提供は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き禁止することとするもの。

(3) 保有特定個人情報の開示請求等

ア 保有特定個人情報の開示請求は、本人に代わり法定代理人又は委任による代理人がすることができることとするもの。

イ アの開示請求が法定代理人又は委任による代理人からなされた場合には、本人の利益を侵害すると認められる情報は、開示しないことができることとするもの。

ウ 実施機関は、保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の機関において開示決定等をするべき事案であるときは、当該他の機関に事案を移送することができることとするとともに、その旨を開示請求者に通知することとするもの。

エ 保有特定個人情報の開示請求については、本条例によるもののほか、他の法令等によることができることとするもの。

(4) 保有特定個人情報の訂正、消去並びに利用及び提供の停止の請求

ア 保有特定個人情報の訂正、消去並びに利用及び提供の停止の請求は、本人に代わり法定代理人又は委任による代理人ができることとするもの。

イ 保有特定個人情報の消去又は利用の停止の請求ができる場合を、当該保有特定個人情報が番号法又は本条例に違反して収集、保管、利用又は記録されたものである場合とするもの。

ウ 保有特定個人情報の提供の停止の請求ができる場合を、当該保有特定個人情報が番号法第19条に違反して提供されている場合とするもの。

エ アからウにかかわらず情報提供等記録については、消去並びに利用及び提供の停止の請求ができないこととするもの。

オ 実施機関は、保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の機関において訂正決定等をするべき事案であるときは、当該他の機関に事案を移送することができることとするとともに、その旨を訂正請求者に通知することとするもの。

カ 保有個人情報の訂正をしたときは、必要に応じ当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては加えて総務大臣等）に通知することとするもの。

3 施行期日

平成27年10月5日から施行するもの。ただし、情報提供等記録に係る部分については、番号法附則第1条第5項に掲げる規定の施行の日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年5月31日法律第27号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成15年5月30日法律第58号)

(2) パブリック・コメント

不要

(仮称) 川口市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針 (案)

1. 特定個人情報等の保護に関する考え方

川口市では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)に定められた事務において特定個人情報等を取り扱う。番号法においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱う。

2. 特定個人情報等の保護方針

個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

(法令遵守)

①特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等(注)を遵守する。

(注) 法令等には次のものを含む。

- ・番号法
- ・行政機関個人情報等関連法令
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成 26 年 特定個人情報保護委員会告示第 6 号)
- ・行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(平成 16 年 9 月 14 日付け総管情第 84 号総務省行政管理局長通知)
- ・川口市個人情報保護条例

(安全管理措置)

②特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止)

③特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(委託・再委託)

④特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号法及び川口市個人情報保護条例に基づき川口市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(継続的改善)

⑤特定個人情報等の保護に関する管理規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3. 問い合わせ先 (開示請求・苦情相談等を含む)。

行政管理課 情報公開文書係 電話：048-258-1110 内線：2141・2142

(仮称) 特定個人情報の取扱いに関する管理規程 (案)

(第1 定義)

用語の意義は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条及び「川口市個人情報保護条例」(平成12年条例第50号。以下「条例」という。)第2条の定めるところによる。

※ここに文を追加予定。

(第2 管理体制)

1. 総括個人情報保護管理責任者

部に関する事務を担当する副市長を総括個人情報保護管理責任者とする。総括保護情報保護管理責任者は、各実施機関における個人番号及び保有特定個人情報(以下「保有特定個人情報等」という。)の管理に関する事務を総括する任に当たる。

2. 個人情報保護管理責任者

保有特定個人情報等を取り扱う各課室等に、個人情報保護管理責任者を一人置くこととし、当該課室等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

個人情報保護管理責任者は、各課室等における保有特定個人情報等を適切に管理する任に当たる。

3. 監査責任者

監査責任者は、個人情報保護制度を現任する総務部長とする。監査責任者は保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

4. 事務取扱担当者

個人情報保護管理責任者は、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う職員(以下「事務取扱担当者」という。)並びにその役割を指定する。

5. 事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲

個人情報保護管理責任者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

(第3 教育研修)

1. 総括個人情報保護管理責任者は、保有特定個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、保有特定個人情報等の取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2. 総括個人情報保護管理責任者は、保有特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
3. 個人情報保護管理責任者は、当該課室等の職員に対し、保有特定個人情報等の適切な管理のために、総括個人情報保護管理責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。
4. 1～3の措置を講ずる場合には、保有特定個人情報等の取扱いに従事する派遣労働者についても、職員と同様の措置を講ずる。

(第4 職員の責務)

職員は、行政機関個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

(第5 保有特定個人情報等の取扱い)

1. アクセスの制限

- (1) 個人情報保護管理責任者は、保有特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有特定個人情報等にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限る。
- (2) アクセス権限を有しない職員は、保有特定個人情報等にアクセスしてはならない。
- (3) 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有特定個人情報等にアクセスしてはならない。

2. 複製等の制限

職員は、業務上の目的で保有特定個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、個人情報保護管理責任者の指示に従い行う。

- (1) 保有特定個人情報等の複製
- (2) 保有特定個人情報等の送信
- (3) 保有特定個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

3. 誤りの訂正等

職員は、保有特定個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理責任者の指示に従い、訂正等を行う。

4. 媒体の管理等

職員は、個人情報保護管理責任者の指示に従い、保有特定個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

5. 廃棄等

職員は、保有特定個人情報等又は保有特定個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものも含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理責任者の指示に従い、当該保有特定個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の削除又は当該媒体の廃棄を行う。

6. 個人番号利用の制限

個人情報保護管理責任者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

7. 特定個人情報の提供の求めの制限

個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

8. 特定個人情報ファイル作成の制限

個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

9. 特定個人情報の収集・保管の制限

番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

10. 特定個人情報等の取扱状況の確認

個人情報保護管理責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

11. 取扱区域

個人情報保護管理責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

12. 媒体の管理等

職員は、保護管理責任者の指示に従い、保有特定個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

(第6 情報システムにおける安全の確保等)

1. 個人情報保護管理責任者は、保有特定個人情報等を情報システムで取り扱う場合には、別に定める川口市情報セキュリティポリシーに則り、必要な措置を講ずる。
2. 個人情報保護管理責任者は、1の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。
3. 個人情報保護管理責任者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有特定個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。
4. 個人情報保護管理責任者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。
5. 個人情報保護管理責任者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有特定個人情報への不適切なアクセス監視のため、一定数以上の保有特定個人情報がダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該機能の定期的確認等の必要な措置を講ずる。
6. 個人情報保護管理責任者は、保有特別個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの権利者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。
7. 個人情報保護管理責任者は、保有特定個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。
8. 個人情報保護管理責任者は、不正プログラムによる保有特定個人情報等の情報漏えい等の防止のため、不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講ずる。
9. 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずる。
10. 職員は、情報システムで取り扱う保有特定個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有特定個人情報の内容の確認、既存の保有特定個人情報との照合等を行う。
11. 個人情報保護管理責任者は、保有特別個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

12. 個人情報保護管理責任者は、保有特定個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。
13. 個人情報保護管理責任者は、保有特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。
14. 個人情報保護管理責任者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。
15. 職員は、個人情報保護管理責任者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。
16. 職員は、端末の使用に当たっては、保有特定個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。
17. 個人情報保護管理責任者は、保有特定個人情報等の秘匿性その内容に応じて、当該保有特定個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

（第7 情報システム室等の安全管理）

個人情報保護管理責任者は、保有特定個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有特定個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

（第8 保有特定個人情報等の提供及び業務の委託等）

1. 個人情報保護管理責任者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。
2. 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき川口市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
3. 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする際には、「委託を受けた者」において、川口市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

4. 個人番号利用事務等の全部又は一部の「委託を受けた者」が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

(第9 安全確保上の問題への対応)

保有特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が取扱要領等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有特定個人情報等を管理する個人情報保護管理責任者に報告する。

(第10 監査及び点検の実施)

1. 監査責任者は、保有特定個人情報等の管理の状況について、定期的に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括個人情報保護管理責任者に報告する。
2. 個人情報保護管理責任者は、自ら管理責任を有する保有特定個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理責任者に報告する。
3. 保有特定個人情報等の適切な管理のための措置については、総括個人情報保護管理責任者、個人情報保護管理責任者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。